

令和 3 年度

京都府包括外部監査報告書

令和 4 年 3 月

京都府包括外部監査人

公認会計士 人見 敏之

令和3年度京都府包括外部監査

監査テーマ

「収益事業特別会計（向日町競輪場の課題解決と
今後の可能性等）について」

第 1	外部監査の概要	1	-	-
1	外部監査の種類	1	-	-
2	外部監査のテーマ	1	-	-
	2.1 選定したテーマ	1	-	-
	2.2 テーマの選定理由	1	-	-
3	外部監査の実施期間	2	-	-
4	外部監査の方法	2	-	-
	4.1 監査の要点（着眼点）	2	-	-
	4.2 監査対象	2	-	-
	4.3 主な監査手続	2	-	-
	4.4 往査の実施状況	3	-	-
5	包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	4	-	-
	5.1 包括外部監査人	4	-	-
	5.2 補助者	4	-	-
6	利害関係	5	-	-
第 2	京都向日町競輪事業	6	-	-
1	全国の競輪について	6	-	-
	1.1 制度概要	6	-	-
	1.2 競輪の概説	13	-	-
	1.3 全国の競輪事業の状況	14	-	-
2	向日町競輪場の概要	18	-	-
	2.1 沿革	18	-	-
	2.2 立地	18	-	-
	2.3 施設・設備概要	19	-	-
	2.4 運営形態	21	-	-
	2.5 開催日程	23	-	-
	2.6 過去収支実績	24	-	-
	2.7 過年度における検討	25	-	-
3	収支状況の分析と課題	30	-	-
	3.1 収支分析	30	-	-
	3.2 収入	33	-	-
	3.3 支出	42	-	-
	3.4 その他の収支	52	-	-
	3.5 収支の改善状況	53	-	-
4	施設・設備の状況と課題	63	-	-
	4.1 施設一覧と配置図	63	-	-
	4.2 各施設の状況について	64	-	-
	4.3 駐車場	82	-	-
	4.4 施設の外部貸出し	88	-	-

5	運営管理の状況と課題	- 95 -
	5.1 資金の管理	- 95 -
	5.2 備品の管理	- 99 -
	5.3 契約の管理	- 104 -
	5.4 その他	- 119 -
6	他の競輪場の状況	- 123 -
	6.1 近隣の競輪場	- 123 -
	6.2 他競輪場のリニューアル状況	- 124 -
	6.3 リニューアル工事費の試算	- 135 -
7	将来収支シミュレーション	- 138 -
	7.1 今後の収支見通し	- 138 -
	7.2 リニューアル工事実施の収支シミュレーション	- 146 -
8	競輪関係者の考え	- 148 -
	8.1 既存競輪ファン	- 148 -
	8.2 競輪選手	- 152 -
	8.3 運営受託者	- 154 -
	8.4 競輪最高会議	- 156 -
	8.5 小括	- 157 -
9	総括・提言	- 160 -
	9.1 検討委員会報告への考え方	- 160 -
	9.2 施設のリニューアルの必要性	- 163 -
	9.3 向日町競輪場の将来について	- 164 -

<参考文献>

<指摘事項・意見一覧>

※ 本報告書における「指摘事項」は、法律・条例・規則等への適合性・合规性のみならず、経済性・効率性・有効性の観点から、法令や規則等で強制されていない事項でも直ちに改善を求める事項である。また、「意見」は、「指摘事項」以外で改善の検討を求める事項である。

※ 本報告書内で用いている表中の数値については、四捨五入等の関係で合計が一致しない場合がある。

※ 本報告書において、京都向日町競輪場は「向日町競輪場」、(公財) J K A は「J K A」、(株) J P F は「J P F」と適宜省略して表記する場合がある。

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 1 項及び京都府外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 11 年京都府条例第 1 号）の規定に基づく包括外部監査

2 外部監査のテーマ

2.1 選定したテーマ

収益事業特別会計（向日町競輪場の課題解決と今後の可能性等）について

2.2 テーマの選定理由

向日町競輪場は、自転車競技法（昭和 23 年法律第 209 号）に基づき、自転車等の機械の改良及び輸出の振興、体育事業等の振興、地方財政の健全化を図るため、昭和 25 年に開設され、その収益を京都府の一般会計に繰り出すことで、京都府政に大きく寄与してきた。

しかし、全国的な状況と同様に、向日町競輪場においては平成 2 年度をピークに売上や入場者数が減少し、収支が悪化したため、平成 13 年度に実施された包括外部監査では更なる経営改善の取組を推進するよう指摘を受けた。

さらに、平成 23 年には向日町競輪事業検討委員会から、当時の収支が赤字であり、経営改善を実施しても黒字化する見込みが低く、その上、老朽化した施設等を更新する場合には収支が悪化するおそれ大きいことから、事業の廃止もやむを得ないものとの提言がなされた。

その後は、平成 24 年の自転車競技法の改正による競輪振興法人への交付金率の引下げ、平成 29 年度からの包括民間委託の導入等による経営改善の取組により単年度収支が黒字化したことから、現在の包括民間委託期間である令和 6 年度までは継続を決定したものの、令和 7 年度以降の存廃については、未定の状況である。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、社会・経済情勢が大きく変化し、競輪場においても、感染予防対策として無観客での開催を余儀なくされるなど、入場者数が減少する中ではあるが、全国的な傾向として、近年の競輪事業の売上は増加している。

このように、競輪事業を取り巻く状況は大きく変化してきており、向日町

競輪場の現状を会計的な視点から分析し、現時点での正確な状況を把握することで、将来の見通しを立てるとともに、乙訓地域における地域振興・スポーツ振興の拠点としての多面的な機能や新たな活用策について検証することは、京都府政を考える上でも有意義と考え、本テーマを選定した。

3 外部監査の実施期間

令和3年6月から令和4年3月まで

なお、監査の対象期間は、原則として令和2年度とするが、必要に応じて過年度にも遡及するとともに、令和3年度以降の状況等についても言及している。

4 外部監査の方法

4.1 監査の要点（着眼点）

収益事業について、法令遵守、合規性、経済性、有効性及び効率性の観点から、特に以下の点に留意して監査を実施した。

- ・ 売上、収支等を踏まえた管理運営ができているか。
- ・ 売上増加、収支改善等に向けた利用促進策を進めるなど経営努力が行われているか。
- ・ 乙訓地域の地域振興・スポーツ振興の拠点としての機能を果たしているか。
- ・ 財務事務の合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から合理的かつ適正に対応できているか。

4.2 監査対象

監査対象は以下のとおりとした。

- ・ 向日町競輪場における競輪事業

なお、同じ収益事業特別会計に属する宝くじ事業については、事前確認段階で京都府の裁量によるところが極めて限定的であり、包括外部監査の対象として適当ではないと判断したため、監査対象から除外している。

4.3 主な監査手続

① 関係書類の閲覧

監査対象の京都府自転車競技事務所から各種関係書類や資料の提供を受け

るとともに、これらの通査及び閲覧を通して事業の状況等について理解を深め、問題点等の検出に努めた。

② 関係者への質問

関係書類の閲覧等を通じた理解のみでは不十分な点については、京都府自転車競技事務所の担当者等に質問し、回答を得るという形で監査を進めた。

また、向日町競輪場をホームバンクとする京都支部所属の選手を代表して、(一社)日本競輪選手会京都支部の支部長等に直接ヒアリングを行った。

さらに、平成 23 年 2 月の向日町競輪検討委員会の関係者にヒアリングを行い、検討委員会での検討過程や報告書に至った考え方を直接確認した。

③ 現場視察

向日町競輪場の本場開催・場外発売など実際の運営状況を視察し、施設設備の状況や備品の管理状況を把握するため競輪場へ複数回赴き、直接確認することにより問題点の検出等に努めた。

④ 上記手続を通じて検出された問題点についての改善策等の検討

監査の主目的が問題点の検出にあることは言うまでもないが、それに留まらず検出された問題点をどのように改善するべきかについて提案・提言等を行うことも監査の重要な役割である。こうした監査の役割に留意しつつ、可能な限り改善策について検討を加え、積極的に提案・提言に繋げられるように努めた。

4.4 往査の実施状況

① 京都府自転車競技事務所への往査

視察対象	視察日	往査監査人・補助者
競輪場内の施設・設備	7月6日(場外)	包括外部監査人及び補助者5人
	11月9日(場外)	包括外部監査人及び補助者1人
本場開催	12月14日	包括外部監査人
ミッドナイト競輪	9月14日(無観客)	包括外部監査人及び補助者5人
選手会ヒアリング	11月4日	包括外部監査人及び補助者1人

京都府自転車競技事務所が所在する向日町競輪場へ適時に赴き、帳票類の管理状況を把握し、別途、独自に場外発売や駐車場の状況を視察した。

また、本場開催のほか、ミッドナイト競輪の開催状況を視察し、ナイター照明や騒音の状況も確認したが、僅か4日間で年間売上の3分の1を稼ぐ記念競輪(平安賞)は、緊急事態宣言下での開催で無観客となったため、残念ながら視察することができなかった。

② 他の競輪場の視察など

向日町競輪場の車券は、場外発売や民間ポータル経由で全国の競輪ファンから購入されていることから、全国的な競輪熱の状況を理解するため、また、向日町競輪場の運営状況や施設の状況を相対的に把握するため、他の競輪場を可能な限り独自に視察して、他場の状況の把握に努めた。

エリア	本場開催	場外発売
近畿	奈良(7/20[ナイター]、8/2[モーニング]) 岸和田(7/25)、和歌山(9/23) 福井(10/16)	—
近畿近隣	松阪(10/18)	四日市(10/18)、大垣(10/24) 岐阜(10/24)、豊橋(1/16)
関東	松戸(10/7[ナイター]) 大宮(1/16[GⅢ])、千葉(1/16)	平塚(10/7)、川崎(10/7) 前橋(10/8)、小田原(11/18) 立川(1/17)
中国九州	広島(11/13)	小倉(8/5[ナイター])、玉野(11/12)

※ 千葉[PIST6]はTIPSTAR DOME、前橋はYAMADAグリーンドーム前橋、小倉は北九州メディアアトームが正式な競輪場名称

なお、競輪の本場開催時期が限定されている中、新型コロナウイルス感染症拡大により全国で緊急事態宣言が発令された時期は、無観客での開催とされたため、残念ながら多くの記念競輪・特別競輪を視察することはできなかった。

5 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

5.1 包括外部監査人

公認会計士・税理士 人見 敏之

5.2 補助者

公認会計士試験合格者 浅野 良治

公認会計士・税理士 裕井 大治

公認会計士	松原 広幸
公認会計士	宮田 傑
公認会計士・税理士	山田 洋平 (五十音順)

6 利害関係

京都府と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第2 京都向日町競輪事業

1 全国の競輪について

1.1 制度概要

(1) 競輪の歴史

日本における競輪の歴史は古く、公営ギャンブルとしての競輪は 1948 年(昭和 23 年)11 月に小倉競輪場(当時は三萩野競輪場。現在の北九州メディアドーム)で初めて開催された。これを可能にした自転車競技法は同年 8 月の制定・施行であるから、僅か 3 箇月で開催に至っている。公営ギャンブル絶対反対の国会議員も与党に相当数いた中、与党を担った当時の社会党と民主党とが GHQ との協議を重ねて急ピッチで開催を急いだのは、敗戦による引揚者への公営住宅建築など様々な目的があったためと言われているが、GHQ は中央集権でなく地方分権に向かうべく、地方自治体による開催を条件に容認した¹。

競輪場としては、幻となった 1940 年東京オリンピックに向けて 1939 年(昭和 14 年)に完成した大宮双輪場(埼玉県)が最初の競輪場である。当初は小倉・大宮・大阪住之江の三場体制でのスタートであったが、小倉競輪での成功例を知った地方自治体が翌 1949 年及び 1950 年(昭和 24 年及び 25 年)に多くの競輪場を開設した。

年	主要な事項	競輪場の開始	競輪場の廃止	場数
昭和23年(1948年)	⑧自転車競技法公布、自転車競技法施行規則制定	⑪小倉、⑫大阪(住之江)		2
昭和24年(1949年)		19場開場：①大宮、③西宮、④川崎、⑥鳴尾(甲子園)、⑦久留米・豊橋、⑧小田原・松本・千葉、⑨防府・岐阜・京王閣・長崎、⑩神戸・名古屋、⑪後楽園、⑫松山・京都(宝池)・和歌山		21
昭和25年(1950年)	⑦全国競輪施行者協議会結成 ⑨鳴尾競輪場騒擾事件、日本サイクリストセンター(現 日本競輪学校)開所	35場開場：②岸和田・取手、③玉野・大阪中央・宇都宮、④会津・明石・武雄・大津・松戸・福岡・前橋・高知・弥彦、⑤札幌・別府・奈良・花園園・門司・松阪・村山(西武園)・福井・松江、⑥高松・青森・函館、⑦豊中・小松島・熊本、⑨伊東、⑪観音寺・京都向日町・平塚・佐世保・一宮		56
昭和26年(1951年)		②平(いわき)、④富山、⑩立川	⑩松本廃止	58
昭和27年(1952年)	④日本競輪選手会設立	①四日市、⑥大垣、⑫広島		61
昭和28年(1953年)		③静岡	⑩松江廃止	61
昭和30年(1955年)			④豊中廃止	60
昭和31年(1956年)	⑤競輪運営審議会「競輪の改廃に関する中間答申」			↓
昭和32年(1957年)	⑩日本自転車振興会発足、⑪日仏交歓プロ自転車競技大会開催			
昭和33年(1958年)			⑩京都(宝池)廃止	59

¹ 競輪六十年史 P98 ほか

年	主要な事項	競輪場の廃止	場数
昭和34年(1959年)	⑥松戸競輪場騒擾事件		↓
昭和35年(1960年)	③競輪審議会「競輪の存廃に関する答申」	⑪札幌、⑫神戸廃止	57
昭和36年(1961年)	⑦公営競技調査会答申(長沼答申)、日韓交歓競技開催	③明石廃止	56
昭和37年(1962年)		③大阪中央、⑨福岡廃止	54
昭和38年(1963年)		⑨会津廃止	53
昭和39年(1964年)	通産省「競輪場施設の整備改善に関する指導要領」、⑨女子競輪(一旦)廃止	⑤大阪住之江廃止	52
昭和42年(1967年)		⑫長崎廃止	51
昭和47年(1972年)		⑩後楽園廃止	50
昭和54年(1979年)	⑥公営競技問題懇談会(吉国懇)意見書「公営競技の適正な運営について」		
昭和56年(1981年)	⑧世界選手権大会でケイリンが正式種目採用		
昭和60年(1985年)	④ノミ屋・暴力団等の公営競技場からの追放声明		
昭和61年(1986年)	③本場・場外間のシステム直結、⑨中野浩一選手が世界選手権7 ^{ロズ} リット10連覇、⑪電話投票開始		↓
平成3年(1991年)	⑨マークシート方式導入		
平成11年(1999年)	⑦パソコン投票本格実施		
平成12年(2000年)	⑨シドニー五輪でケイリンが初種目となる		
平成13年(2001年)	⑪三連単車券の導入		
平成14年(2002年)	④インターネット投票本格稼働、⑤岸和田で包括民間委託導入	甲子園、西宮、門司廃止	47
平成19年(2007年)	⑨地域の7自転車競技会が合併し日本自転車競技会となる		
平成20年(2008年)	④(財)日本自転車振興会が日本小型自動車振興会の業務を承継し(財)JKAに改称、重勝式勝者投票法(Dokanto)導入、⑦ガールズ・ケイリン開始		↓
平成22年(2010年)		花月園廃止	46
平成23年(2011年)		大津びわこ廃止	45
平成24年(2012年)		観音寺廃止	44
平成26年(2014年)		一宮廃止	43
令和3年(2021年)	⑩千葉250競輪開始		43

※ マル数字は月

その後、1952年(昭和27年)頃には最大で61の競輪場が稼働しており、職員の給料遅配や公共事業の財源が枯渇²するなど税収が十分でなかった当時の地方自治体にとって、競輪運営による一般会計繰入金収入は大きく、その収入は地方財政の財源としてインフラ整備などに充てられた。

レジャーが少なかった時代でもあり、競輪は期待していた以上の活況を示したが、同時に深刻なトラブルも生み出した。一つは、八百長騒ぎや運営ミスに対する観客の暴動(騒擾)であり、器物損壊や暴行などの反社会的行為が相次いで報じられ、全国競輪が開催を自粛した時期もあった。もう一つは、ファンによる場内・場外での騒音、ゴミの投棄、違法駐車等によって、競輪場が位置する地域の近隣住民へ多大な迷惑をかけたことである。近隣に住む女性や子供は競輪開催日には外出を控えたりもし、ギャンブル依存症による事件も取り上げられた。

これらのトラブルは、競輪に対して否定的な見解を植え付け、地域性など

² 競輪二十年史 P6

から売上不振であった競輪場が閉鎖されるだけでなく、いくつかの地方自治体では首長が競輪を公害なものと判断し、競輪場の閉鎖を決定した。日本一の売上を上げていた後楽園競輪も当時の東京都知事によって昭和 47 年に廃止されることとなった。

そうした流れもあったものの、競輪はその後も発展を続け、中野浩一選手の世界選手権プロスプリント 10 連覇という偉業やオリンピックでの正式種目としての採用などもあって、競輪は健全なスポーツ競技としての一面も高め、車券売上は、平成 3 年には 1 兆 9,553 億円にまで達した。

しかし、バブル崩壊後は車券売上が急激に落ち込み、平成 12 年前後と平成 22 年前後には収支赤字となる競輪場も生じて、7 競輪場が将来を悲観され閉鎖となった。現在は、事業者への包括民間委託によってコストを抑えつつ、競輪場の活性化イベントを増やしてきたが、ミッドナイト競輪や民間ポータルサイト経由のインターネット売上の急伸などによって、車券売上が急回復しつつある状況にある。

(2) 競輪を取り巻く法令

基本的に賭け事は刑法上の賭博罪（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 185 条）に該当し、賭博場を開いた者は賭博場開帳凶利罪（刑法第 186 条第 2 項）に該当する。競輪が公営ギャンブルとして実施できるのは、自転車競技法において、競輪は自転車産業・機械工業・体育事業等の公益増進に寄与し、地方財政に貢献するとして公益性が付与されているためである。

同法の条文及び主要なポイントは、以下のとおりである。

自転車競技法

第 1 条第 1 項 都道府県及び人口、財政等を勘案して総務大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行うことができる。

同条第 5 項 第 1 項に掲げる者（以下「競輪施行者」という。）以外の者は、勝者投票券（以下「車券」という。）その他これに類似するものを発売して、自転車競走を行ってはならない。

第 1 条第 1 項において、前述の競輪の存在意義たる目的が定められ、都道府県又は市町村のみが競輪施行者になり得る旨、同条第 5 項において、競輪施行者以外の者はいわゆるギャンブルとしての競輪を行ってはならない旨を

定めている。

第 8 条第 1 項 競輪施行者は券面金額 10 円の車券を券面金額で発売することができる。

同条第 2 項 競輪施行者は、前項の車券 10 枚分以上を一枚で代表する車券を発売することができる。

第 9 条 未成年者は、車券を購入し、又は譲り受けてはならない。

第 11 条 勝者投票法は単勝式、複勝式、連勝単式及び連勝複式並びに重勝式の五種類とし、勝者投票法の種類ごとの勝者の決定の方法並びに勝者投票法の種類の組合せ及び限定その他その実施の方法については、経済産業省令で定める。

第 11 条などで車券の種類が定められている。単勝式(2車単)、複勝式(2車複)、連勝単式(3連単)、連勝複式(3連複)が通常の販売である。重勝式は、いわゆる T O T O くじのように勝ち目を自ら選べない種類であり、別物と言える。

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる競輪について、車券を購入し、又は譲り受けてはならない。

- 1 競輪に関係する政府職員及び競輪施行者の職員にあつては、すべての競輪
- 2 競輪振興法人及び競技実施法人の役職員並びに競輪の選手にあつては、すべての競輪
- 3 前二号に掲げる者を除き、車券の発売等、競輪場内の整理及び警備その他競輪の事務に従う者にあつては、当該競輪

当然の定めであるが、競輪の関係者が車券を購入すると法律違反となる。競輪施行者の職員は他場の車券を購入することも認められず、監査期間中には他県において職員の処分事例が報道された。

第 12 条 競輪施行者は、勝者投票法の種類ごとに、勝者投票の的中者に対し、その競走についての車券の売上金の額に 100 分の 70 以上経済産業大臣が定める率(100 分の 80)以下の範囲内で競輪施行者が定める率を乗じて得た額に相当する金額を、当該勝者に対する各車券に按分して払戻金として交付する。

平成 24 年 3 月の法改正により、払戻率の下限がそれまでの 75% から 70% に引き下げられたが、向日町競輪場を始めとする全国競輪の払戻率は 75% を維持している。

払戻金の算式は自転車競技法施行規則(平成 14 年経済産業省令第 97 号)において、以下のとおり定められている。

$$(W + D / P) \times R + A / P = T$$

W: 当該勝者に対する車券の総券面金額

P: 勝者の数

D: 出走した選手であつて勝者以外のものに対する車券の総券面金額

R: 法第 12 条第 1 項の規定により 100 分の 70 以上経済産業大臣が定める率以下の範囲内で競輪施行者が定める率

A: 法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定する(重賞式の)加算金

T: 法第 12 条第 1 項に規定する払戻し対象総額

賭け金の総額を、的中した人々が賭け金の額に応じて公平に按分するトータリゼーター(totalizator)方式³が採用されている。

第 16 条 競輪施行者は、次に掲げる金額を競輪振興法人に交付しなければならない。

一	1 開催の売上金の額	競輪振興法人に交付すべき金額
	3 億 6 千万円以上 4 億 8 千万円未満	売上金の額の 1000 分の 6(売上金の額の 1000 分の 976 が 3 億 6 千万円未満となるときは、当該売上金の額と 3 億 6 千万円との差額の 1000 分の 250)
	4 億 8 千万円以上 6 億円未満	売上金の額の 1000 分の 7(売上金の額の 1000 分の 972 が 4 億 6840 万円未満となるときは、当該売上金の額と 4 億 6840 万円との差額の 1000 分の 250)
	6 億円以上 12 億円未満	売上金の額の 1000 分の 9(売上金の額の 1000 分の 964 が 5 億 8320 万円未満となるときは、当該売上金の額と 5 億 8320 万円との差額の 1000 分の 250)
	12 億円以上	売上金の額の 1000 分の 10(売上金の額の 1000 分の 960 が 11 億 5680 万円未満となるときは、当該売上金の額と 11 億 5680 万円との差額の 1000 分の 250)

二	1 開催の売上金の額	競輪振興法人に交付すべき金額
	3 億円以上 4 億円未満	当該売上金の額と 3 億円との差額の 1000 分の 14
	4 億円以上 5 億円未満	140 万円に、当該売上金の額と 4 億円との差額の 1000 分の 7 を加算した金額
	5 億円以上 10 億円未満	210 万円に、当該売上金の額と 5 億円との差額の 1000 分の 8 を加算した金額
	10 億円以上 15 億円未満	610 万円に、当該売上金の額と 10 億円との差額の 1000 分の 9 を加算した金額
	15 億円以上	1060 万円に、当該売上金の額と 15 億円との差額の 1000 分の 10 を加算した金額

三	1 開催の売上金の額	競輪振興法人に交付すべき金額
	3000 万円以下	売上金の額の 1000 分の 1.5
	3000 万円超 4000 万円以下	45 千円に 3000 万円を超える売上金の額の 1000 分の 2 を加算した金額
	4000 万円超 5000 万円以下	65 千円に 4000 万円を超える売上金の額の 1000 分の 3.5 を加算した金額
	5000 万円超 6000 万円以下	10 万円に 5000 万円を超える売上金の額の 1000 分の 5.5 を加算した金額
	6000 万円超	15 万 5 千円に 6000 万円を超える売上金の額の 1000 分の 2.8 を加算した金額

(三は自転車競技法施行規則より)

一から三までを合計すると売上金額の約 1.9%を競輪振興法人(JKA)に納付することになる。

例) 売上金額 10 億円→900 万円+610 万円+278.7 万円=1,788.7 万円 (1.79%)

売上金額 50 億円→5,000 万円+4,560 万円+1,398.7 万円=1 億 958.7 万円(2.19%)

³ トータリゼーターの反対がブックメーカー方式

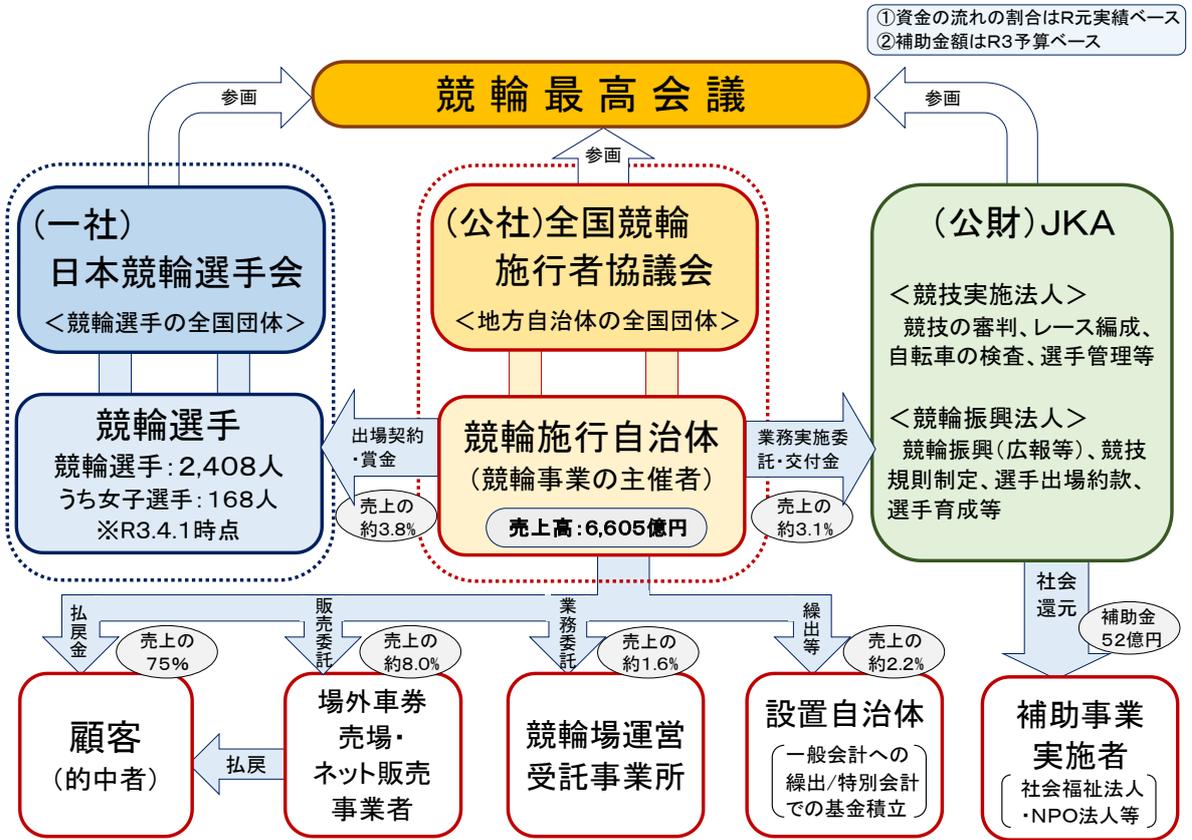
第 17 条 競輪施行者は、競輪を開催した年度が、当該年度の競輪の事業の収入の額として経済産業省令で定める方法により算定される額「競輪事業収入額」が当該年度の競輪の事業の支出の額として経済産業省令で定める方法により算定される額「競輪事業支出額」を下回る年度「赤字年度」であった場合には、競輪振興法人に対して、当該赤字年度中に前条第一項の規定により交付した同項第一号又は第二号の規定による交付金「対象交付金」の総額のうち、当該赤字年度の競輪事業支出額から当該赤字年度の競輪事業収入額を控除して得た額「赤字額」に相当する金額の還付を、当該赤字年度の翌年度に請求することができる。

平成 24 年 3 月の法改正により、納付した社会還元目的の交付金を限度として、赤字相当額を競輪施行者に還付できることとなった。

なお、競馬は競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）の前身として<旧>競馬法（大正 12 年法律第 47 号）があり、オートレースは小型自動車競走法（昭和 25 年法律第 208 号）、競艇はモーターボート競走法（昭和 26 年法律第 242 号）を根拠法としており、競輪は公営ギャンブルの中で競馬に次いで 2 番目に古い歴史を有している。

(3) 主催者と関連団体

全国的な競輪事業の運営体制を図に表すと下図のようになる（京都府作成）。



①競輪施行自治体

競輪の主催者は図中央にある京都府等の競輪施行自治体であり、競技の実施については図右側の競技実施法人に委託している。

競輪場の運営については直営又は図下方の競輪場運営受託事業所(例：J P F、日本トーター(株)など)に委託する形式である。

本場以外での車券販売については、場外車券売場やネット販売事業者へ委託を行い、顧客(的中者)への払戻しも併せて委託されている。

②(公社)全国競輪施行者協議会

(公社)全国競輪施行者協議会(以下「全輪協」という。)は、全国43競輪場の競輪施行者により構成され、競輪施行に関する調査研究、サイクルテレホン事務センター(以下「CTC」という。)の運営、競輪選手共済会に対する助成などを行う。また、競輪施行者の意見の取りまとめを行い、国や中央団体への制度改正要望なども実施している。

③(公財)JKA

JKA(〈旧〉財団法人日本自転車振興会)はJapan Keirin Autoraceの頭文字を取っており、競輪振興法人(自転車競技法第23条、第24条)と、競技実施法人(同法第38条、第40条)の両面の役割を担っている。

競輪振興法人は、競輪の審判員、競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の登録、競輪の実施方法等の決定、選手の出場のあっせん、審判員、選手その他競輪の競技の実施に必要な者の養成又は訓練その他競輪の公正かつ円滑な実施に資する業務や、自転車その他の機械に関する事業の振興のための事業や体育事業その他の公益事業の振興のための事業への補助などの業務を行う法人で、全国を通じて1法人に限り経済産業大臣が指定するものであり、現在、JKAが指定されている。

競技実施法人は、競輪施行者から受託し、競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判員その他の競輪の競技に関する事務、車券の発売等を行うこと、競輪の開催の宣伝、入場者の整理その他競輪場内の整理など競輪の実施に関する業務を専門的に行う法人で、経済産業大臣が指定する。複数の法人が指定される可能性はあるが、令和3年4月1日時点ではJKAのみが指定されている。

なお、J K Aはオートレースにおける競走振興法人も担っている。

競輪事業の監督官庁としては、自転車競技法等の法令に基づき、経済産業大臣の指導・監督の下で実施される。市町村の開催については、総務大臣が指定等の手続を行うことになる。

1.2 競輪の概説

(1) 競輪選手

競輪選手は、競輪振興法人所管の日本競輪選手養成所(旧 日本競輪学校)で12箇月の教育を受けた後、国家試験である競輪選手資格検定に合格し、選手として登録された者である。

現在、競走成績(及び性別)によって、3層7班(S級S班・1班・2班、A級1～3班、L級1班)にクラス分けされ、約2,400人の選手が登録している。

競輪選手は(一社)日本競輪選手会(以下「日競選」という。)の各支部に所属する。向日町競輪場には京都支部が置かれ、現在35人の選手が所属しており、向日町競輪場をホームバンクとして練習に励んでいる。

(2) レースの種類

競輪のレースにはグレードがあり、G PからG IIIまでがグレードレースと呼ばれている。選手が所属するクラスや競争成績によって、出走できるレースが限定される。

G P,G I,G II (特別競輪)	特別競輪とは最高峰レースのG P(年1回)、S級上位選手が参加するG I(年6回)、選考基準で選出された選手のみ出場できるG II(年4回)を指す。特別競輪の開催場は固定されておらず、競輪最高会議において売上実績や施設リニューアル等、競輪発展への貢献活動を考慮して決定される。
G III(記念競輪)	オールS級選手による、各競輪場の開設などを記念して開催する競輪。各競輪場が原則年1回(4日制)で開催する。
F I	S級選手によるS級レースと、A級1班・2班の選手が出走するA級レースの組合せ開催。
F II	A級選手のみで行われるレース。最も多く開催される。
ガールズ ケイリン	女子選手による競輪。上記のレースの一部を構成し、モーニングやミッドナイトのレースまである。年6回の特別レースがある。

レースの開催時間帯は4種類あり、それぞれの開始・終了時刻、グレード、観客の有無は以下のとおりである。

区分	開始・終了時刻	グレード	観客
モーニング(7・9・12R)	8:30～10:55(7R)	F II	有・無
日中	10:45～16:30	全	有
ナイター	15:30～20:30	全	有
ミッドナイト	20:30～23:30	F II	無

ミッドナイト競輪は完全無観客であるが、モーニング競輪では 10 時以降のみ入場可能としている例もある。

(3) 車券購入方式

競輪の車券の買い方（賭け方）は、以下の 7 方式によっている。

投票方式(賭式)	当選確率	説明
① 3 連単(車番 3 連勝単式)	1/504	車番で 1・2・3 着を着順どおりに予想
② 3 連複(車番 3 連勝複式)	1/84	車番で着順にかかわらず 1～3 着を予想
③ 2 車単(車番 2 連勝単式)	1/72	車番で 1・2 着を着順どおりに予想
④ 2 車複(車番 2 連勝複式)	1/36	車番で着順にかかわらず 1・2 着を予想
⑤ 2 枠単(枠番 2 連勝単式)	1/33	枠番で 1・2 着を着順どおりに予想
⑥ 2 枠複(枠番 2 連勝複式)	1/18	枠番で着順にかかわらず 1・2 着を予想
⑦ ワイド(拡大 2 連勝複式)	3/36	車番で 1～3 着内の 2 車を予想

このほか、前述のとおり、複数レースの勝者を当てる重勝式勝者投票法(Dokanto!)もあるが、totoBIG などと同様に勝者を選んで投票するものではなく、車券購入の主流ではない。車券購入は 70%から 80%までが 3 連単に集中しており、高配当が見込める方式が好まれている。

1.3 全国の競輪事業の状況

(1) 全国の競輪場

現在、全国には 43 の競輪場がある。

No.	競輪場名	所在地	設置者名	No.	競輪場名	所在地	設置者名
1	函館	函館市	函館市	22	大垣	大垣市	大垣市
2	青森	青森市	青森市	23	四日市	四日市市	四日市市
3	いわき平	いわき市	いわき市	24	松阪	松阪市	松阪市
4	弥彦	新潟県弥彦村	西蒲原郡弥彦村	25	富山	富山市	富山市
5	前橋	前橋市	前橋市	26	福井	福井市	福井市
6	宇都宮	宇都宮市	宇都宮市	27	京都向日町	向日市	京都府
7	取手	取手市	茨城県・取手市	28	奈良	奈良市	奈良県
8	大宮	さいたま市	埼玉県	29	和歌山	和歌山市	和歌山県
9	西武園	所沢市	埼玉県	30	岸和田	岸和田市	岸和田市
10	立川	立川市	立川市	31	玉野	玉野市	玉野市
11	京王閣	調布市	東京都十一市 競輪事業組合	32	広島	広島市	広島市
				33	防府	防府市	防府市
12	松戸	松戸市	松戸市	34	高松	高松市	高松市
13	千葉	千葉市	千葉市	35	小松島	小松島市	小松島市
14	川崎	川崎市	川崎市	36	松山	松山市	松山市
15	平塚	平塚市	平塚市	37	高知	高知市	高知市
16	小田原	小田原市	小田原市	38	小倉	北九州市	北九州市
17	伊東温泉	伊東市	伊東市	39	久留米	久留米市	久留米市
18	静岡	静岡市	静岡市	40	武雄	武雄市	武雄市
19	豊橋	豊橋市	豊橋市	41	佐世保	佐世保市	佐世保市
20	名古屋	名古屋市	名古屋競輪組合	42	別府	別府市	別府市
21	岐阜	岐阜市	岐阜市	43	熊本	熊本市	熊本市

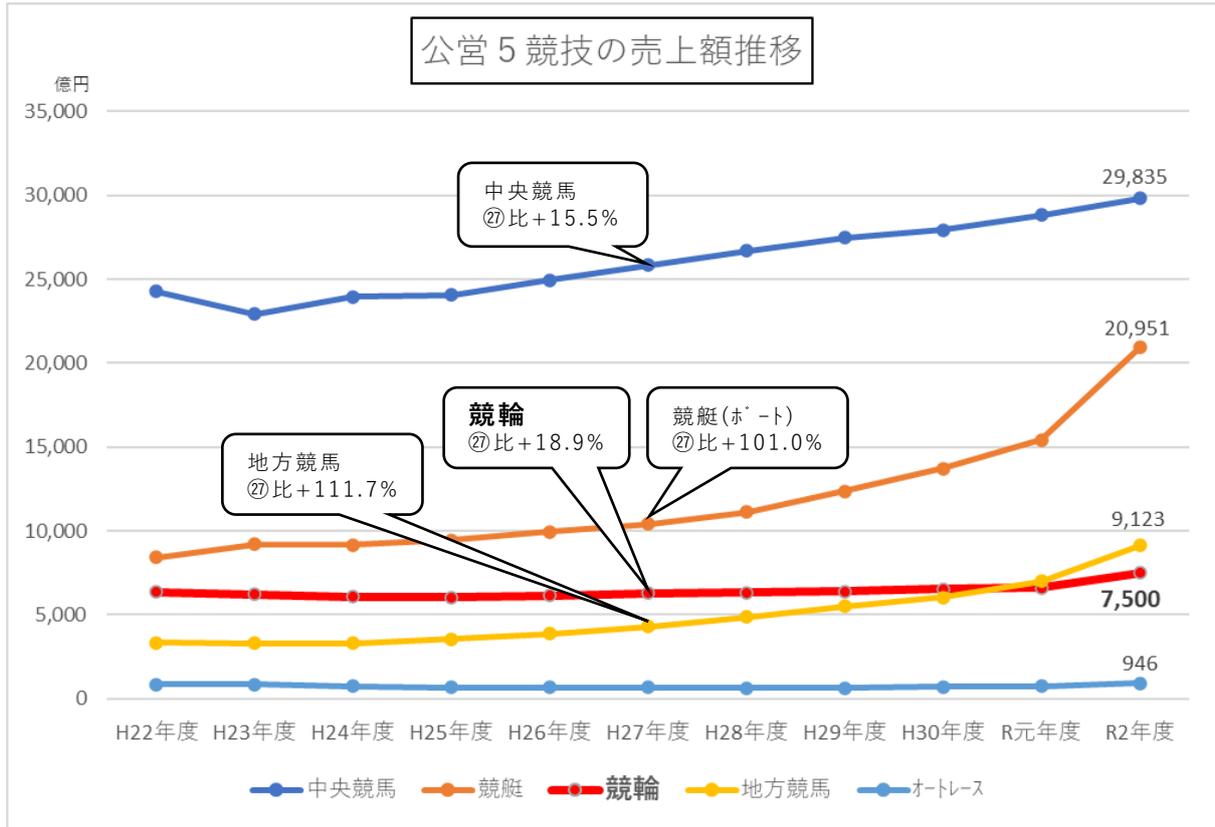
※ 熊本は熊本地震後休止中

設置者は市が多く、都道府県が設置者となっているのは埼玉県、京都府、奈良県、和歌山県、茨城県(取手市と共同)のみである。

近畿エリアとしては、福井、京都向日町、奈良、和歌山、岸和田の5場が分類されており、運営面で相互に協議し、及び調整している。

(2) 全国的車券売上状況

日本における車券売上は減少傾向にあったが、平成25年度の6,063億円で底を打った後は上昇に転じ、令和2年度は7,500億円で増加した。



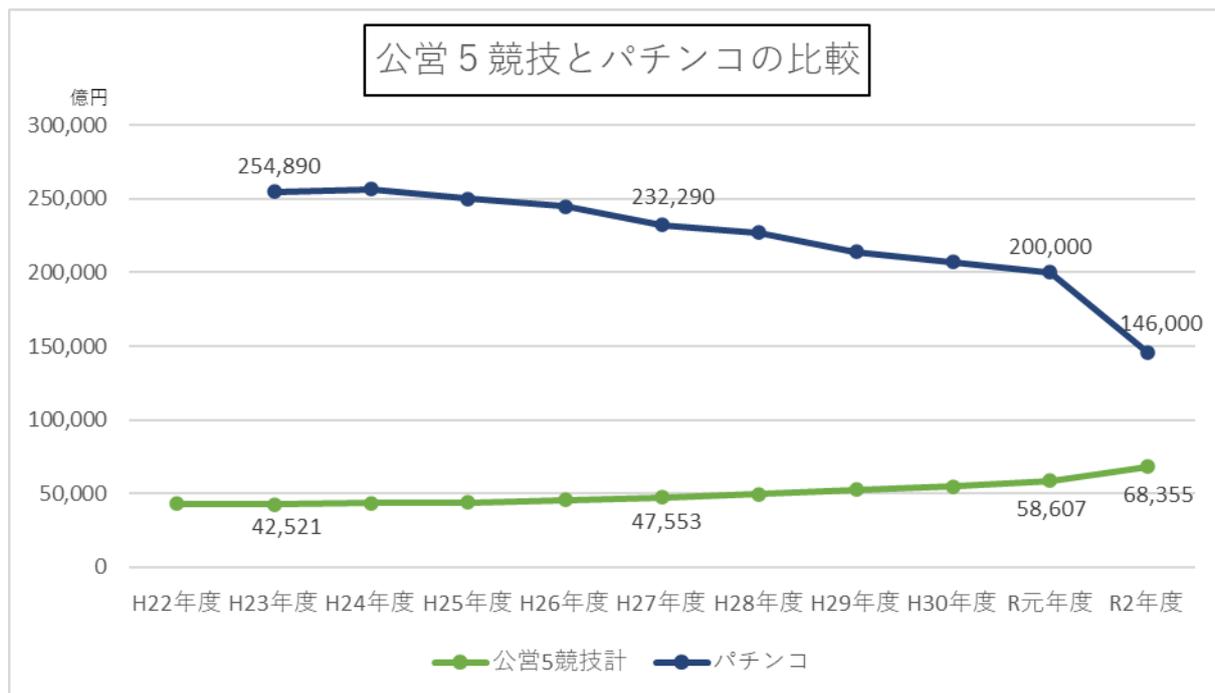
この好調な傾向は競輪以外の公営ギャンブルも同様であるが、中でも競艇と地方競馬の好調が顕著で、令和2年度において5年前の倍以上の売上を計上していることが特筆される。

(単位：億円)

年度	中央競馬	競艇	競輪	地方競馬	オートレース	公営5競技計	パチンコ
H22年度	24,276	8,435	6,350	3,332	861	43,254	
H23年度	22,936	9,198	6,229	3,314	844	42,521	254,890
H24年度	23,943	9,176	6,091	3,326	756	43,292	256,720
H25年度	24,049	9,476	6,063	3,553	688	43,829	250,050
H26年度	24,936	9,953	6,159	3,879	668	45,595	245,040
H27年度	25,834	10,423	6,308	4,310	678	47,553	232,290
H28年度	26,709	11,112	6,346	4,870	654	49,691	227,000
H29年度	27,477	12,379	6,400	5,525	660	52,441	214,000
H30年度	27,950	13,728	6,541	6,034	704	54,957	207,000
R元年度	28,818	15,435	6,605	7,010	739	58,607	200,000
R2年度	29,835	20,951	7,500	9,123	946	68,355	146,000

※ パチンコの売上額は貸玉(メダル)料で暦年。(公財)日本生産性本部「レジャー白書」より

公営ギャンブルと対照的なのがパチンコである。パチンコ業界の売上高は投機性を抑える出玉規制や射幸心を煽るような告知イベントの規制などによって年々右肩下がりであった。令和2年度にはコロナ禍での緊急事態宣言を受け、パチンコホールに行かなければ遊技できないパチンコの売上高は、スロットで人気のあった主要機種の新規機種切れも相まって、前年比73%まで急減した。



パチンコファンがそのまま公営ギャンブルに流れたとまでは言えないものの、ギャンブルに魅力を感じている客層の一定数が移行した可能性は否めない。

システム化が進んだ公営ギャンブルはスマートフォンとの親和性が高く、コロナ禍の無観客開催であっても、インターネットによる在宅からの投票が可能であり、ミッドナイト競技の実施などの工夫によって更に売上を伸ばし、パチンコとの差が縮まった状況である。

2 向日町競輪場の概要

2.1 沿革

京都府における最初の競輪場としては京都市営の宝ヶ池競輪場(昭和 24 年開設)があったが、昭和 33 年に廃止(現在の「宝ヶ池公園こどもの樂園」)されたため、府内で 2 番目に設置された向日町競輪場が、現在、京都府で唯一の競輪場である。

向日町競輪場は、昭和 25 年 11 月の開設以来、令和 2 年度までに京都府の一般会計に累計 468 億円の繰入を行い、京都府の財政に多大な貢献を果たしてきた。

年月日	事項
昭和25年5月18日	向日町競輪場設置承認
昭和25年8月10日	向日町競輪場建設工事着工(工事費5,200万円)
昭和25年11月15日	向日町競輪場竣工
昭和25年11月17日	向日町競輪場における府営第1回競輪を開催
昭和38年5月20日	京都府自転車競技事務所発足(庶務、業務2課制)
昭和42年10月10日	第1、第2投票所改築工事完了
昭和43年10月15日	中央投票所改築工事竣工
昭和61年12月17日	特別観覧席・第3投票所(2層式3階建スタンド)工事完了(約14億円)
昭和62年7月30日	第3回全日本選抜競輪開催(7/30~8/4)
平成4年5月25日	選手宿舎改築工事竣工(約10億円)
平成13年6月21日	選手管理センター建設工事完了(約12億円)
平成15年4月26日	3連単等の新賭式を導入、自動発売払戻機43台稼働、復路無料バス運行開始
平成19年4月	インターネットライブ中継開始、全レース併売開始
平成20年12月20日	京都向日町電話投票ファンクラブ会員募集開始
平成21年3月	向日町競輪事業検討委員会設置
平成23年2月	向日町競輪事業検討委員会報告書
平成29年4月	向日町競輪運営の包括民間委託開始
平成30年6月	大阪北部地震による特別観覧席大型窓ガラス破損で受託場外発売と本場開催2節中止
平成30年8月18日	奈良競輪場の借上げによるミッドナイト競輪開催
令和2年2月・3月	コロナウイルスの影響による無観客での本場開催や受託場外車券発売の中止
令和2年4月	緊急事態宣言により本場開催3節を中止
令和3年6月	ナイター照明導入により自場でミッドナイト競輪開催開始

2.2 立地

向日町競輪場は向日市の中央西端に位置しており、京都市西京区と長岡京市との境界に近い。向日市やその周辺地域は、京都及び大阪への通勤・通学

の便や、地価と住環境のバランスなどから府内有数の人口増加地域となっている。

向日町競輪場の北側には向日市役所が隣接し、消防署、市民会館や福祉会館も近隣にあるなど、向日市の行政機能が集中する箇所に立地している。



東側は物集女街道に面しており、国道 171 号線以西の主要な南北道路として丹波街道と同様交通量が多いが、京都縦貫自動車道の開通により若干渋滞が緩和している。

最寄りの阪急東向日駅からは徒歩 10 分前後、JR 向日町駅からは徒歩 20 分前後かかるが、本場・場外開催日は、向日町競輪場までの無料バスが運行されている（東向日駅から 14 本/日、向日町駅から 8 本/日）。

2.3 施設・設備概要

一般客向けの入口は、正門の東入場門と、駐車場に近い西入場門の 2 つがある。場内は競技が行われるバンクの南側を囲むように観戦スタンドが 4 つ並んでいるが、東側の第 4・第 5 投票所棟は閉鎖しており、立入禁止となっている。



(1) 競走路(バンク)

選手が競走するバンク(一周 400m)は、南側が観戦スタンドに囲まれ、乱入防止のための金網で仕切られている。走路内にはテニスコートと陸上トラックが配され、ナイター照明が走路全体をカバーしている。

(2) 投票所関連

車券を販売し、払戻金を支払う投票所は、中央投票所に加えて第1投票所から第5投票所までであるが、第4投票所及び第5投票所は閉鎖されている。また、第2投票所及び第3投票所も通常時は閉鎖しており(平安賞時には特別観覧席内の投票所も稼働)、通常稼働しているのは中央投票所と第1投票所のみである。

(3) 選手宿舎・選手管理センター

競輪場の北側には選手宿舎や選手管理センターがあり、管理ゾーンとして、特に本場開催時には前日の検車時から入退場を著しく制限され、選手が外部と接触しないよう厳しく管理されている。

高校の自転車部合宿やアマチュア競技大会などの際には、全国高等学校体育連盟や自転車振興団体等に無償で貸し出されている。

(4) その他（BMX パークなど）

向日町競輪場の西側エリアには、BMX パークや子供向けのキックバイク・バンブトラックエリアがあり、土日祝にはサイクルパークが開催されている。

2.4 運営形態

前述のとおり向日町競輪場の運営は、平成 29 年 4 月から民間事業者へ包括民間委託されている。

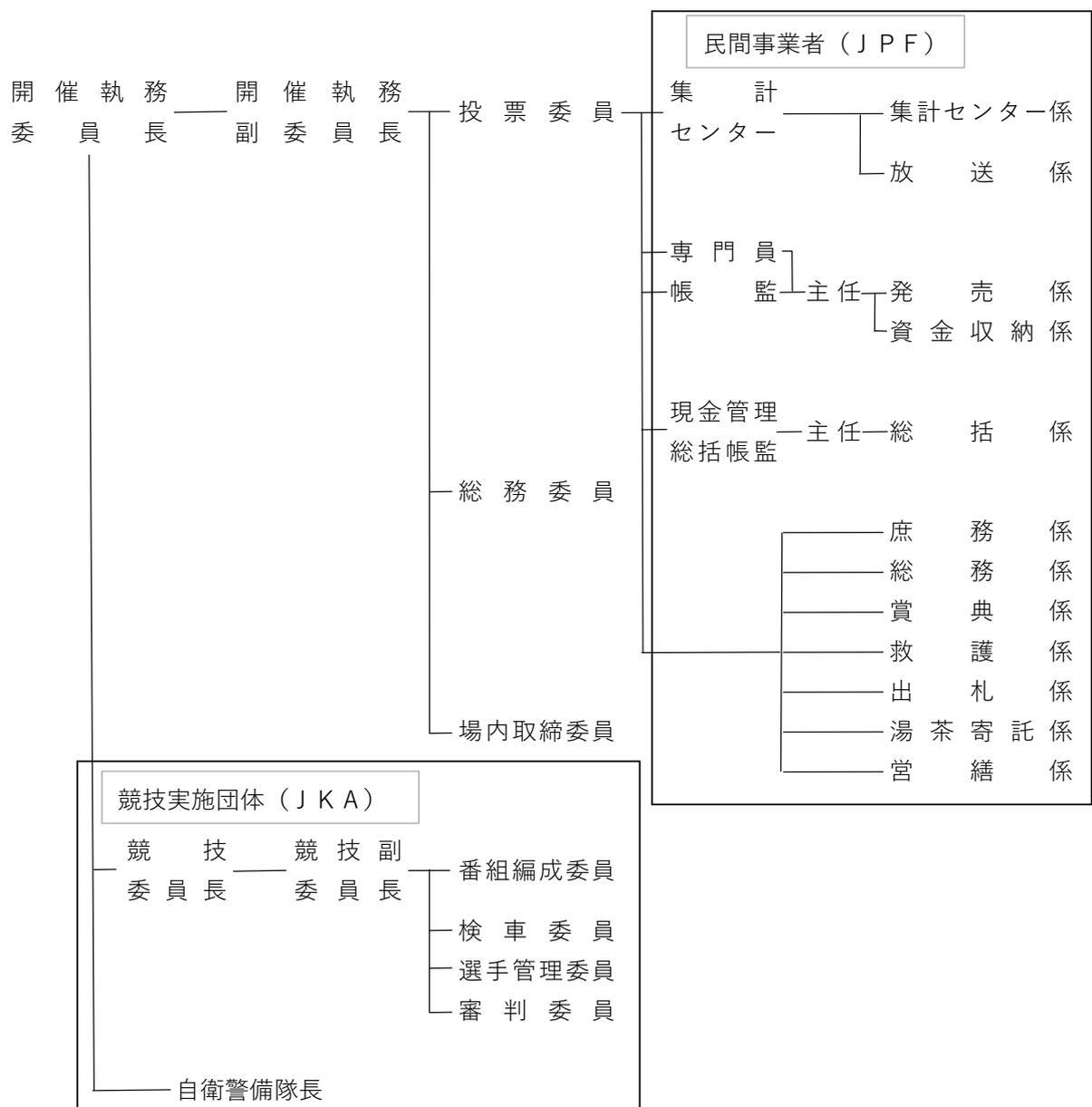
(1) 京都府自転車競技事務所

包括民間委託の実施後は所長を含め正職員 5 人体制に縮小され、毎日の現金の出納確認や施行者間の連絡・調整、レース日程決定等の業務を主に行っている。

所 長 — 次 長 — 所長補佐 — 事務職員(事務 2 人)

(2) 競輪開催執務体制

向日町競輪場において本場開催を行う際は、以下のように人員体制が拡充されている。



競技に関する体制は J K A が担い、包括民間委託先の J P F の体制は本場開催又は場外開催に応じ、また、開催されるレースのグレードによって以下のように変動し、最適で過不足ない人員体制となるよう計画されている。

本場記念 (G III) 開催	本場 F I 開催	本場 F II 開催
56 人	35 人	33 人

場外 G P 開催	場外 G I G II 開催	場外 G III 開催	場外 F I 開催
39 人	23 人	15 人	13 人

2.5 開催日程

令和3年度における向日町競輪場の本場開催日程は以下のとおりであり、合計で61日間の本場開催が実施又は予定されている（うち1日は、選手に新型コロナウイルスの感染が確認され、中止となった）。

4/23(金)～25(日)	FⅡ京つつじ賞	11/30(火)～12/2(木)	FⅡ(MD)WINTICKET杯
5/10(月)～12(火)	FⅠ松本勝明賞	12/7(火)～9(木)	FⅡ京かぐや姫賞
5/25(火)～27(木)	FⅠムコリン・ムッチー賞	12/13(月)～15(水)	FⅡ京山茶花賞
6/24(木)～26(土)	FⅡ京桔梗賞	1/4(火)～6(木)	FⅠ京初夢賞
6/30(水)～7/2(金)	FⅡ(MD)WINTICKET杯	1/24(月)～26(水)	FⅠ大阪関西万博協賛競輪
8/3(火)～5(木)	FⅡ(MD)TIPSTAR杯	2/2(水)～4(金)	FⅡ(MD)WINTICKET杯
8/13(金)～15(日)	FⅠむこう、むこう。賞	2/17(木)～19(土)	FⅡ(MD)WINTICKET杯
9/2(木)～5(日)	GⅢ平安賞	2/25(金)～27(日)	FⅠ荒木実賞
9/12(日)～14(火)	FⅡ(MD)WINTICKET杯	3/5(土)～7(月)	FⅡ(MD)WINTICKET杯
9/28(火)～30(木)	FⅡ(MD)WINTICKET杯	3/15(火)～17(木)	FⅠ中井光雄記念杯

※ 網掛け箇所は、ミッドナイト競輪開催(無観客)

なお、上記のうちミッドナイト競輪は完全無観客であるため、実際の有観客での本場開催は37日間である。

場外発売については、例えば12月の発売日程は以下のとおりであり、土日も年末年始もほとんど休むことなく場外発売を行っている（向日町競輪場HPより）。

2021年 12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
 本場開催																																
 場外発売	名古屋 FⅠ ♡	松山 GⅢ								広島 GⅢ							伊東 GⅢ			京王閣 FⅠ ♡		佐世保 GⅢ						静岡 FⅠ GG GP		岸和田 FⅠ		
	立川 FⅠ	取手 FⅠ ♡	和歌山 FⅠ ♡					小田原 FⅠ		立川 FⅠ ♡			岸和田 FⅠ				名古屋 FⅠ			防府 FⅠ												
		別府 FⅠ ♡	豊橋 FⅠ ☾					京王閣 FⅠ ☾	豊橋 FⅠ ☾						松阪 FⅠ		高知 FⅠ ♡		松戸 FⅠ ☾		奈良 FⅠ ☾						久留米 FⅠ ☾					
 ミッドナイト競輪 ※場内購入不可	本場 FⅡ ☼																															

無観客開催となり、場内に入場できないミッドナイト競輪については、開催日程表において本場開催とは別に記載されており、間違っってファンが来場しないよう、近隣住民への配慮が感じられる。

本場開催の日数は、ミッドナイト競輪を含めて年間の6分の1程度しかないが、それ以外の日は向日市まつりやシステムメンテナンス等がある時を除いて、ほぼ毎日場外発売を行っている。こうした場外発売の努力によって、発売手数料収入を得るだけでなく、向日町競輪場の車券を全国の競輪場で広く場外発売してもらえよう、相互協力関係を構築している。

2.6 過去収支実績

向日町競輪場の過去収支実績は、以下のとおりである。

(単位 千円、人)

年度	本場 日数	車券売上収入(A)		単年度純収支(B)		一般会計 繰出金(C)	繰越金(D) ((前年度D)+B-C)	入場者数		施設費 (E)	備考
			前年度比		施設費(E)を除く			本場	場外		
25	35	536.856	—			900		267.471		54.773	競輪場建設費5,200万円
26	60	911.413	169.8%			60,000		401.262		1.307	
27	72	953.064	104.6%			35,000		403.159		36.860	第2、4、5スタンド増設
28	71	950.957	99.8%			71,700		418.848		7.027	特別観覧席新設
29	72	1,031.291	108.4%			107,000		422.619		2,008	特別競輪開催
30	62	906.873	87.9%			102,000		361.293		570	
31	60	1,004.242	110.7%			123,000		312.500		3,292	走路改修
32	66	1,111.048	110.6%			124,100		360.190		2,000	
33	70	1,085.918	97.7%			124,400		371.831		1,106	
34	72	1,172.799	108.0%			127,700		368.955		4,858	走路内整備
35	72	1,232.319	105.1%			130,900		401.888		7,488	審判棟新築
36	70	1,637.797	132.9%			193,400		428.927		11,460	休憩所、記者室新築
37	72	2,230.342	136.2%			285,000	107,772	507.011		19,389	特別観覧席改設
38	72	2,415.921	108.3%	307.145	324,056	340,000	74,917	491.187		16,911	
39	72	3,481.067	144.1%	499.816	534,612	409,114	165,619	624.053		34,796	走路改修、現行特別会計設置
40	72	4,649.882	133.6%	689.774	714,910	620,000	235,393	708.927		25,136	第1、4スタンド改築
41	72	5,284.756	113.7%	727.899	808,115	620,000	343,292	723.318		80,216	向日町会館、売店新築
42	70	5,920.236	112.0%	844.440	892,371	720,000	467,732	718.526		47,931	
43	72	8,208.402	138.6%	1,164.448	1,291,702	1,020,000	612,180	835.904		127,254	中央スタンド改築
44	72	9,577.024	116.7%	1,389.385	1,460,017	998,000	1,003,565	810.519		70,632	本部管理棟改築
45	72	12,565.693	131.2%	1,847.265	1,905,490	1,913,801	937,029	921.804		58,225	選手控室、警備本部新築
46	72	14,608.276	116.3%	2,109.792	2,150,713	2,405,000	641,821	974.777		40,921	入場門、管理事務所改築
47	71	15,743.580	107.8%	2,156.249	2,191,290	1,893,000	905,070	916.570		35,041	
48	72	20,477.889	130.1%	2,889.362	2,954,088	1,875,000	1,919,432	941.567		64,726	競輪場内空調機整備
49	72	22,929.161	112.0%	2,870.599	2,877,997	2,875,000	1,915,031	937.991		74,890	
50	72	21,243.201	92.6%	2,040.130	2,116,380	2,875,000	1,080,161	826.375		76,250	走路改修
51	72	20,988.826	98.8%	1,733.291	1,799,785	1,585,000	1,228,452	735.264		66,494	非常電源設備整備
52	72	22,361.730	106.5%	1,856.043	1,870,147	1,600,000	1,484,495	744.797		14,104	
53	72	22,473.615	100.5%	1,758.515	1,803,501	1,400,000	1,843,010	711.520		44,986	
54	72	21,541.056	95.9%	1,444.248	1,480,018	1,300,000	1,987,258	634.859		35,770	
55	72	24,018.775	111.5%	1,747.218	1,799,433	1,300,000	2,434,476	672.824		52,215	
56	72	21,073.976	87.7%	580.635	872,600	1,000,000	2,015,111	553.539		291,965	投票所窓口改築
57	72	22,243.870	105.6%	912.507	1,027,302	800,000	2,127,618	557.868		114,795	投票所窓口改築
58	75	24,788.326	111.4%	903.039	959,769	800,000	2,230,657	558.383		56,730	
59	81	21,665.905	87.4%	630.198	712,578	800,000	2,060,855	559.555		82,380	
60	90	24,102.770	111.2%	487.980	1,092,980	800,000	1,748,835	608.306		605,000	第3スタンド改築
61	90	26,931.726	111.7%	▲ 92.715	1,571,705	800,000	856,120	623.857		1,664,420	第3スタンド改築
62	87	40,351.336	149.8%	2,511.243	2,596,486	800,000	2,567,363	607.721		85,243	特別競輪開催(G！全日本選抜)
63	87	27,273.018	67.6%	1,636.195	1,711,085	800,000	3,403,558	555.208		74,890	
元	81	30,302.010	111.1%	2,197.118	2,263,913	800,000	4,800,676	550.358		66,795	
2	87	35,592.160	117.5%	2,602.821	2,986,041	800,000	6,603,497	576.075		383,220	選手控室改築
3	78	31,426.501	88.3%	1,677.541	2,288,631	1,000,000	7,281,038	531.569		611,090	選手控室改築
4	81	26,691.229	84.9%	804.590	1,018,705	1,200,000	6,885,628	480.805	(不明)	214,115	選手控室改築
5	81	25,643.590	96.1%	656.226	674,482	1,200,000	6,341,854	487.678	(不明)	18,256	
6	79	23,562.554	91.9%	726.869	728,723	1,200,000	5,868,723	463.542	(不明)	1,854	
7	78	21,553.040	91.5%	446.760	458,741	1,200,000	5,115,483	429.987	63,141	11,981	
8	78	20,189.971	93.7%	260.959	277,645	1,200,000	4,176,442	411.519	74,733	16,686	
9	78	21,370.017	105.8%	177.730	354,265	1,200,000	3,154,188	430.727	65,876	176,535	選手管理棟改築
10	81	19,752.434	92.4%	▲ 230.637	▲ 163,700	500,000	2,423,551	404.044	92,078	66,937	選手管理棟改築

年度	本場 日数	車券売上収入(A)		単年度純収支(B)		一般会計 繰出金(C)	繰越金(D) ((前年度D)+B-C)	入場者数		施設費 (E)	備考
			前年度比		施設費(E)を除く			本場	場外		
11	81	19,427,957	98.4%	▲136,048	247,084	400,000	1,887,503	394,003	71,811	383,132	選手管理棟改築
12	81	18,456,324	95.0%	▲432,626	11,489	0	1,454,877	363,902	73,128	444,115	選手管理棟改築
13	81	15,616,731	84.6%	▲714,817	▲519,523	0	740,060	315,363	96,498	195,294	選手管理棟改築
14	79	12,930,733	82.8%	▲278,483	▲111,832	0	461,577	299,915	101,849	166,651	自動発払機設置
15	79	24,972,618	193.1%	426,684	514,772	0	888,261	329,965	254,429	88,088	特別競輪開催(GIIふるさと)
16	76	15,143,697	60.6%	154,659	154,659	0	1,042,920	264,133	414,945	0	
17	73	16,167,128	106.8%	237,135	276,065	0	1,280,055	245,282	492,866	38,930	ガス改修、走路改修
18	67	14,129,443	87.4%	62,329	199,979	0	1,342,384	197,914	502,012	137,650	中央棟耐震補強改修
19	64	18,851,828	133.4%	59,733	200,732	0	1,402,117	180,990	442,884	140,999	第3段2階改修、走路改修 特別競輪(GII共同通信社杯)
20	61	15,533,796	82.4%	476,856	476,856	0	1,878,973	165,496	445,221	0	
21	58	13,961,394	89.9%	▲31,954	▲31,954	800,000	1,047,019	144,953	470,326	0	
22	55	11,567,876	82.9%	▲62,728	▲62,728	0	984,291	120,892	418,173	0	
23	58	11,323,084	97.9%	70,577	70,577	0	1,054,868	123,383	482,312	0	
24	58	10,471,178	92.5%	14,439	14,439	0	1,069,307	116,418	465,668	0	
25	55	11,512,373	109.9%	73,191	95,087	0	1,142,498	100,466	422,982	21,896	走路改修
26	52	11,648,736	101.2%	161,601	179,853	0	1,304,099	91,054	417,078	18,252	選手宿舍空調修繕
27	49	14,635,046	125.6%	182,259	182,259	0	1,486,358	78,518	399,688	0	特別競輪(GIII 国際自転車ト ランク競技支援競輪)
28	46	11,448,100	78.2%	81,472	81,472	300,000	1,267,830	68,660	351,820	0	
29	46	10,838,188	94.7%	242,590	242,590	500,000	1,010,420	65,138	313,635	0	包括民間委託の導入(西～東)
30	46	10,941,050	100.9%	268,157	268,157	350,000	928,578	43,939	310,331	0	ミッドナイト競輪を開催(西～)
令和元年	52	12,351,701	112.9%	214,254	229,855	250,000	892,832	43,508	251,748	15,601	特別観覧席修繕
2	43	12,443,648	100.7%	281,317	310,049	100,000	1,074,149	27,125	251,607	28,732	走路改修等、コロナ禍による中止

※ 入場者数(受託場外)は、平成6年度以前は不明である。

昭和 25 年度の開場以来、平成 11 年度まで向日町競輪場は継続して一般会計への繰出を行い、昭和 49～50 年度には各年 28.75 億円もの貢献を行った。

単年度純収支が継続して赤字となったのは、平成 10～14 年度と平成 21～22 年度であった。当時は車券売上収入が激減する中、繰越金残高が払底しかねない水準にまで減少し、その後はかろうじて黒字を確保してきた。近年は車券売上収入が低水準ではあるものの、単年度純収支は堅調と呼べる水準にある。

なお、本場入場者数は低落の一途を辿り、場外入場者数は場外取扱を増やして平成 18 年度には 50 万人が来場したものの、近年は減少傾向を止められていない。

施設費は近年ゼロの年も多く、設備更新や十分な維持修繕が果たされていない。

2.7 過年度における検討

(1) 平成 13 年度包括外部監査報告

① 当時の状況

向日町競輪場は平成 10 年度に初めて実質赤字(昭和 61 年度の施設整備 16 億円による赤字を除く。)となって以来、平成 12 年度まで 3 年連続して赤字を計上し、前年度に納付した公営公庫納付金が還付されており、一般会計への繰出金も平成 12 年度にはゼロとなった。

車券売上は、その大半を占める本場売上の減少が大きく、電投売上の増伸

や記念競輪（平安賞）と松本勝明賞における場外発売委託を開始しても、車券売上の減少傾向に歯止めをかけることはできていなかった。

そのような状況を踏まえ、向日町競輪場は経費削減のため、両替窓口の全面機械化、マークカード機や自動払戻機の導入により、臨時従事員の 300 人の削減を実施した。

② 報告要旨

平成 13 年度の包括外部監査の報告書においては、収入面に対し、他の競輪場の特別競輪等の場外車券発売を開始するなど、売上増加の努力を認めるが、固定費を考慮した売上目標を設定することや当時、増加傾向にあった電話投票の普及推進、他の競輪場の場外車券発売のほか、専用場外車券場の検討などについて意見された。

また、支出面に対しては、固定費の削減が重要とし、機械化の推進で更なる人員削減、賃金規程・離職餞別金規程の見直し、入札制度を導入しているにもかかわらず硬直化している委託費の削減等について意見された。

その他では、競輪ファンが利用する施設の老朽化が著しく、施設の整備計画（コスト重視）の策定や、送迎バスの復路提供、制度面では J K A 交付金や賞金の見直しなどに対する提言があった。

さらに、事業継続性では、全国的にも車券売上の減少傾向に歯止めがかかっておらず、平成 15 年度の特別競輪開催でも中長期的な収支は楽観視できないため、跡地利用の可能性も含めて、存続か廃止かを含めた抜本的な検討が必要と記載された。

(2) 平成 22 年度向日町競輪事業検討委員会報告

① 当時の状況

全国的に車券売上が右肩下がりで減少傾向にある中、平成 22 年 9 月には近隣の大津びわこ競輪（大津市）が、赤字を理由として廃止を決定した。

向日町競輪場においても来場者数や本場売上が急激に減少していく中、場間場外発売の拡大に取り組んだ結果、委託場外発売を平成 13 年度の 29 億円から平成 21 年度は 96 億円までに、受託場外発売を平成 13 年度の 28 億円から平成 21 年度は 73 億円までに増加させた。

この間、職員数と登録従事員の削減、登録従事員賃金の改訂、離職選別金

の制度見直し及び開催に係る各種経費の見直しによって経費削減を進めた。また、平成 19 年度の自転車競技法改正により、競輪振興法人（J K A）交付金の 3 分の 1 が翌年度に還付されることとなった。

しかし、向日町競輪場の単年度収支は、平成 10 年度から平成 14 年度まで赤字であり、平成 15 年度から平成 20 年度までは黒字化したが、平成 21 年度において再び赤字となった。

② 報告要旨

平成 22 年度の向日町競輪事業検討委員会の報告書(以下「検討委員会報告書」という。)においては、将来の収支見通しを 3 パターン想定した結果、赤字となる可能性が高いと判断された。当時、経営改善策として考えられるナイター競輪は、向日町競輪場が住宅地に隣接しているため、地元の理解を得ることが困難であり、平成 14 年の自転車競技法の改正で可能となった包括民間委託は、収益保証型(受託業者の負担を憂慮)でなければ効果が薄く、事業継続のための設備投資は中央スタンドの建替えて 20 億円以上、自動発売払戻機の更新で 5 億円が必要となることから、いずれも実現が厳しいと記載された。

以上を踏まえ、状況を総合的に判断すると、向日町競輪事業は、今後赤字が拡大していくおそれが大きく、廃止もやむなしとして、存廃について速やかに決断することを求めた。

《要点》

- ・府民サービスの維持・向上に向けて、京都府の一般財源の確保(府財政への貢献)が継続可能かが最も重要なポイント。
- ・今後の収支見通しや制度見直しなどの状況を勘案すると、京都府の一般財源を確保することは困難で、赤字が拡大するおそれ大きい。
- ・競輪事業の赤字を税金で補填することは、府民の理解を得られるものではなく、事業の廃止もやむを得ない。
- ・廃止の影響をできるだけ抑制する必要がある、雇用対策、跡地の利活用や当面の管理などの具体的な検討が必要。

(3) 検討委員会報告後の状況

① 向日市からの回答

検討委員会報告書を受け、京都府は向日市に対し「向日町競輪事業の存廃等に係る意見」を照会したところ、平成 23 年 7 月に向日市から「存廃につ

いては京都府が適切に判断すべき」「雇用対策や地域経済への配慮、跡地の広域的・公共的な利活用を要望」との回答がなされた。

② 京都府議会での方針説明

京都府議会における向日町競輪場の方向性に関する主な質疑・発言は、以下のとおりであり、平成 23 年 12 月に当時の知事が「競輪事業の存続が非常に難しい」と表明した方針があり、平成 31 年 2 月には現在の知事が「黒字基調であるため廃止を急ぐ状況にはない」と説明され、総合的にさらに検討を進めることとして、現在に至っている。

H23 年 12 月 (知事)	大津びわこ競輪廃止の影響で平成 23 年度は若干黒字見込みだが、施設が老朽化しており継続するには 25 億円以上の設備投資が必要。全国的な車券売上の減少傾向の中、事業継続に必要な投資コストを勘案すれば、国等の制度改革による経費削減効果を見積もっても将来の赤字が見込まれ、 <u>事業目的である府財政への貢献は困難。事業赤字を税金で補填する状況も予想される</u> ことから、 <u>中長期的な観点から見れば、競輪事業の存続は非常に難しい。</u> なお、廃止の場合は、雇用対策と跡地の利活用に十分留意が必要だが、黒字化で単年度では資金補填の必要がなく、時間的猶予ができた。
H28 年 6 月 (総務部長)	平成 24 年度に <u>JKA 法定交付金支払が圧縮され、他競輪場の 4 割で包括民間委託を導入し業績改善</u> している。向日町競輪場でも <u>黒字を拡大するため、民間の運営ノウハウを活用する包括民間委託を導入する</u> 条例改正案を議会に提出する。
H31 年 2 月 (知事)	包括民間委託の導入によって 2.4 億円の黒字を計上した。 <u>黒字基調であるため廃止を急ぐ状況にはないが、施設の老朽化で厳しい経営環境は変わらない。</u> 収支だけでなく BMX 全国大会開催などスポーツとしての自転車競技の振興にも活用できている。
R 元年 9 月 (総務部長)	包括民間委託とミッドナイト競輪(奈良開催)の導入で実質的に売上が上昇し、収支は 2.7 億円の黒字。今回の公募で来場者の裾野を更に広げる提案を期待し、 <u>長期的な競輪場のあり方については次期の包括民間委託期間中に総合的な観点から検討する。</u>
R 3 年 9 月 (総務部長)	今後の競輪場のあり方については、令和 6 年度までの包括民間委託期間中に、議員御指摘のアーバンスポーツの振興も含め、 <u>総合的な観点から検討する必要がある</u> と考えており、 <u>包括民間委託事業者の知恵もお借りしながら、地域の活性化やスポーツとしての自転車競技の振興などに更に貢献できるよう取組を進めてまいりたい。</u>

③ 契約事実

前述のとおり、「競輪事業の存続が非常に難しい」との表明はあったものの、京都府は収支改善のため、平成 29 年度から 3 年間の包括民間委託契約

を締結し、更に令和2年度からは5年間の包括民間委託契約更新とナイター照明設備整備費の債務負担行為(借上)の承認を受けている。

こういった手続は、収支の黒字化を踏まえた向日町競輪場の継続に向けた取組と考えられ、第三者の立場から客観的に見た場合、当初の状況との整合性や方針変更の有無が分かりにくい状態にあるように思われる。

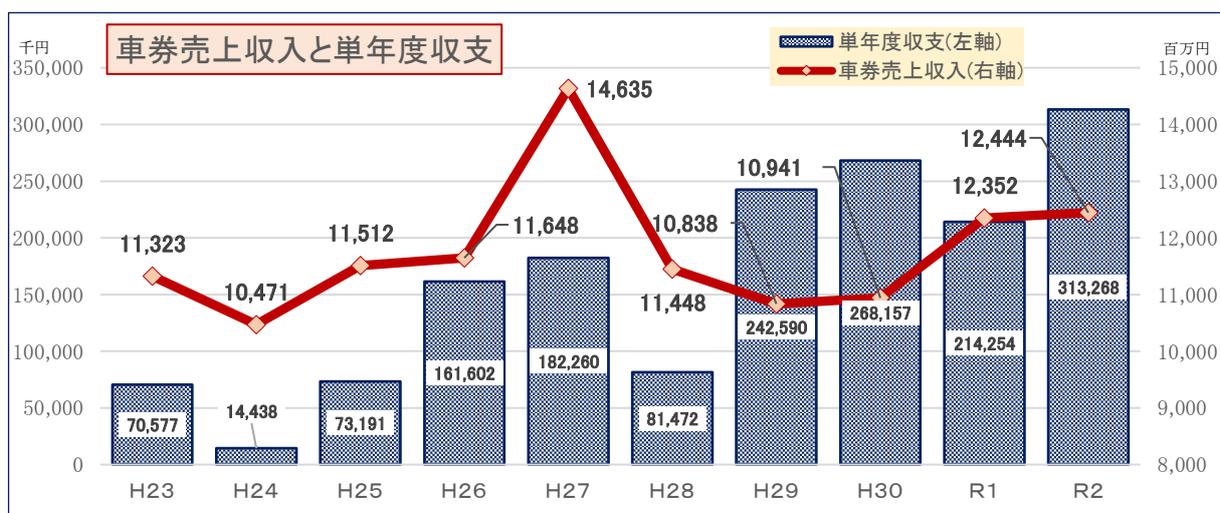
3 収支状況の分析と課題

3.1 収支分析

(1) 収支の推移

向日町競輪場における直近 10 年間の車券売上収入と単年度収支の推移は、下図のとおりである。

① 車券売上収入の推移



車券売上収入は平成 2 年度をピークとして、バブル経済の崩壊、趣味の多様化、競輪ファンの高齢化、若年層に対する P R 不足など、複数の要因により年々減少傾向にあった。平成 27 年度は、第 2 回国際トラック競技支援(GⅢ)の開催により一時的に車券売上が増加したものの、翌年には従来の車券売上の水準に戻っている。

しかし、近年はスマートフォン等によるインターネット投票が急伸することで売上が増加しており、令和 2 年度においては平成 30 年度から開始したミッドナイト競輪の売上増加により、車券売上全体が増加している。

② 収支(損益)の推移

単年度収支については、10 年以上前の平成 21 年度及び平成 22 年度において 2 期連続の赤字を計上した。

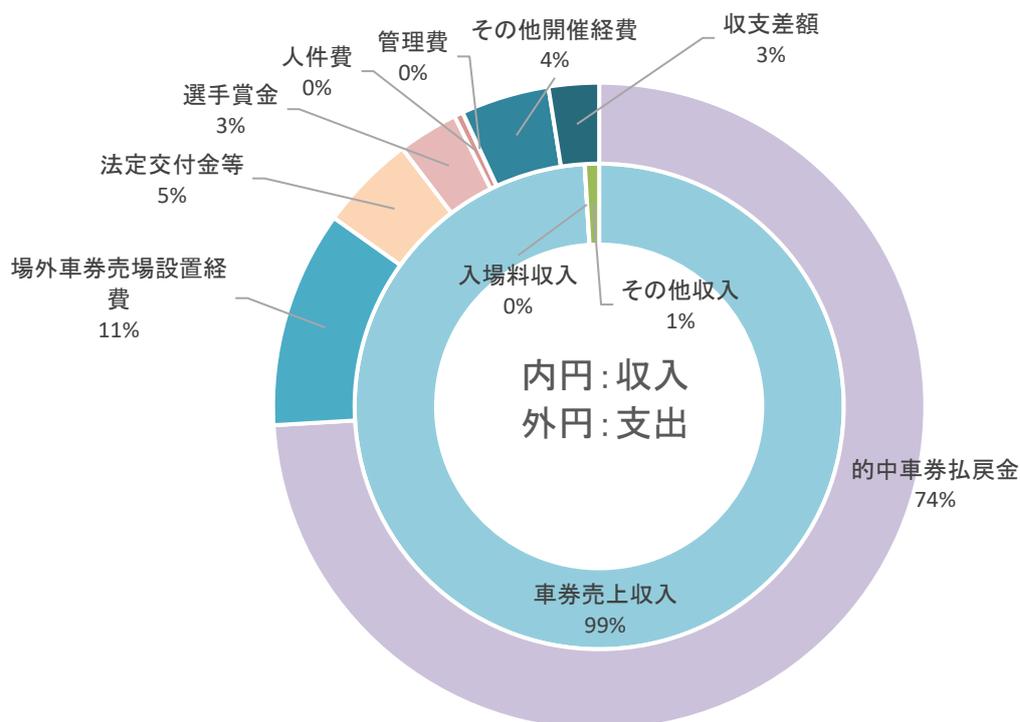
しかし、平成 23 年度においては、従業員の定年等による自然減により人件費が 27,258 千円減少したことや、平成 23 年度以降はテレビ・CS 放送を廃止し、これらに要していた費用を約 100,000 千円削減させた結果、単年

度収支が3期ぶりに黒字となり、以後は継続的に黒字を計上している。

近年の収支の状況を見れば、車券売上向上のための施策の遂行と競輪場運営の効率化を進めた結果、かつての赤字体質からは脱却したと考えられる。

(2) 向日町競輪場の収支構造

向日町競輪場の令和2年度における収支の構成は以下のとおりである。



① 収入

収入については、全体の99%が「車券売上収入」で構成されており、車券売上収入以外では、「入場料収入」と「その他収入」（他場開催レース受託場外発売の手数料収入等）がある。

なお、向日町競輪場では、当該競輪場での競技開催日の入場料は一人当たり50円であるが、場外車券売場（他場開催）として利用される日の入場料は無料である。

② 支出

支出で最も多いのは、総収入の約74%に対応する「的中車券払戻金」で

あり、現状は、全国の競輪施行者共通で車券売上の約 75%が払い戻されている。

次に多いのは、支出額の約 11%を占める「場外車券売場設置経費」であり、向日町競輪場で開催するレースの車券を他の場外車券売場で販売してもらった際の事務委託料である。場外車券売場には他の競輪場や専用場外車券売場のほか、民間ポータルサイトも含まれる（後述するが、近年はチャリットやオッズパーク等の民間ポータルサイトが複数運営され、投票の利便性からこれらサイトからのインターネット投票が増加しており、それに連動した委託料の支出が増加している。）。

その他では、JKAに対する自転車競技法第 16 条及び第 29 条による交付金及び競輪開催に係る業務委託料や全輪協分担金等の「法定交付金等」が全体の約 5%を、「選手賞金」が約 3%を占めている。選手賞金の額は、日競選と全輪協との協議により、詳細な手当レベルまで決定されている。

なお、支出の約 4%を構成する「その他開催経費」の中には、JPFに対する業務委託料(車券売上額の 3.26%)が含まれており、車券の販売・払戻業務、競輪場内の清掃、場外警備等の競輪開催に関する業務が包括的に委託されている。

(3) 直近 5 年間の収支状況

直近 5 年間の収支の状況は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

項 目		年 度					
		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	
開 催 日 数		46 日	46 日	46 日	52 日	43 日	
入 場 者 数		68,660 人	65,138 人	43,939 人	43,508 人	27,125 人	
歳 入	車券売上収入	11,448	10,838	10,941	12,352	12,444	
	前 年 比	78.2%	94.7%	100.9%	112.9%	100.7%	
	入 場 料 収 入	6	4	2	2	2	
	そ の 他 収 入	130	242	254	257	118	
	計 (A)	11,584	11,085	11,197	12,612	12,563	
	前年度繰越金	1,486	1,268	1,010	929	893	
繰入計 (B)		13,070	12,353	12,208	13,540	13,456	
歳 出	総 務	人 件 費	48	44	41	39	55
		管 理 費	0	0	0	0	0
		小 計	48	45	42	39	55
	開 催 経	的 中 車 券 払 戻 金	8,561	8,111	8,184	9,243	9,306
		法 定 交 付 金 等	568	527	544	609	601
	選 手 賞 金	492	492	466	541	378	

費	場外車券売場 設置経費	1,328	1,240	1,189	1,358	1,359
	従事員賃金	33	-	-	-	-
	従事員一時金	4	-	-	-	-
	その他開催経費	461	429	504	607	550
	施設整備費	-	-	-	-	-
	離職餞別金 補助金	6	-	-	-	-
	計 (C)	11,503	10,842	10,929	12,397	12,250
一般会計繰出金	300	500	350	250	100	
歳出計 (D)	11,803	11,342	11,279	12,647	12,350	
次年度繰越金 (B-D)	1,268	1,010	929	893	1,106	
単年度純収支 (A-C)	81	243	268	214	313	
収益率 ((A-C)/A)	0.70%	2.19%	2.39%	1.70%	2.49%	

(資料：京都府自転車競技事務所作成データ)

直近5年間の収支状況については、まず、入場者数が平成28年度以降、減少傾向にあったところ、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度においてレースの中止や入場制限を行ったことにより、大幅に減少している。

車券売上収入は、各年度の開催内容に大きく左右され、平成27年度の国際トラック支援競輪(GⅢ)や平成28年度の西日本カップ(FⅠ)が、平成30年度以降は、ミッドナイト競輪の開催において他場を借り上げて実施するなど、各年度で増収に向けた取組がされ、近年はインターネット投票の増加により車券売上額が大幅に増加している。その結果、前記のとおり入場者数は減少しているにもかかわらず、車券売上額は増加するという逆転現象が生じている。

上記の車券売上の増加に加え、開催関係業務をJPFへ包括民間委託したことによる諸経費の見直しなどにより、平成29年度以降、単年度収支はプラス2億円を超えており、令和2年度は3億円を超える単年度収支を確保した。

一般会計への繰出金では、平成28年度において7期ぶりに3億円を繰り入れた後、以降の年度においても継続的に繰入れを果たしている。

3.2 収入

3.2.1 車券売上収入

(1) 投票方法別の状況

① 投票方法別の売上推移

(単位：百万円)

	平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和 2 年	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
本場	659	5.8%	628	5.8%	444	4.1%	395	3.2%	261	2.1%
電投	2,350	20.5%	2,154	19.9%	2,506	22.9%	2,772	22.4%	2,467	19.8%
場外	8,437	73.7%	8,055	74.3%	7,990	73.0%	9,184	74.4%	9,714	78.1%
計	11,448	100.0%	10,838	100.0%	10,941	100.0%	12,352	100.0%	12,444	100.0%

※ 本場……当該開催レースを当該で発売した車券売上

※ 電投……当該開催レースをCTCによる電話・インターネット投票によって発売した車券売上

※ 場外……当該開催レースを他場や専用場外及び民間ポータルサイトからのインターネット投票で発売した車券売上

車券の投票方法別の売上収入は、かつては本場売上が中心であったが、平成 15 年の特別競輪：ふるさとダービー(GⅡ)での場外発売を契機⁴に、以降は徐々に委託場外売上が増加しており、令和 2 年度では上記のとおり、本場売上は車券売上の 2.1%に過ぎない状況となっている。

② 本場売上

本場売上は入場者数及び開催日数による影響を受けるものであり、直近 5 年間と平成元年、平成 15 年及び平成 25 年における本場売上、入場者数、開催日数の推移は、以下のとおりである。

年度	本場売上 (百万円)	入場者数 (人)	開催 日数	1 日当たり平均		一人当たり 平均購入額 (円)
				売上(千円)	入場者数 (人)	
平成元年	29,095	550,358	81	359,202	6,794	52,866
平成 15 年	8,392	329,965	79	106,233	4,176	25,434
平成 25 年	1,145	100,466	55	20,827	1,826	11,401
平成 28 年	659	68,660	46	14,321	1,493	9,594
平成 29 年	628	65,138	46	13,660	1,416	9,646
平成 30 年	444	43,939	46	9,660	955	10,113
令和元年	395	43,508	52	7,605	837	9,089
令和 2 年	261	27,125	43	6,068	631	9,620

入場者数は、昭和 45 年から 49 年頃までの 90 万人台から減少の一途を辿

⁴ 向日町競輪事業検討委員会報告書(平成 23 年 2 月)P26 及び P10 より

り、平成 30 年以降は、平成元年の 10 分の 1 にも満たない 5 万人以下の水準である。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止や無観客開催などの特別要因が発生し、特に減少している。

このような入場者数の減少と相まって、一人当たり平均購入額についても、平成元年度は 50,000 円を超えていたが、令和 2 年度は 10,000 円を下回る水準であり、本場売上額は今後も減少が続く見込みである。

このような減少の背景は、かつて購入者の中心となっていた本場来場者世代が高齢化し、その一方で 40 代から 50 代までの世代が、環境の変化により競輪場に来場しなくなったことが原因と考えられるが、向日町競輪場では年齢別の来場者の調査や分析を行っていないため、入場者が減少している原因の正確な分析はできていない。

③ 電話投票売上

C T C 経由の電話投票売上は、昭和 61 年に電話投票が、平成 14 年にインターネット投票が本格稼働し、平成 28 年度から令和 2 年度までの間は、安定又は微増の状態推移している。

④ 委託場外売上

委託場外売上は、本場売上とは対照的に増加傾向にあり、近年の車券売上の大部分は委託場外売上である。

平成 20 年には民間のポータルサイトの運営も開始されており、向日町競輪場においては、平成 23 年から民間ポータルサイトでの車券発売を開始している。委託場外売上の内訳の推移は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

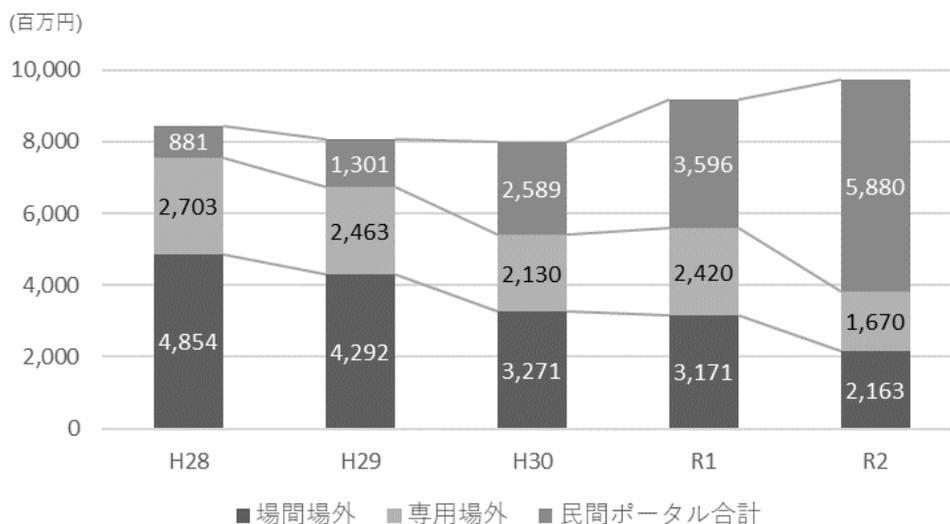
年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
場間場外	4,854	4,292	3,271	3,171	2,163
専用場外	2,703	2,463	2,130	2,420	1,670
民間ポータル	881	1,301	2,589	3,596	5,880
チャリロト	127	157	298	464	822
オッズパーク	369	610	1,335	1,722	2,218
K ドリームス	386	534	956	1,286	1,555
ウィンチケット	—	—	—	124	1,286
委託場外売上合計	8,437	8,055	7,990	9,184	9,714

※ 場間場外：本場開催レース車券を他の競輪場で販売

専用場外：競輪場以外の場外車券売場での車券販売

- ※ チャリロト：ミクシィ系、オッズパーク：ソフトバンク系、K ドリームス：楽天系、ウィンチケット：サイバーエージェント系
- ※ 令和元年から令和2年にかけて、コロナの影響により京都府決算額と2.2百万円の差額がある。

委託場外売上推移

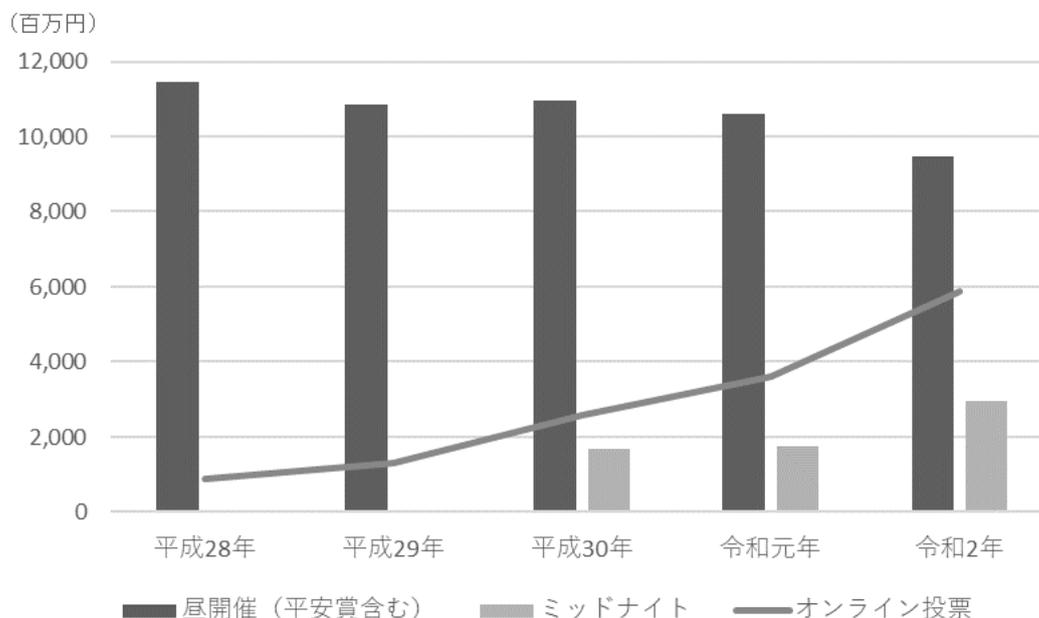


前記のグラフのとおり、現地の車券売場で購入する必要がある場間場外や専用場外の車券売上は急速に縮小し、逆に民間ポータルサイトからのインターネット投票が凄まじい増加を示している。令和2年度には民間ポータルサイトからのインターネット投票が委託場外売上の大半を占めるに至った。

これは、スマートフォンの普及や通信環境が年々進歩したことにより、時間や場所を選ばずに投票やレースの観戦ができる等の利便性が向上したことに加え、競輪関連広告から投票サイトへの誘導や、キャッシュバック・ポイント還元などのキャンペーンでのライトファン層へのプッシュ通知が、前述の利便性と相まって場外発売額を押し上げたものと思われる（電子マネー決済が普及したことも後押しとなっている）。実際のところ、競輪場にきたファンが利便性や各種キャンペーンに魅力を感じ、スマートフォンから投票している姿も目にした。

民間ポータル経由の販売増加は、向日町競輪場でミッドナイト競輪が平成30年度から開催(当初は他場の借上げ方式による開催)されたことにも起因している（ミッドナイト競輪は完全無観客開催で、かつ、大部分がイン

ターネット投票である)。また、新型コロナウイルス感染症の拡大という状況も、在宅で車券購入が可能なインターネット投票が増加した一つの要因として想定される。



(2) グレード別売上の状況

① 直近5年間の売上の状況

(単位：百万円)

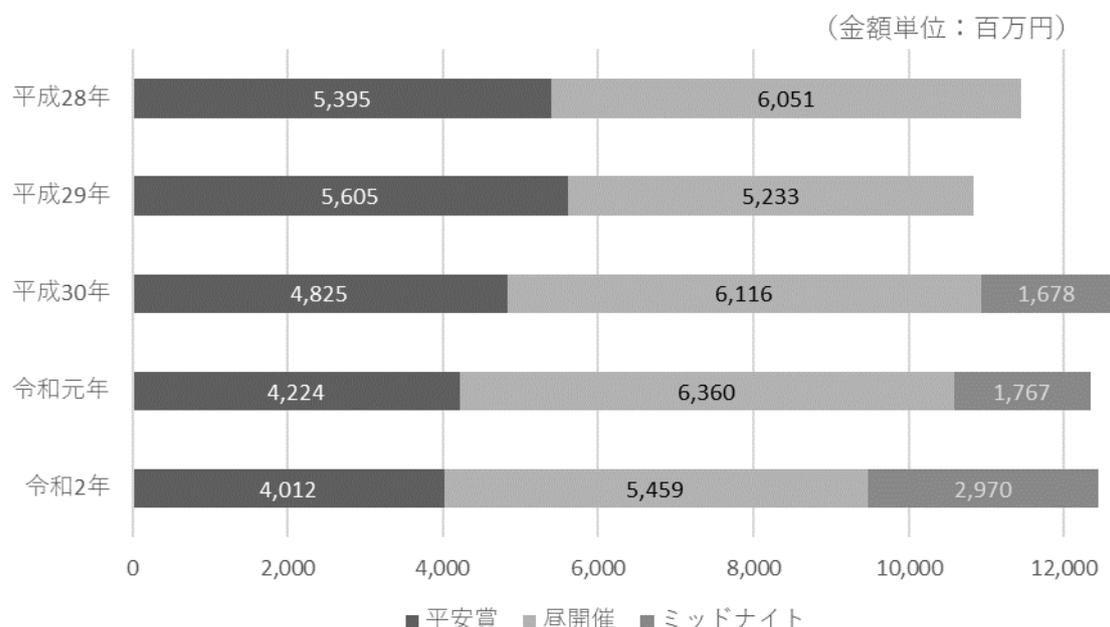
	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
	金額	構成比								
平安賞	5,395	47.1%	5,605	51.7%	4,825	44.1%	4,224	34.2%	4,012	32.2%
昼開催	6,051	52.9%	5,233	48.3%	4,438	40.6%	6,360	51.5%	5,459	43.9%
ミッドナイト					1,678	15.3%	1,767	14.3%	2,970	23.9%
売上合計	11,446	100.0%	10,838	100.0%	12,619	100.0%	12,351	100.0%	12,442	100.0%

平安賞は向日町競輪場で開催されている唯一のグレード(GⅢ)レースであり、上表のとおり平安賞の車券売上が全体の車券売上の中で大きなウェイトを占めている。かつては年間車券売上収入の6割を平安賞が占めていたこともあり、平成28年度では47.1%、平成29年度では51.7%を占めていた。

しかし、平安賞の車券売上金額は平成30年度以降徐々に減少し、車券売

上のうち平安賞が占める割合も令和2年度では32.2%まで下落した。これは、新型コロナウイルスの影響により令和2年度が無観客開催となったことに加え、ミッドナイト競輪の実施と売上増加により、平安賞の重要度が相対的に下がったものと考えられる。

平成30年度から開催したミッドナイト競輪は昼間開催枠の振替(昼1→ミッド2)となるが、上表のとおり売上への貢献度合が極めて大きい。また、同年度は大阪北部地震の影響で昼間FⅡレースを2開催中止した影響を感じず、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための緊急事態宣言のため、昼間FⅠレースが2開催、昼間FⅡレースが1開催中止されているが、ミッドナイトの増収がそれらの状況による売上の減少を補完している。



ミッドナイト競輪の開催による売上の増加は、仕事等を理由として昼間に投票ができない職種や年代の顧客を取り込めた事が要因と考えられ、京都府がミッドナイト競輪を開始したのは英断であったと評価できる。

なお、競輪より先に売上を伸ばしていた競艇も、ミッドナイト競輪の成功を踏まえ、令和3年10月からミッドナイトボートレースを開始している。

② 1開催(節)当たりの売上の状況

平成30年度から令和2年度まで及び令和3年度上期における車券売上収入に係る、1節当たりの平均売上額及び前年比は、次のとおりである。

(単位：百万円)

	平成30年	令和元年		令和2年		令和3年上期	
	金額	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
平安賞	4,825	4,224	87.5%	4,012	95.0%	4,729	117.9%
昼開催	790	946	119.8%	1,287	136.1%	1,440	111.9%
ミッドナイト	419	442	105.3%	743	168.1%	963	129.7%

令和3年度上期は平安賞、昼開催及びミッドナイト競輪の全てで令和2年度よりも1節当たりの車券売上額が増加している。平安賞については、レース期間の9月2～4日において、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言下で無観客開催となったにもかかわらず、前年度の9レースから12レースへとレース数の増加に加え、インターネット投票の伸びにより車券売上は前年比117.9%を記録した。他のレースについても、令和2年度と比べて爆発的な伸び率ではないが、前年を上回る車券売上収入を獲得している。

上記のように、令和3年度上期においても、令和2年度から更に車券売上が増加している状況である。

(3) 車券売上計上額の正確性

向日町競輪事業の車券発売や払戻しの集計は、トータリゼータシステムにより行われており、毎レースの投票締切後に、本場売上・電投売上・場外売上の全国での売上総額が投票方法別に把握できるほか、毎日の車券売上額と払戻額についても当該システムにより集計されている。

当監査において、令和2年度決算書の車券売上収入額と、トータリゼータシステムからアウトプットされた「売上総括表」の車券売上収入額の合計額とが整合していることが確認でき、計上額の正確性には問題はなかった。

3.2.2 入場料収入

向日町競輪場では、本場開催時のみ場内への入場料50円を徴収し、平安賞開催時のみ開放する特別観覧席への入場時に1,150円をそれぞれ徴収している。場外発売時にはこれらの入場料を徴収していない（特別観覧席は、平安賞開催時以外は閉鎖している）。

(単位：百万円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般入場料	3.4	3.3	2.2	2.2	1.4
特別入場料	2.8	0.8	-	0.3	0.4
入場料収入計	6.2	4.0	2.2	2.5	1.8

車券売上収入や受託場外手数料収入と比べれば、入場料収入は極めて少なく、入場料 50 円という金額は本場開催時の入場セレモニーとしての意味しか有しておらず、入場門に配する人員の人件費を考慮すると、このために入場券発売機を設置し、及び維持する価値はない。

このような事情を踏まえ、他の競輪場において合理的な判断により、50～100 円の入場料を撤廃しているところが半数程度あるのが現状である。

また、特別観覧席の 1,150 円という料金設定については、他場の利用者サービス内容と比較して高額と思われる。また、特別観覧席という大口の投票者向けの場所に細かな端数が生じる入場料を設定する必要はなく、他の競輪場の特別席の料金は、500 円、1,000 円、3,000 円などの設定となっている。

【意見 1】入場料の見直し

本場開催時の入場料 50 円の徴収については、費用対効果の観点から、全国的にも廃止している場が多く、全国で稼働している競輪場 41 場のうち半数以上の 22 場が無料としている状況においても、徴収する意義が少ないことから、その廃止について検討すべきと考える。

大口投票者が利用する特別観覧席 1,150 円は、他場のサービス内容と比較して、金額の端数の撤廃も含めて、金額設定を再検討されたい。

なお、入場料の金額は、京都府営自転車競技条例で定められていることから、今後、競輪場のあり方検討が行われる際には、条例改正の要否も含めて議論をされたい。

3.2.3 その他収入

その他収入の主な内容は受託場外競輪場使用料であり、これは、他の競輪場で開催されているレースの車券を当競輪場で発売した際の手数料収入である。平成 28 年度以降の受託場外競輪場使用料は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
85	200	162	151	91

受託場外競輪場使用料は、発売した車券の売上額に対し、契約で定めた料率を乗じた委託料収入から開催経費を差し引いた純額を収入計上しており、令和 2 年度上半期までの場外発売は、1 日 2 レースを扱う日より 1 日 1 レースしか扱わない日の方が多かったが、令和 2 年度下期以降はナイトーの前売りを開始し、常に 1 日 2 ～ 3 場の場外発売を行い、投票機会の増加に伴う増収に努めている。

令和 2 年度の発売方法別実績は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

	販売額 (A)	受託 収入額 (B)	平均 受託料率 (B/A)	開催経費(C)			受託場外 競輪場使用料 D=(B-C)	収益率 (D/A)
				J P F	自衛 警備隊	開催 経費計		
場外	2,608	414	15.9%	289	53	343	71	2.7%
前売ナイトー	97	17	17.6%	13	-	-	4	3.9%
本場併売	96	16	16.4%	-	-	-	16	16.4%
合計	2,802	447	16.0%	303	53	356	91	3.3%

※ 開催経費の J P F への開催業務委託料の支払は契約による料率に基づいて算定されている。

前売ナイトー……日中の場外発売時(概ね 16 時半頃まで)に当日のナイトー車券を前売発売。G III 以上のナイトー場外は 20 時半頃の最終レースまで発売するため、ここには含まれない。

本場併売……向日町競輪場の本場開催時に同時並行で発売。追加の開催経費不要

なお、令和 2 年度の向日町競輪場開催の車券売上からの中車券払戻金、法定交付金等、選手賞金、場外車券売場設置経費及びその他開催経費を差し引いた自場開催レースの収益及び収益率は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

車券売上収入 (A)	開催経費(B)					開催 経費計	収支差額 C=(A-B)	収益率 (C/A)
	的中車券 払戻金	法定交付 金等	選手賞金	場外車券 売場設置 経費	その他開 催経費			
12,448	9,306	601	378	1,359	550	12,195	249	2.0%

受託場外による収入額は、自場開催による収入額より少ないものの、収益率も高く、収支差額では自場開催の3分の1を超える額を確保している。本場開催時以外の時期にも車券を発売することで、向日町競輪場の収益に貢献していると言える。

【意見2】 将来的な場外発売減少への対応

現状の来場者は高齢者が大半を占めていることから、早晚、大幅な減少が予想される。場間場外や専用場外での車券発売の減少傾向を踏まえると、場外発売に係る受託料は契約で定めた料率で決まる部分が多いとはいえ、将来的には、場外発売による受託収入額が受託場外開催経費を下回り、受託場外収支が赤字となってしまう可能性があり得る。

自場開催レースの車券を場外発売してもらおうという相互協力関係を鑑みれば、単純に場外発売を縮小することは向日町競輪場にとってプラスとはならないが、受託場外収支が赤字にならないよう早期に検討し、対策していく必要がある。

今後、競輪施行者は、来場ファンの減少を食い止め、収入を増加させる方策と、場外発売に要する経費（発売経費や警備経費）の縮減を検討していく必要がある。来場ファンが競輪場の窓口で車券を購入したくなるような更なるインセンティブの企画なども求められ、競輪場のあり方検討が行われる際には、これらを含めて議論されたい。

3.3 支出

(1) 的中車券払戻金

的中車券払戻金については、自転車競技法第12条第1項において、「車券の売上金の額に百分の七十以上経済産業大臣が定める率以下の範囲内で競輪施行者が定める率を乗じて得た額に相当する金額」を払い戻すこととされ、また、上記の経済産業大臣が定める率は80%と定められており、現状は、車

券売上の 75%が的中者に対して払い戻されている(詳細等は報告書 P 9 に記載)。

当該払戻率は全国の競輪場で一律に設定されている払戻率であり、仮に京都府が独自の払戻率を設定しようとした場合、J K A等の中央団体、全国の競輪施行者・専用場外車券売場、民間ポータルサイト、C T C等と調整を行う必要がある。

(2) 場外車券売場設置経費

① 委託場外売上に対する比率

場外車券売場設置経費は、場間・専用場外車券発売に係る費用及び民間ポータルサイトでのインターネット投票に係る手数料の合計であり、場間・専用場外車券発売に係る費用には、場外車券売場の事務委託料、施設賃借料及び地元対策費が含まれている。

なお、全輪協が運営するC T Cサイトを通じたインターネット投票に係る経費は、電話投票に係る経費やJ K Aへの他の支払と併せて(3)の法定交付金等にて計上されている。

場外車券売場及び民間ポータルサイトに支払う手数料等は、それぞれ契約に基づき車券売上に一定の料率を乗じて算定される。

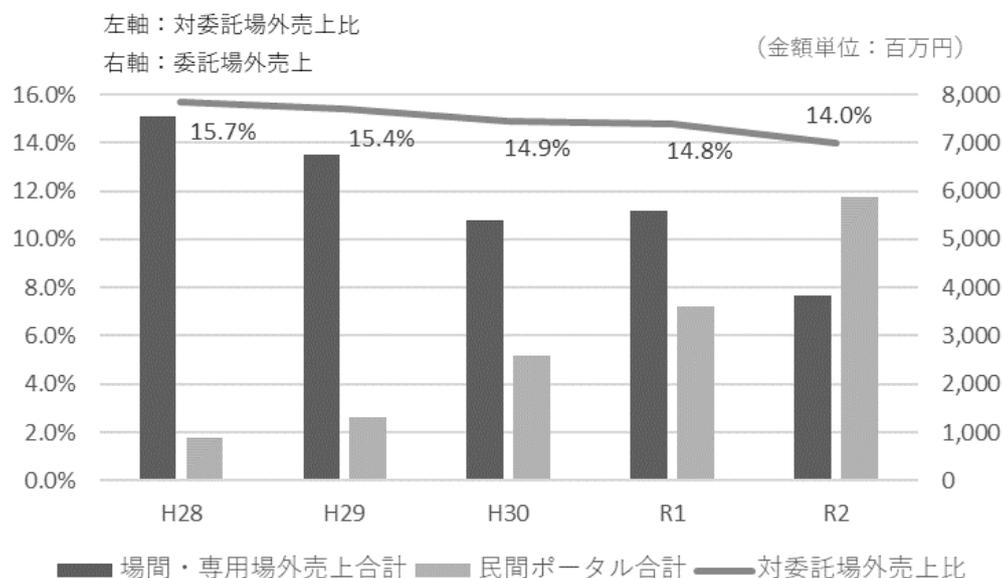
場外車券売場設置経費の対委託場外売上比は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
場外車券発売費用	1,217	1,077	867	911	628
場外車券売上収入	7,557	6,755	5,401	5,591	3,833
対 場外車券売上比	16.1%	15.9%	16.1%	16.3%	16.4%
民間ポータルサイト 販売委託費用	112	163	322	447	732
民間ポータルサイト 車券売上収入	881	1,301	2,589	3,596	5,880
対 民間ポータルサイト 車券売上比	12.7%	12.5%	12.4%	12.4%	12.4%
場外車券売場設置経費	1,328	1,240	1,189	1,358	1,359
委託場外売上合計	8,437	8,055	7,990	9,184	9,714
対 委託場外売上比	15.7%	15.4%	14.9%	14.8%	14.0%

民間ポータルの委託料率は、契約において場外車券発売委託料率よりも低く設定されていることから、民間ポータルサイト経由のインターネット

投票の増加に伴い、場外車券売場設置経費の対委託場外売上比率は低下している。



② 民間ポータルサイトへの場外発売委託料

民間ポータルサイトに対する車券発売委託料は契約により決められており、直近の料率は車券売上収入の 10.5～13.0%となっている。

なお、加重平均した 11.36%に消費税 10%を上乗せした税込ベースが、前述売上比率の 12.4%と一致している。

(3) 法定交付金等

法定交付金等には①競輪振興法人としての J K A に対する交付金、②競技実施法人としての J K A に対する開催業務委託料、③全国競輪施行者協議会分担金及び④向日市環境整備交付金が含まれており、支出総額の約 5%を占めている。

近年の法定交付金等の車券売上額に対する支出額の割合は、次のとおりである。

(単位：百万円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
法定交付金の金額	568	527	544	609	601
車券売上に対する割合	5.0%	4.9%	5.0%	4.9%	4.8%

① 競輪振興法人としての J K A に対する交付金

競輪開催による収益金を自転車振興等の事業に充てるため、自転車競技法第 16 条及び別表並びに自転車競技法施行規則に基づき、競輪施行者である向日町競輪場は、下表のとおり車券売上額に応じた額を競輪振興法人である J K A に対して交付金として支払うこととされている。

これらは用途別に定められており、自転車競技法第 29 条の規定により、競輪振興法人はそれぞれの事業に必要な経費以外の経費に充ててはならないとされている。

内訳		J K A に交付すべき金額	令和 2 年度実績(百万円)
1	自転車その他の機械に関する事業の振興のための補助	車券売上金額に応じ、車券売上の 0.6%～1% の金額	117
2	体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための補助	車券売上金額に応じ、車券売上の約 0.3%～約 0.9% の金額	87
3	競輪関係業務	車券売上金額に応じ、車券売上の約 0.28% の金額	35

上記の J K A に対する交付金が自転車競技法の規定に基づいて適切に計算されているか、令和 2 年度の実績について、監査人が試算を行ったところ、監査人試算結果と交付金の計上金額は整合した。

② 競技実施法人としての J K A に対する開催業務委託料

競輪開催時の競技実施に係る業務及び場内警備にかかる業務について、競輪施行者である向日町競輪場は競技実施法人である J K A に対し業務委託を行っている。競技実施に係る業務内容は、自転車競技法及び同施行規則に基づき、検車・審判・番組・選手管理に係る事務（以下「競技関係事務」という。）であり、場内警備に係る業務内容は、競輪場内の秩序維持と安全確保のための事務（以下「場内整理サービス関係事務」という。）とされており、当該業務の委託料については下表のとおりである。

内訳		J K Aに交付すべき金額	令和2年度実績(百万円)
1	競技関係事務	車券売上収入の約1.6～1.7%の金額	189
2	場内整理サービス関係事務	記念競輪：2,277千円 F1開催：907千円 F2開催：889千円 ※上記は1節開催ごとの金額	9

上記のJ K Aに対する開催業務委託料が適切に計算されているか、令和2年度の実績について、契約書に記載されている算定式に基づいて監査人が試算を行ったところ、監査人試算結果と開催業務委託料の計上金額は整合した。

③ 全国競輪施行者協議会分担金

全輪協は、全国の競輪施行者を会員として、会員や関係団体等と緊密な連絡調整を図り、競輪の開催日程や開催枠組みに関する調整、競輪の活性化や各競輪場の売上拡大のための広報宣伝等、競輪事業の円滑な運営や発展を目的とした活動を行っている。

分担金の算定は会員規約に定められており、定額の分担金のほか、全国競輪選手の共済や事故防止、旅費等の分担金、情報システムや電話投票システム、C T C事務センター運営分担金等が車券売上額に応じて支払われ、令和2年度実績の分担金総額は123百万円となっている。

電話投票・インターネット投票を受け付けている全輪協システム(C T C)の電話投票システムの利用に係る費用は次のとおりである。

	内容	料率等	支払先
①	C T C (サイクルテレホン事務センター) 事務手数料	電話投票売上の1.256%	C T C
②	電話投票分担金	1日当たり43,750円 売上に対して1.176%	全輪協
③	電話投票特別分担金 (G III開催時)	120万円	全輪協

インターネット投票の実施に要する費用は、場外車券売場設置経費で記載した民間ポータルサイト事業者と比較して、全輪協のCTCシステムの方が相対的に割安ではあるが、全輪協のCTCシステム(電話投票及びインターネット投票)での売上が微増レベルであるのに対し、民間ポータルサイト経由の売上は目覚ましく急伸している。

(3.2.1(1)④より再掲)

(単位：百万円)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
本場売上	659	628	444	395	261
電話投票売上	2,350	2,154	2,506	2,772	2,467
委託場外売上	8,437	8,055	7,990	9,184	9,714
うち場間場外	4,854	4,292	3,271	3,171	2,163
うち専用場外	2,703	2,463	2,130	2,420	1,670
うち民間ポータル	881	1,301	2,589	3,596	5,880
車券売上合計	11,448	10,838	10,941	12,352	12,444

民間ポータルサイトによる売上によって、場間場外や専用場外の売上が減少している可能性は否定できないものの、本来、コロナ禍において現地の窓口まで訪れなかったであろう競輪ファンの投票を拾い上げ、売上全体として増収に貢献したことは間違いないと思われる。

仮に、民間ポータルサイト経由の売上がないままコロナ禍を迎えていたと仮定した場合、場間場外や専用場外の減少をCTCのインターネット投票だけで穴埋めできたとも考えにくい。

民間ポータルは、同一サイトから競輪のみならず競馬などの他の公営競技の投票も行うことが可能であり、また、積極的な企画・マーケティングによる集客力も高い。インターネット投票の実施に要する費用は全輪協のCTCと比較して、民間ポータルの方が相対的に高いものの、収支への貢献は民間ポータルの方が圧倒的に大きくなってきている。

(単位：百万円)

	CTC (全輪協)	民間ポータル 合計
車券売上	2,467	5,880
委託費用等	63	732
収支差額	2,404	5,148

※ CTCの車券売上は、電話投票及びインターネット投票の合計である。

CTCでは訴求できなかったファン層の開拓が実現されたという点で、

民間ポータルサイトに対する高い委託費は、その額に見合う価値があったと考えられる。

④ 向日市環境整備交付金

向日市環境整備交付金(正式名称：向日市競輪場周辺環境整備事業交付金)は、向日町競輪場周辺自治会の振興、福祉及び道路・河川整備等を目的として、向日町競輪場から向日市に対して支払われる補助金であり、昭和53年には50百万円が、平成14年以降は競輪場の廃止議論がされている状況においても、毎年40百万円が継続的に支払われている。

この補助金は、設置自治体を通じた近隣対策費としての性質があり、向日市から京都府に対し、増額や用途拡大の要望がなされている。

(4) 選手賞金

選手賞金は、全輪協の競輪制度委員会の決定に基づき、毎年、全輪協と日競選とが協議を行い、最終的には全輪協・日競選・JK Aの最高幹部で組織する競輪最高会議で決定される。競輪選手の賞金は上位者だけでなく出場した選手全着位に支給される。

このため、選手賞金は、当然ながらレースの開催日数(及び開催数と車建数)に応じて変動しており、直近5年間の開催日数及び選手賞金の推移は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開催日数	46日	46日	46日	52日	43日
選手賞金	492	492	466	541	378

平成元年には年間81日もの本場開催が行われていたが、近年に至るまでの間に徐々に開催日数が減少した。平成30年度は大阪北部地震の被災により2開催6日間が休止したが、昼間2開催をミッドナイト4開催に振り替えて日数が維持された。令和元年度の増加は震災からの復旧によるフル開催の結果であり、令和2年度はコロナ禍の緊急事態宣言により3開催が中止となったことに加えて、従来の9車×12R制を7車×9R制に変更して開催したため、令和2年度の選手賞金は大きく減少した。

なお、選手には賞金以外に出場手当、日当・宿泊費等の手当が支給され

ており、これらは、その他開催経費に計上されている。

選手への賞金は、競輪施行者から選手へ参加旅費等とともに、領収証と引き換えの現金手渡しにより支給されている。競輪選手に対する賞金・参加旅費等については、記念競輪を優勝した場合の賞金が 381 万円であるが、慣習により全国の競輪場において現金支給となっている。向日町競輪場としては、現金保管の安全性等の観点から口座振替への移行を望んでいるが、全輪協と日競選等との間で口座振替等への移行の検討はされておらず、当競輪場単独で口座振替への移行は不可能とのことである。

賞金の支給方法については、口座振替の方が現金手渡しよりも盗難リスクが低く、かつ、競輪施行者及び選手間の賞金の授受に係る透明性が向上すると考えられるため、関係機関に対し必要な要望を継続的に実施されたい。

(5) その他開催経費

① J P F への開催業務包括委託料

平成 29 年度から競輪場内の業務を一括して J P F に委託する包括民間委託を開始し、同社への委託料がその他開催経費に含まれている。

平成 29 年度以降の J P F への委託料の支出状況は、次のとおりである。

(単位：百万円)

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
委託料額	336	334	374	383

J P F への包括的な業務委託の開始により、前年度まで発生していた従事員の給与や一時金はなくなり、車券の販売や払戻し、場内の情報提供、場外や駐車場等の警備、及び清掃その他競輪開催に係る業務に係る費用が削減された。

向日町競輪場では、包括民間委託を行うことによる競技開催直接経費の削減効果を以下のとおり試算していた。

(単位：百万円)

項目	金額
J K A 委託料 (事務局経費)	2

従事員賃金	46
需用費	41
役務費	58
委託料	215
使用料賃料	37
合計	401

※ 上記は、向日町競輪場が包括民間委託を検討した平成 27 年度の競技開催直接経費を基準としている。

当初の委託料が 336 百万円であることから、包括民間委託によって競輪場開催に伴う経費 65 百万円(約 16%)が削減された計算になる。

② 公営競技納付金

公営競技(競輪・ボート・地方競馬・オートレース)の収益の均てん化を目的に、競輪施行者が公営競技納付金として収益の一定額を地方公共団体金融機構に納付する制度が地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)等に定められ、昭和 45 年に開始された。

納付額は、以下のいずれか少ない額に 20%を減じた額を地方公共団体金融機構に納付することとされている。

- a. 年間売上から 40 億円を控除した額の 1.0%
- b. 総務省令の「公営競技の収益の額」から 7 千万円を控除した額の 2 分の 1

この公営競技納付金は向日町競輪場の業績が低迷し、累積赤字があったため、しばらくの間は発生していなかったが、平成 29 年度以降は業績が安定したこともあり、以下のとおり翌年度に支払が発生している。

(単位：百万円)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
納付金額	19	38	18

公営競技納付金は前述の a の売上基準を上限として、b の競輪場の一定額以上の余剰額に対して、実質 40%を乗じた額の納付が必要となる。この余剰額は、一般会計等の他会計に繰り入れても減少しないが、将来の競輪事業のために基金を積み立てた場合、余剰額が減少して納付金が減少する仕

組みとなっている。

他の競輪場では競輪事業基金や競輪施設整備基金等を条例で制定し、毎年度の余剰額に応じて積立てを行うことで納付金を圧縮し、又は回避しているが、全国で向日町競輪場だけが当該基金を設置していないため、公営競技納付金を調整することができない状況である。

☞ 指摘事項は後述する一般会計繰出金の箇所で述べる。

(6) 人件費

人件費は向日町競輪場の正職員の給与手当である。競輪場内の業務の大部分をJPFに業務委託したため、平成28年度以降の正職員数は5人まで削減された。

なお、令和2年度において人件費が増加しているが、これは定期人事異動と会計年度任用職員の採用によって基本給が増加したものである。

(7) 従事員賃金

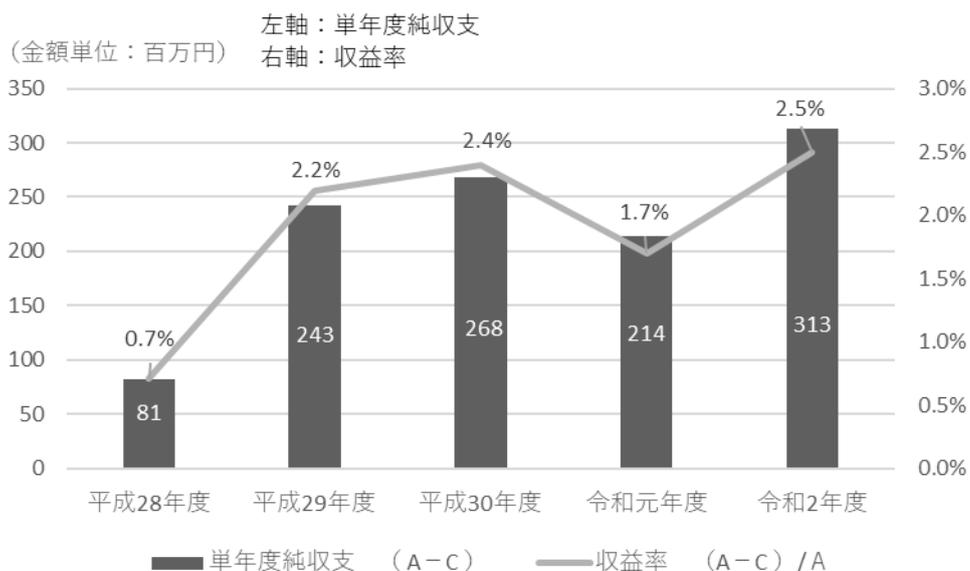
平成28年度までは、従事員が場内における車券発売や清掃、警備等を行っていたが、平成29年度以降は包括民間委託の実施に伴い、当該従事員はJPFに継続雇用された。このため、従事員賃金は平成29年度以降計上されていない。

(8) 単年度純収支及び収益率

前年度繰越金を除く歳入(A)から、一般会計繰出金を除いた歳出(C)を控除した単年度純収支及び収益率の近年の推移は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
単年度純収支 (A-C)	81	243	268	214	313
収益率 (A-C)/A	0.7%	2.1%	2.4%	1.7%	2.5%



民間ポータルサイトからのインターネット投票による車券売上の増加や包括民間委託による開催費用の削減の効果により、平成28年度から令和2年度までにかけて、単年度純収益は81百万円から313百万円に増加し、収益率も0.7%から2.5%に上昇していることから、向日町競輪場の収支は安定して良好な状態であると言える。

3.4 その他の収支

(1) 一般会計繰出金

向日町競輪場の開催により得た収益を府の一般会計の財源とする繰出金は、競輪事業の最大の目的である地方財政の健全化に貢献する上で、重要な支出である。

競輪事業の開始から平成11年度まで、最高で年28億円を超える多額の一般会計繰出金を計上した年もあったが、車券売上収入が減少して単年度収支で赤字を計上した年度もあり、一般会計への繰出金がない年度が続いていた。

その後、向日町競輪場は平成28年度において7期ぶりに3億円の一般会計への繰出金を計上し、以降の年度においても以下のとおり一般会計への繰出しを継続して果たしている。

(単位：百万円)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計繰出金	300	500	350	250	100

一般会計への繰出金は、京都府の財政の状況も勘案し、予算査定の中で決定されるが、仮に向日町競輪場が廃止となった場合に、京都府民の税金を活用することは府民の理解が得られにくいことから、競輪場施設を更地化するために必要な撤去工事資金を 10 億円と見込み、当該資金がこれまでの競輪事業の収益金から次年度繰越金として残るよう、繰り出しているとのことである。

【指摘事項 1】 公営競技納付金の削減及び一般会計繰出金の合理化を目的とした基金の設置

向日町競輪場を除く 42 場の全ての競輪場では競輪事業に係る基金を設置し、積立てを行うことで公営競技納付金の納付を合理的に圧縮し、将来の経営安定や施設整備に向けた資金留保を行っている。全国で向日町競輪場だけが競輪事業に係る基金を設置していないため、公営競技納付金を調整することができない状況である。

競輪事業の継続が曖昧なままでは基金条例の制定が難しいことは理解できるが、競輪事業が好転した時点で事業安定化のための基金が設置されていれば、3年間の納付金 74 百万円を削減できた事実は否めない。仮に令和 3 年度の車券売上が見込額の 216 億円、公営競技収益額が 641 百万円として算定すると、令和 4 年度に 138 百万円の納付金を支払わなくてはならない。収支が劇的に改善した現状においては多額の公営競技納付金を納めることとなり、中期的な京都府の運営としては経済的でないとの謗りを免れない。

京都府は早期に競輪事業の存廃を決断し、継続する場合には、将来の経営安定、将来に向かって使用する見込みのない老朽化設備の先行取壊しを含む施設整備に向けた資金留保等を目的とした基金を設置し、公営競技納付金を合理的に削減した上で、一般会計への繰出しを果たすべきと考える。

3.5 収支の改善状況

向日町競輪事業等検討委員会当時の検討対象となった平成 22 年度の収支と直近の令和 2 年度の収支について比較した結果は、以下のとおりである。なお、令和 2 年度はコロナ禍の悪影響を最も大きく受けた年度であることを考慮する必要がある。

(単位：百万円)

年 度		平成 22 年	令和 2 年	増減
開 催 日 数		55 日	43 日	△ 12 日
入 場 者 数		120,892 人	27,125 人	△ 93,767 人
歳入	車 券 売 上 収 入	11,568	12,444	876
	入 場 料 収 入	6	2	△ 4
	公 営 企 業 金 融 公 庫 還 付 金	131	—	△ 131
	そ の 他 収 入	229	118	△ 111
	計 (A)	11,939	12,563	624
	前 年 度 繰 越 金	1,047	893	△ 154
	歳 入 計 (B)	12,986	13,456	470
歳出	総 務 費 (一 般 管 理 費)	123	55	△ 68
	的 中 車 券 払 戻 金	8,644	9,306	662
	法 定 交 付 金 等	756	601	△ 155
	選 手 賞 金	640	378	△ 262
	従 事 員 賃 金	55	—	△ 55
	従 事 員 一 時 金	11	—	△ 11
	場 外 車 券 売 場 設 置 経 費	1,156	1,359	203
	テ レ ビ ・ C S 放 送 経 費	100	—	△ 100
	そ の 他 開 催 経 費	471	550	79
	離 職 餞 別 金 補 助 金	46	—	△ 46
	計 (C)	12,002	12,250	248
	一 般 会 計 繰 出 金	0	100	100
歳 出 計 (D)	12,002	12,350	348	
次 年 度 繰 越 金 (B - D)	984	1,106	122	
単 年 度 純 収 支 (A - C)	△ 63	313	376	
収 益 率 ((A - C) / A)	△ 0.53%	2.49%	3.02%	

単年度純収支は 376 百万円改善しているが、平成 22 年度歳入の公営企業公庫還付金 131 百万円は前年度納付金の還付で正味の収入ではない。

同様に離職餞別金補助金 46 百万円は臨時的な支出であることを考慮すれば、実質的な単年度純収支は△148 百万円から 313 百万円へと 461 百万円改善したと見るのが適切である。一般会計繰出金 100 百万円は単年度純収支に影響を及ぼさない。

(1) 歳入

① 車券売上収入 +876 百万円 (H22:11,568 百万円→R2:12,444 百万円)

車券売上収入は 10 年前と比べ 876 百万円増加しており、その内訳は以下のとおりである。

(単位：百万円)

年 度	平成 22 年度	令和 2 年度	増減/増減率	
入 場 者 数	120,892 人	27,125 人	△ 93,767 人	△77.6%
本 場 売 上	1,608	261	△ 1,347	△83.8%
電 話 投 票 売 上	2,333	2,467	134	+5.7%
委 託 場 外 売 上	7,626	9,714	2,088	+27.4%
返 還 金	0	2	1	—
合 計	11,568	12,444	876	+7.6%

コロナ禍による本場入場者数の減少も大きな要因であるが、本場売上はそれ以上の比率で減少しており、来場者の投票意欲等の減少が伺えるが、逆に委託場外の売上は増加しており、その主要因として以下の2点が挙げられる。

- 民間ポータルサイトからのインターネット投票の普及

他の競輪場で導入され始めていた民間ポータルサイトからのインターネット投票が向日町競輪場でも平成23年度に導入され、令和2年度においては民間ポータルの売上が5,880百万円となり、委託場外売上の約61%、車券売上全体の47%を占めるに至り、売上の構成比が激変している。

近年はスマートフォンの普及や通信環境の絶え間ない進歩により、場所や時間を選ばずに、投票やレースの観戦が可能となり、投票意欲を喚起するアプリも工夫されて、インターネット投票売上が車券売上全体を牽引する状況となった。

- ミッドナイト競輪の開催

平成30年度から他の競輪場を借り上げて実施したミッドナイト競輪は、令和2年度において車券売上が2,970百万円となり、売上全体の約24%を占めている。収益性の低いFⅡの昼間1開催から収益性の高いFⅡのミッドナイト2開催へと積極的に振り替えて、向日町競輪場は劇的な売上増加を果たした。

ミッドナイト競輪は無観客開催であるため、車券売上のほぼ全てがインターネット投票によるものであり、前述した民間ポータルサイトの普及と相まって、ミッドナイト競輪が向日町競輪場の売上を押し上げた。

記念競輪(平安賞)だけで見れば、車券売上収入は平成 22 年度の 66 億円から令和 2 年度の 40 億円まで減少しているが、向日町競輪場は平成 22 年当時では想定できなかった環境変化を上手く捉え、平安賞以外にも多様な収入源を確保することで、車券売上収入を大幅に増やしたと言える。

② その他収入 △111 百万円 (H22 : 229 百万円→R2 : 118 百万円)

その他収入の主な内訳は受託場外競輪場使用料であり、これは他の競輪施行者が主催するレースの向日町競輪場における場外車券発売の施設使用料(受託発売手数料)である。

当時から現在までにおいて、年間ほとんど休みなく場外発売を行っているものの、使用料収入は、平成 22 年度の 167 百万円から令和 2 年度の 91 百万円まで減少した。

車券発売はインターネット投票にシフトしているため、使用料収入は減少傾向にあり、受託場外発売の採算性は低下している。

(2) 歳出

まず、個別の歳出項目について 10 年前との増減を検討する。

① 的中車券払戻金 +662 百万円 (H22 : 8, 644 百万円→R2 : 9, 306 百万円)

車券売上収入の増加(+876 百万円)に比例して増加しているが、トータルの払戻率は 74. 73%から 74. 79%と大きな変化はなく、売上増加に伴う必然の増加である。

② 場外車券売場設置経費 +203 百万円 (H22:1, 156 百万円→R2:1, 359 百万円)

手数料が不要な本場売上の減少と手数料が必要な委託場外売上(特に民間ポータル)の増加により、必然的に増加している。

この 2 つの支出増加(+865 百万円)は、車券売上収入の増加 876 百万円に必要な経費である。差引収支はほぼないため、実際には車券売上収入の増加は単年度収支の改善には貢献したとは言えないものの、結果から見れば収支を維持するための収入及び支出の増加であったと言える。

③ 法定交付金等 (H22 : 756 百万円→R2 : 601 百万円)

平成 24 年 3 月の自転車競技法改正により、JKA に納付する交付金について特定交付金還付制度が廃止され、法定交付金の大幅な圧縮がなされた。また、平安賞の売上が減少して他開催の売上が増加したことで、開催ごとに累進的に適用される交付金率も若干低下した。

法定交付金等の削減は外部環境に依るところが大きく、制度面から競輪施行者を支援する変革があったと言える。

④ 選手賞金 (H22 : 640 百万円→R2 : 378 百万円)

令和 2 年度の 378 百万円は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で 2 箇月の間、競輪が休止となった上、再開後は 1 日のレース数を減らし、更に 9 車立を 7 車立に変更する等、厳しい制約が課された結果の金額である。

そのため、令和元年度の 541 百万円が通常の水準であると言えるが、それとの比較では本場開催日数が 55 日から 52 日に削減されており、不採算レースを圧縮することで選手賞金等の経費削減が図られている。

⑤ 総務費 △68 百万円 (H22 : 123 百万円→R2 : 55 百万円)

⑥ 従事員賃金/一時金 △66 百万円 (H22 : 66 百万円→R2 : —)

これらは 2.7(2)①で言及したような人員削減や規程改訂を経た後、平成 29 年度から開始した包括民間委託によって、京都府の人件費が圧縮されたことによる減少である。

⑦ テレビ・CS 放送経費 (H22 : 100 百万円→R2 : —)

平成 22 年度の向日町競輪事業検討委員会による報告の後に、費用対効果から先んじて削減した支出である。

⑧ その他開催経費 (H22 : 471 百万円→R2 : 550 百万円)

その他開催経費が増加しているのは、開催業務の包括民間委託費(コロナ対策の追加委託を含む。)やミッドナイト競輪開催委託費の発生によるものである。

(3) 固変分解による損益分岐点分析

次に歳出について、売上に比例して増減する変動費と、売上に比例せず発生する固定費とに分解して、平成 22 年度と令和 2 年度とを比較した。

変動費と固定費は以下のように区分した。

変動費	的中車券払戻金、法定交付金等の大部分、場外車券売場設置経費、包括民間委託費など車券売上に連動するその他開催経費
固定費	総務費、従事員賃金、従事員一時金、テレビ CS 放送経費、離職餞別金補助金、法定交付金等の一部(向日市環境整備交付金、全輪協への定額分担金、選手共済会費等)、選手賞金、その他開催経費の一部(修繕費、水道光熱費、車券売上に連動しない委託費用)

※ 選手賞金についてはレース数や売上に影響は受けるが、車券売上収入に比例するものではないため、固定費とみなした。

歳出の固変分解を行った結果、10 年前の向日町競輪事業検討委員会報告時と比較すると、以下のような収支構造の変化がみられる。

(単位：百万円)

年 度 項 目	平成 22 年度		令和 2 年度		増減	
	金額	対収入比率	金額	対収入比率	金額	対収入比率
変 動 費 合 計	10,516	89.1%	11,574	92.1%	+1,058	+3.0P
固 定 費 合 計	1,486	12.6%	676	5.4%	△810	△7.2P
歳 出 合 計	12,002	101.7%	12,250	97.5%	+248	△4.2P
売 上 収 入 合 計	11,808		12,563		+755	

※ 売上収入は「車券売上収入」、「入場料収入」及び「その他収入」の合計としている。平成 22 年度の「公営企業金融公庫還付金」は、本来の収益性とは関連性が低いため売上収入には含めていない。

① 変動費

変動費は対収入比率(変動費率)が 3 ポイント上昇している。変動費率の上昇は、①固定費が変動費にシフトしたものと、②新たに発生した変動費、によるものである。

①の代表的な内容は J P F への包括民間委託(車券売上収入の 3.26%)で

あり、従事員給与、車券の販売・払戻、場内の情報提供、場内や駐車場等の警備、清掃及びその他競輪開催に係る業務に係る固定費が変動費にシフトした。

⑤の代表的な内容は 10 年前にはなかった民間ポータルへの委託費である。本場売上に代わって委託場外売上が増加して変動費率が上昇しているが、料率の高い場間場外発売が減少したため、変動費率の上昇は抑えられている。

前述した J K A 交付金の引下げは変動費率を低下させたが、④⑤によってそれ以上に変動費率が上昇した。

② 固定費

3.3(5)①に記載した J P F への包括民間委託によって固定費が 400 百万円削減されたほか、3.5(1)④に記載した選手賞金での 262 百万円減少等によって、平成 22 年度と比較して固定費全体で 800 百万円削減された結果となっている。

③ 歳出合計

①②の結果、平成 22 年度と令和 2 年とを比較すれば、歳出合計は 248 百万円増加している。しかし、歳出合計の対売上収入比率では 4.2 ポイントも低下している。

④ 損益分岐点分析

上記の変動費率と固定費を前提として、固定費を回収する収入（以下「損益分岐点収入」という。）がどれだけ必要となるかについて、以下のとおり分析した。

（単位：百万円）

項 目 \ 年 度	平成 22 年度	令和 2 年度
変動費率 (A)	89.1%	92.1%
固定費合計 (B)	1,486	676
損益分岐点収入 (C) ($B \div (1-A)$)	13,633	8,556
実際の売上収入 (D)	11,808	12,563

損益分岐点比率 (C ÷ D) <安全余裕率>	115.4% <△15.4%>	68.1% <31.9%>
-------------------------------	--------------------	------------------

上表のとおり、収支ゼロとなる損益分岐点収入は、平成 22 年度においては 13,633 百万円であるのに対して、令和 2 年は 8,556 百万円まで減少した。

損益分岐点比率で見ると、平成 22 年度では売上収入を 15%増加させても赤字であったのに対し、令和 2 年度では売上収入が 31%減少しても黒字を維持できる計算である。

当該分析からは、向日町競輪場は固定費の削減と固定費を変動費化する収支改革によって、赤字となりにくい体質になっていることが明確となった。

(4) 小括

上記のとおり向日町競輪場は赤字となりにくい体質となったが、逆に売上収入が大きく伸びても、収支差額はそれ程多く残らないことが判明した。

(3)の損益分岐点分析では、入場料収入やその他収入(受託場外競輪場使用料)も収入に含めていたが、車券売上収入のみで変動費率を積上げ計算した結果は以下のとおりである。

		車券売上収入 に対する比率	
的中車券払戻金		74.79%	
場外車券発売委託費用(※)		加重平均	11.40%
平均 料 率	C T C		2.43%
	場間場外・専用場外		16.40%
	民間ポータル		12.40%
J K A 交付金		1.92%	
J K A 開催業務委託料		1.60%	
合計		89.71%	

※ 令和 2 年度実績に基づく平均料率及び加重平均

J P F 包括開催委託料 (ミッドナイト車券売上収入は別途)	3.26%
公営競技納付金 (車券売上収入40億円超部分に対して)	0.80%

J P F に対する包括民間委託は、ミッドナイト競輪に関するものを除く車

券売上収入に対して 3.26%の委託料が発生する。令和2年度実績は車券売上収入の 23.9%をミッドナイト競輪が占めたが、令和3年度では3分の1を超える勢いであり、包括開催委託費は車券売上収入の 2.1%程度となる見込みである。

仮に 200 億円発売した場合は、 $89.71\% + 2.1\% = 91.81\%$ を引いて 16.38 億円が手元に残り、ここから選手賞金、設備リース料、維持修繕や向日市交付金などの固定経費を支払う計算となる。基金への積立てを行わなければ更に公営競技納付金を 1.28 億円支払うこととなる。

民間ポータルの上伸長が著しい場合には、上表の場外車券発売委託費用が 12.4%に近付くため、0.5ポイント程度の上昇があり得る(1億円の費用増)。

固定費水準が 6.76 億円であれば十分とも思われるが、新型コロナウイルスの影響がなくなりフル開催となれば、選手賞金は約 2 億円程度の増加も見込まれる。十分な一般会計への繰出しと施設リニューアルの資金を確保するためには、採算性を高める手立てを惜しむべきではない。

このため、黒字化を確実にした向日町競輪場が収支面で次に検討すべき課題は、固定費水準を維持したままで、変動費率をいかに低減させていくかということになるであろう。

【意見3】 将来的な変動費率の低減

黒字化を確実にした向日町競輪は、今後は固定費水準を維持したまま、変動費率を低減させる方策を検討していく必要がある。しかし、向日町競輪として低減の可能性がある項目は、場外車券発売委託費用と包括開催業務委託費及び公営競技納付金のみである。

場外車券発売委託費用の低減については、CTCと協力してCTC経由のインターネット投票率を高めることが有効であろう。例えば、競輪場内に Wi-Fi を設置して、窓口もしくは場内 Wi-Fi と CTC を経由して投票した購入者に対し、抽選で外れ車券の投票額を返金するなど、来場へのインセンティブに繋がるようなインパクトある方策が望まれる。

CTC サイト側での専用アプリ開発などの強化が有効と考えられるため、全輪協等と連携し、民間ポータルによる広告宣伝や投票インセンティブに見劣りしない健全な競争によって、将来的な変動費率の低減を目指されたい。

その他の包括開催業務委託費及び公営競技納付金に関する提言については、それぞれ 5.3.1 包括民間委託と 3.3(5)②公営競技納付金にて記載のため、割愛する。

4 施設・設備の状況と課題

4.1 施設一覧と配置図

(1) 施設一覧

向日町競輪場に所在する施設(競走路を除く。)一覧は、以下のとおりである。

施設名称	配置	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	資産構造	耐用 年数	取得日	取得価額 (千円)	経過年数 (※)	耐用年数 超過年数
投票所・観覧席	第1投票所	①	813.53	729.36	鉄骨造	38年	昭和42年10月	56,947	54年2ヶ月 16年2ヶ月
	第2投票所	②	854.48	729.36	鉄骨造	38年	昭和42年10月	59,814	54年2ヶ月 16年2ヶ月
	第3投票所及び特別席観覧席・観戦スタンド	③	4,004.91	1,700.27	鉄骨鉄筋コンクリート	50年	昭和61年12月	1,688,742	35年0ヶ月 -
	第4投票所及び第2観覧席	④	363.79	198.79	鉄骨造	34年	昭和36年12月	25,465	60年0ヶ月 26年0ヶ月
	第5投票所及び第1観覧席	⑤	661.96	463.96	鉄骨造	38年	昭和40年5月	46,337	56年7ヶ月 18年7ヶ月
	中央投票所及び観覧席(中央スタンド)	⑥	3,438.67	1,472.12	鉄筋コンクリート	50年	昭和43年10月	561,120	53年2ヶ月 3年2ヶ月
選手宿舎	⑦	2,566.20	956.42	鉄筋コンクリート	47年	平成4年5月	1,018,918	29年7ヶ月 -	
選手管理センター	⑧	2,396.26	833.54	鉄筋コンクリート	50年	平成13年7月	371,420	20年5ヶ月 -	
向日町会館	⑨	491.35	250.34	鉄筋コンクリート	47年	昭和42年2月	88,443	54年10ヶ月 7年10ヶ月	
売店	⑩	972.00	972.00	鉄骨造	31年	昭和42年3月	68,040	54年9ヶ月 23年9ヶ月	
西入門棟	⑪	354.00	210.00	鉄骨造	38年	昭和61年6月	88,103	35年6ヶ月 -	
駐輪場	⑫	31.73	31.73	鉄骨造	31年	昭和57年4月	1,904	39年8ヶ月 8年8ヶ月	
出走選手控室棟	⑬	267.69	267.69	鉄筋コンクリート	47年	昭和45年9月	70,600	51年3ヶ月 4年3ヶ月	
誘導員棟	⑭	150.00	150.00	鉄骨造	38年	昭和62年3月	22,932	34年9ヶ月 -	
受電室及び倉庫(庶務棟)	⑮	330.00	330.00	鉄筋コンクリート	50年	昭和42年3月	42,900	54年9ヶ月 4年9ヶ月	
管理事務所	⑯	100.00	100.00	鉄筋コンクリート	50年	昭和46年9月	18,000	50年3ヶ月 3ヶ月	
東休憩所及び荷物預り所	⑰	141.00	141.00	鉄骨造	34年	昭和46年9月	11,280	50年3ヶ月 16年3ヶ月	
渡り廊下		994.13	939.99	軽量鉄骨造	30年	昭和47年9月	31,794	49年3ヶ月 19年3ヶ月	
				鉄骨造	38年	平成13年7月	6,497	20年5ヶ月 -	
便所		184.36	184.36	鉄骨造	34年	昭和36年12月	5,592	60年0ヶ月 26年0ヶ月	
					34年	昭和52年3月	1,344	44年9ヶ月 10年9ヶ月	
					34年	昭和61年12月	10,166	35年0ヶ月 1年0ヶ月	
				コンクリートブロック	24年	昭和51年10月	10,800	45年2ヶ月 21年2ヶ月	
				軽量鉄骨造	24年	昭和50年8月	1,663	46年4ヶ月 22年4ヶ月	
西休憩所		180.60	180.60	鉄骨造	31年	昭和36年12月	14,448	60年0ヶ月 29年0ヶ月	
前売投票所		125.00	125.00	鉄骨造	38年	昭和44年12月	8,750	52年0ヶ月 14年0ヶ月	
入場門及び出札所		99.00	99.00	鉄筋コンクリート	50年	昭和46年9月	15,345	50年3ヶ月 3ヶ月	
物置		28.62	28.62	コンクリートブロック	34年	昭和46年9月	202	50年3ヶ月 16年3ヶ月	
				軽量鉄骨造	24年	昭和39年12月	1,544	57年0ヶ月 33年0ヶ月	
ハードケース保管室		26.74	26.74	軽量鉄骨造	24年	平成19年9月	2,446	14年3ヶ月 -	
警備棟		20.70	20.70	鉄骨造	38年	昭和62年7月	4,283	34年5ヶ月 -	
第四駐車場管理詰所		14.02	14.02	軽量鉄骨造	30年	昭和55年7月	981	41年5ヶ月 11年5ヶ月	
整理員詰所		12.93	12.93	軽量鉄骨造	30年	平成3年3月	905	30年9ヶ月 9ヶ月	
裏門門衛詰め所		4.95	4.95	軽量鉄骨造	30年	昭和56年10月	347	40年2ヶ月 10年2ヶ月	
計		19,628.62	11,173.49				4,379,429		

※ 経過年数は令和3年12月時点で計算

(財産管理台帳及び固定資産一覧表より作成)

主要な建築物のほとんどは昭和42年頃に建築されており、大半の建築物が一般的な経済的耐用年数を超過している。建築物のうち一部は使用を停止したり、最低限度の修繕で状態を維持しながら使用し続けたりしているが、現状として、不特定多数が来場し、利用する施設として適切な状態にあるかどうか懸念される。

(2) 配置図

冒頭記載の配置図の上に、上表(1)の主要施設（丸数字）の位置を配したものが下図である。



★：閉鎖中の施設（平安賞時には使用する施設あり）

4.2 各施設の状況について

4.2.1 競走路関連

(1) バンク

日本で最も多い周長 400mの競走路（バンク）であり、マッコーネル曲線のスタンダードなバンクと言われている。最大約 30 度の傾斜角は標準的だが、直線部分の傾斜角約 3 度は近隣の競輪場よりも若干傾斜している。

一般的にはバンクの耐用年数は 10 年程度と言われており、競技の安全のため、バンク表面は 2・3 年ごとの塗替えが推奨されている。

向日町競輪場のバンクは、定期的に走路改修工事が行われているものの、大規模な改修は昭和 61 年を最後に 35 年が経過しており、外周部にはひび割れも見受けられる。他の競輪場の整備計画では 20 年以内での全面改修を目標としている例が多いが、現実には 30 年以上経過している競輪場も存在している。

塗装についてはミッドナイト競輪を自場で開催するため、令和2年度に7年ぶりの塗替えが行われた。



<向日町競輪場バンク>



<走路内施設>

(2) 走路内施設

走路内のバンク中央部には芝生と鉄塔のほか、テニスコート2面と陸上トラックコース（100m直線・200mトラック・三段跳び兼走り幅跳び）があり、向日市民に無料で貸し出されているが、陸上コースの表面は劣化している状況である。鉄塔も照明やカメラ中継などに使用されてはいない。

現在、全国の競輪場において、バンク内にテニスコート等の他用途の施設があるのは向日町競輪場のみと思われる（改装前の千葉競輪場走路内にはテニスコートが4面あった）。

(3) 確定板（電光掲示板）

現在、確定板は故障により点灯できない状態のため、使用されていないが、そもそも投票券の種類が増え、従来の確定板では全種類の払戻金を表示できなくなっている。故障した確定板は、初めて来場する人間にとっては施設の老朽化を感じる箇所であるが、撤去するには多額の費用を要することから、撤去されずに同様の状態になっている競輪場はいくつもある。

（監査人が視察した競輪場では、福井、松阪、四日市、広島で確定板は通電せず、使用されていなかった。松阪や和歌山などでは着順以外の箇所は使用しない改修が施されており、老朽感が幾分抑えられている。）

競輪来場者の多い関東圏などでは、迫力のある大画面ビジョンが設置され

ている競輪場が多いが、投票所近くのテレビ画面でオッズや競走結果を確認している投票者も多い。来場者数が減少していることもあって、リニューアル時に、そもそも確定板を設置しなかった競輪場もある（監査人が視察した競輪場では、岐阜と小田原はそもそも確定板や電光掲示板がなかった）。

電光掲示板の有無でレースの臨場感・一体感は大きく変わる。



<向日町競輪場の確定板>



<松阪競輪場の確定板>

(4) ナイター照明

令和3年度からナイター照明設備が稼働しており、ミッドナイト競輪の開催時や冬季の終盤レースに使用されている（近隣への配慮のため、向日町競輪場においては、有観客での開催となるナイター競輪を実施していない）。

<競走路関連まとめ>

施設	現状	課題
バンク	本場開催時に使用。アマチュアの自転車競技にも貸し出している。	大規模改修から30年以上経過しており、ひび割れ等がある。
走路内施設	テニスコートと陸上トラックを向日市民に貸し出している。	陸上トラックの表面が劣化しており、近年の貸出実績はなく、テニスコートの貸出しも少ない。
確定板	通電せず使用していない	確定板がなくとも致命的な影響はないが、盛り上がり欠ける。撤去には多額の費用が必要
ナイター照明	ミッドナイト競輪開催時に使用	—

【意見4】バンクの改修について

向日町競輪場のバンクは、昭和61年以降、35年間も大規模改修が実施されておらず、ミッドナイト競輪の自場開催に向けて令和2年度に7年ぶりに塗替え補修が実施されたが、バンクの基盤を原因とするひび割れ箇所が散見される。

現在のバンクは、遠くない将来、競輪運営の大前提となる競走の安全性に懸念をもたらす状況であることから、今後の競輪場のあり方検討において、存続を決めた際には、早急に大規模改修に着手されたい。

【意見5】走路内施設について

競輪に対する批判的意見が多かった時代には、走路内に陸上トラックやテニスコートを設けて、地域との交流を促進することも意味があったと思われるが、他の方法により自転車振興や地域との繋がりを構築している現在においては、走路の中央部に他用途施設を設置する意義は薄いと思われる。

また、走路内施設のメンテナンスも十分ではないように思われることから、将来の改修時には、当該施設を撤去することが望ましい。

なお、全国の競輪場では、宇都宮競輪場においてオーロラビジョンを使って夏の夜に市民向けに屋外無料シアターを実施したり、大宮競輪場においてサッカー教室を開催したりしている。自転車だけに留まらないイベントを開催することで、競輪場を身近な存在にしようと様々な企画が考えられている。

4.2.2 投票所及び観戦スタンド

(1) 各施設の状況

以下の①から⑰までは、4.1(1)(2)の図表で付した番号と一致する。

① 第1投票所棟

東入場門から入場して正面左手にあり、⑥の中央投票所と共に現在も稼働している投票所である。第1投票所の周りはテント屋根が張られ、テレビモニターも多数設置されており、一定の利用者が周遊するゾーンである。

昭和 42 年建築のため経年劣化があるが、府有施設のうち耐震化の対象とされているのは、昭和 56 年以前の基準で建てられた建築物のうち、非木造 3 階建て以上かつ床面積 1,000 平方メートル以上の建物等とされていることから、平屋(一部二階建て)である当該施設は耐震診断の対象とされていない。

② 第 2 投票所棟

東入場門から見て第 1 投票所の奥に所在する。通常時は閉鎖されているが、来場者が増加する平安賞開催時のみ使用されている。

第 1 投票所棟と同様、昭和 42 年建築ではあるが平屋(一部二階建て)のため耐震診断の対象とされていない。

③ 第 3 投票所及び特別観覧席・観戦スタンド棟

競走路の南西側に位置する投票所・スタンドであり、昭和 61 年建築であることから、スタンドの中では最も新しく、耐震基準を満たしている。

特別観覧席は平安賞開催時のみ開かれ、有料(1,150 円)で利用できる。1 階部分に当たる第 3 投票所は、特別観覧席と同様に平安賞開催時のみ開かれ、通常時期は使用されていない。

特別観覧席は、縦に長い一枚のガラス張りとなっており、視界は良いが、ゴールラインを後ろから見るため着順を判断しにくい。それにもかかわらず、大きなテレビ画面がないという不便さがある。

また、平成 30 年の大阪北部地震でガラスが割れ、本場開催が一部中止になったこともある。

④ 第 4 投票所及び第 2 観覧席棟

⑤ 第 5 投票所及び第 1 観覧席棟

④⑤は東入場門から入って右手にある投票所と観戦スタンドであるが、④は昭和 36 年建築、⑤は昭和 40 年建築のため経年劣化が激しく、いずれも耐震化工事が未了の状態である。

老朽化に加え、来場者数の減少のため常時閉鎖されており、一部のみ倉庫として使用している。

⑥ 中央投票所及び中央スタンド棟(兼 管理棟)

競走路の南正面に位置する投票所・スタンドであり、現在の向日町競輪場の主要な機能を担っている。昭和 43 年の建築であり経年劣化しているが、耐震化工事など最低限の維持修繕は実施されている。2 階は管理事務所として使用し、4 階は競技実施のための審判席やレース実況のための中継設備やスタジオが設けられている。



(2) 法定点検の結果

上記の投票所及び観戦スタンドは、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)における特定建築物に該当し、法定点検を実施する必要がある。同法において地方自治体に定期点検の義務が課された平成 17 年以降、向日町競輪場では法改正の趣旨が理解されておらず、長らく点検が実施されていなかったが、令和 2 年度における他部局での包括外部監査結果を受けて、令和 3 年度において初めて点検が実施された。

法定点検の結果、対応が必要と認められた要是正項目は以下のとおりである。

なお、以下の表中の「その他」施設には、第 1 投票所、第 2 投票所、第 4 投票所及び第 2 観覧席、第 5 投票所及び第 1 観覧席、向日町会館、売店、西入場門棟が含まれている。

施設	項目	番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	
中央投票所	建築物の敷地及び構造	2(10)	外壁躯体の劣化損傷	外壁躯体にクラック	補修	
		2(18)	支持部分等の劣化及び損傷の状態	配線トレイ腐食破損	補修	
		3(7)	屋根の劣化及び損傷の状況	屋根材劣化	補修	
		4(10)	内壁躯体の劣化損傷	内壁に縦横クラック	補修	
		4(24)	天井の劣化及び損傷の状況	天井に雨漏れ痕	補修	
		5(15)	階段各部の劣化損傷の状況	階段壁面にクラック多数	補修	
		5(38)	非常照明装置の設置の状況	非常照明が設置されていない(既存不適格)		
		5(39)	非常照明装置の作動の状況	不点灯(バッテリー劣化)	バッテリー交換	
	換気設備	2(12)	吸気機又は排気機の設置の状況	換気扇故障	換気扇修理	
		2(13)	機械換気設備の換気量	換気扇故障	換気扇修理	
	非常用の点検装置	2(1)	予備電源への切替及び点灯の状況	バッテリー劣化	バッテリー交換	
		2(2)	予備電源の性能	バッテリー劣化	バッテリー交換	
		2(3)	照度の状況	不点灯により照度不足	バッテリー交換	
		2(4)	非常用電源分岐回路の表示の状況	分岐回路の表示なし	分電盤に分岐回路の表示をする	
		4(2)	非常用電源分岐回路の確保の状況	分岐回路が確保されていない	分岐回路設定	
	第3投票所	建築物の敷地及び構造	1(2)	敷地内の排水状況	雨水管等腐食	補修
			2(10)	鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	外部支柱にクラック	クラック補修
4(28)			昭和48年建設省告示第2563号第1号1号ロに規定する基準への適合の状況	防火戸閉鎖衝撃過大	閉鎖速度調整	
5(28)			排煙設備の作動の状況	排煙口開放不良	点検修理	
5(39)			非常用の照明装置の作動の状況	非常照明不点灯	修理(バッテリー交換)	
換気設備		2(13)	機械換気設備の換気量	換気量不足、換気扇故障	フィルター清掃、換気扇修理	
排煙設備		1(8)	電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	自家発電機故障中	修理	
		1(16)	手動開放装置による開放の状況	排煙口開放不良(操作ワイヤー中断)	修理	
		1(17)	排煙口の開放の状況	排煙口開放不良(操作ワイヤー中断)	修理	
		1(18)	排煙口の排煙風量	排煙口開放不良排煙風量不足	点検修理	
非常用の点検装置		2(1)	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況	バッテリー劣化、不点灯	バッテリー交換	
		2(2)	予備電源の性能	バッテリー劣化、不点灯	バッテリー交換	
		2(3)	照度の状況	照度不足	バッテリー交換	
		2(4)	非常用電源分岐回路の表示の状況	分岐回路の表示なし	分岐回路の表示	
		4(1)	充電ランプの点灯の状況	バッテリー劣化不点灯	バッテリー交換	
		4(2)	非常用電源分岐回路確保の状況	分岐回路の確保なし	バッテリー交換	
防火扉		(4)	危害防止装置 動作の状況	防火戸の閉鎖衝撃過大	調整修理	
	(6)	煙感知器の感知の状況	感知器が感知せず	感知器交換他必要な措置		

施設	項目	番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等
その他の投票所等	建築物の敷地及び構造	1(7)	塀の劣化損傷の状況	地面バンクフェンス市中基礎割れ	補修
		2(2)	基礎の劣化及び損傷の状況	基礎壁にクラック(第1.2.5投票所)	補修
		2(11)	外壁モルタルの劣化損傷の状況	外壁モルタルにクラック(第2投票所)	補修
		3(7)	屋根の劣化及び損傷の状況	トタン屋根錆劣化、折板屋根錆劣化(第1.2.5投票所)	補修、塗装
		4(10)	室内に要する壁の劣化及び損傷の状況	壁にクラック(第5投票所)	補修
		4(23)	天井仕上げの維持保全の状況	天井材剥がれ(第5投票所)	補修
		4(24)	天井の劣化及び損傷の状況	天井材剥がれ(第5投票所)	補修
	5(38)	非常用の照明装置の設置の状況	非常照明非設置(既存不適合)	—	
換気設備	2(13)	機械関係設備の換気量	換気不足(第1.2.5投票所)	換気扇修理、フィルター清掃	

長年、法定点検が実施されていなかったため、指摘項目数が非常に多く、このうち京都府自転車競技事務所において緊急性が高いと判断した項目は、以下のとおりである。

中央投票所	非常用の点検装置 非常用照明バッテリー不良	 <p>非常灯のバッテリーが切れており、停電時等にも点かない状況にある。対象となる非常灯は中央投票所・選手宿舎・選手管理センター合計で約100ヶ所であるとのこと。</p> <p>(平常時は不良個所を識別不可)</p>
-------	--------------------------	---

※ 第3投票所での排煙口開放不良については、選手宿舎・選手管理センターの箇所で併せて記載する。

緊急性が高いとは判断されなかったが、監査人が視察した結果、留意すべきと感じた内容を以下のとおり紹介する。

中央投票所ほか	建築物の敷地及び構造他多数 内壁・外壁・天井等のクラック	<p>どの程度の地震があれば倒壊の可能性があるかの判断はされていないものの、多くのクラックが指摘されている。中には、壁の裏側まで亀裂が貫通しているものも見受けられた。</p> <p>第4及び第5投票所棟は基本的に立入禁止となっているため監査人としての視察はしなかったが、点検の指摘内容から同様の状況と考えられる。</p>
---------	---------------------------------	--

			(中央投票所2階の壁を表裏から撮影)
中央投票所	建築物の敷地及び構造 雨漏り		常時雨漏りが発生しており、バケツが常備されている。 放置することにより、屋根裏や屋根・床等の劣化が進む可能性がある。躯体の腐食により重大な損害が出る可能性がある。
中央投票所	建築物の敷地及び構造 配線トレイ腐食破損		通路上部の配線トレイが腐食により剥がれ、配線が露出している。 周りの腐食も進んでおり、通路に部品が落下するおそれがある。

上記のほか、配電盤において非常用電源の配線が明示されていない、又は通常用配線と一体化してしまっている、という問題が発見されていた。

<投票所及び観戦スタンドまとめ>

施設	現状	課題
第1投票所棟	主要な車券販売所	平屋ではあるが老朽化が著しい。
第2投票所棟	平安賞開催時のみ稼働	
第3投票所及び特別観覧席・観戦スタンド棟		他の投票所・スタンドより新しいが、築35年経過し、平安賞開催時以外、活用できていない。
第4投票所及び第2観覧席棟		耐震化工事が未了。来場者減少のため閉鎖中
第5投票所及び第1観覧席棟		
中央投票所及び中央スタンド棟	主要な車券販売所。事務所など管理機能が集中	重要な機能が集中しているが、建屋・設備の老朽化が著しい。

【意見6】第4投票所棟、第5投票所棟の取壊しについて

現在閉鎖されている第4投票所棟(及び第2観覧席棟)、第5投票所棟(及び第1観覧席棟)は、昭和36年・40年に建設されたものであり、耐震化もされていない状況である。来場者が減少した現在では、暫定的な倉庫としての使用を除き、将来にわたって使用する見込みがない。

今後、年数が経過するに連れて倒壊のリスクが高くなることから、奈良競輪場での取組を参考に、遠くない時期に取壊しを先行することが望ましい。

なお、向日町競輪場の存続が未確定な時期にこれらを取り壊すことで不必要に廃止の議論が高まる可能性もあるため、取壊しの検討は京都府の方針が確定した後に実施されたい。

4.2.3 選手管理エリア

(1) 各施設の状況

競走に出場する選手は、不正防止の観点から投票者やファンとの接触がないよう、外界と遮断された選手管理エリアで前日検車日から滞在する。滞在中には携帯電話やスマートフォンを始めとする電波を発するような所持物は一切持込みが許されず、記者による取材も当該エリアで行われる。

⑦ 選手宿舎

選手宿舎は平成4年に建築された鉄筋3階建ての建物であり、32室ある居室は4人で寝泊まりする共同部屋となっている。女子選手は特定の区域を使用するように分けられている。

コロナ禍では各部屋2人までを基本とし、108名の選手が出場する平安賞では、現宿舎のほか京都市内のホテルへ半数の選手が分宿する対応が行われた。1階には選手食堂や風呂があり、レース期間中に選手が外出せずとも滞在できる環境を整えている。

⑧ 選手管理センター

選手管理センターは平成13年に建築された鉄筋3階建ての建物であり、1階の選手待機室には多数の競輪用自転車(レーサー)が宙吊り保管されている。2・3階は記者室や会議室などがあり、選手会の集まりにも使用さ

れている。

隣接する選手控室棟にはトレーニング用のローラーが多数設置されている。

(2) 法定点検の結果

建築基準法に基づく法定点検の結果、対応が必要と認められた要是正項目は、以下のとおりである。

施設	項目	番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等
選手宿舎	建築物の敷地及び構造	2(11)	外壁タイルの劣化及び損傷の状況	外壁タイルに浮き・亀裂あり	補修
		3(5)	排水溝の劣化及び損傷の状況	排水溝に土砂堆積	土砂除去
		3(7)	屋根の劣化及び損傷の状況	野外階段のテント屋根破損、庇屋根劣化	テント修復、屋根補修
		3(8)	機器工作物の劣化及び損傷の状況	高架水槽に劣化剥離あり	補修
		3(9)	支持部分の劣化及び損傷の状況	機器の鋼製柵が破損変形	修理
		4(32)	常閉防火戸の作動の損害となる物品の放置の状況	防火戸の避難方向に障害物有り	障害物除去
		5(29)	自然排煙口の維持保全の状況	排煙窓開放せず	排煙窓枠閉鎖部清掃修繕
		5(39)	非常照明の作動の状況	非常照明不点灯	バッテリー交換
	換気設備	2(13)	機械換気設備の換気量	換気量不足	フィルター清掃
	非常用の点検装置	1(1)	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況	バッテリー劣化不点灯	
		1(2)	予備電源の性能	バッテリー劣化不点灯	
		1(3)	照度の状況	バッテリー劣化不点灯	
		1(4)	非常用電源分岐回路の表示の状況	非常用電源分岐回路表示無し	
		4(2)	誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	非常用電源の分岐回路無し	
選手管理センター	建築物の敷地及び構造	2(11)	外壁の劣化及び損傷の状況	外壁クラックに錆汁しみだし	補修
		3(1)	屋上面の劣化及び損傷の状況	屋上に植物繁茂	植物除去
		3(5)	排水溝の劣化及び損傷の状況	排水溝に土砂堆積	土砂除去
		4(28)	昭和48年建設省告示基準への適合の状況	防火戸全閉せず	クローザー調整
		5(29)	自然排煙口の維持保全の状況	排煙窓開放せず	排煙窓枠閉鎖部清掃修繕
		5(39)	非常照明の作動の状況	非常照明不点灯	バッテリー交換
	非常用の点検装置	1(1)	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況	バッテリー劣化不点灯	バッテリー交換
		1(2)	予備電源の性能	バッテリー劣化不点灯	バッテリー交換
		1(3)	照度の状況	バッテリー劣化不点灯	バッテリー交換
		1(4)	非常用電源分岐回路の表示の状況	分岐回路の表示なし	専用回路設置の上分岐回路表示
		4(1)	充電ランプの点灯の状況	バッテリー劣化不点灯	バッテリー交換

施設	項目	番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等
		4(2)	誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	専用回路なし	専用回路設置の上分岐回路表示
	防火シャッター	(11)	危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	危害防止装置動作不良	定期的に電池交換
		(14)	危害防止装置作動の状況	危害防止装置動作不良	定期的に電池交換

投票所の建物よりも築年数が浅いため、躯体部分はそれほど劣化していないが、選手が長時間利用し、滞在する施設であることから、指摘内容によっては影響が大きいものもある。京都府自転車競技事務所において緊急性が高いと判断した項目は、以下のとおりである。

選手宿舎	建築物の敷地及び構造 屋上フェンス破損、土台傾き	<p style="text-align: center;">内側</p>  <p style="text-align: center;">外側</p>  <p>屋上の冷却装置の鋼製柵が劣化し、柵の一部が欠落している。過去に落下してしまつたものと推測されるが、強風等により更に破損・落下する可能性が高い。通行人に当たつた場合は大事故になってしまう。</p>
選手宿舎	建築物の敷地及び構造 高架水槽パネル劣化	 <p>屋上の高架水槽の蓋のコーティングがはがれて、樹脂が露出している。</p> <p>樹脂が破れると、雨水やごみが飲み水に混入するおそれがある。</p>
選手宿舎・選手管理センター	建築物の敷地及び構造 排煙窓開放不良 排煙設備 排煙口開放不良	 <p>火災発生時にはボタンを押すことにより開くはずであるが、ワイヤー劣化等の理由で開かない状況にある。</p> <p>(外観からは不良状況は識別不可)</p>

※ 選手宿舎と選手管理センターにおける非常用照明のバッテリー不良については前掲の投票所棟にて記載した。

排煙窓や排煙口の開放不良については、特定建築物では消防点検でなく、建物に付随する設備として建築基準法に基づく点検の対象となっている。

災害発生時には重大な事故につながる可能性がある項目であるため、特定建築物においては、同法の点検により不備が発見された箇所について、早期に改修を行う必要がある。

(3) 不要品の積上げ

選手控室棟裏の一角に不要品が積み上げられており、一箇所にまとめられてはいるものの、ある程度の量が溜まっていた。また、木材から釘が通路側に飛び出しているなど、一般の観客が進入する場所ではないものの、通行人が怪我をする可能性があり、危険であると感じられた。



また、この付近にあるプレハブ物置倉庫内には、パイプ椅子などを除いて使用頻度が著しく低いと思われる物品類が積み上げられて保管されていた。



選手管理エリアは本場開催時以外でも、選手がトレーニング等で長時間使用する区域であり、できるだけ快適な状態に保つ必要がある。安全対策については早期に見直し、廃棄については一度にできないとしても計画的に行っていくべきである。

余剰スペースがあるのであれば、不要物品を積み上げるのではなく、例えばトレーニング施設を増設するなど、選手のための有効な活用方法の検討が望まれる。

<選手管理エリアまとめ>

施設	現状	課題	
選手宿舍	本場開催中の選手居住区。合宿などでの外部への貸出しあり	屋上施設の劣化が著しい。共同部屋はコロナ禍において再考が必要	消防関連排煙設備不良
選手管理センター	競技関連の会議室や自転車整備室など	—	
選手控室棟近辺	—	不要品が累積・積上げ	

4.2.4 その他の場内施設

(1) 各施設の状況

その他の向日町競輪場の場内にある施設には向日町会館や売店などがある。

⑨ 向日町会館

向日町会館は地域の公民館的な存在として向日市に無償で貸し出されており、東入場門横に立地し、競輪場が閉鎖していても外部との出入りが可能である。自衛警備隊(JKA)の詰所も向日町会館に配されている。

なお、昭和42年に建築されているため経年劣化が認められるが、耐震診断の対象とはなっていない。

<向日町会館>



<売店>



⑩ 売店

競輪場の南端・南西端に 20 の売店ブースが設けられているが、現在、京都府が使用許可を出しているのは 14 ブースである。建屋は昭和中期の雰囲気を残し、本場来場者の減少とコロナ禍の影響も受けて、監査人が視察した場外開催時では 3・4 ブース、本場開催時では 6～9 ブースしか開店していなかった。

このほか、場内には小さな屋台のようなスタンドが 3 つ出店しており、コーヒーなどを販売している。

⑪ 西入場門

西入場門は向日町競輪場の西北に位置し、駐輪場と近いほか、第 4 駐車場など主たる駐車場から向日町競輪場へ来場する時の最寄りの入口となっている。

西入場門に隣接する建物には救護所があり、2 階部分は卓球場として向日市民に貸し出されている。

⑰ 休憩所

休憩所は、東休憩所、中休憩所及び第 2 投票所に隣接する休憩所の 3 箇所があり、無料の湯茶が提供されている。中休憩所は令和 3 年 11 月時点では、三密回避のため閉鎖されている。

上記のほか、場内には BMX 練習場などが設置されており、後述する施設の外部への貸出しにて説明する。

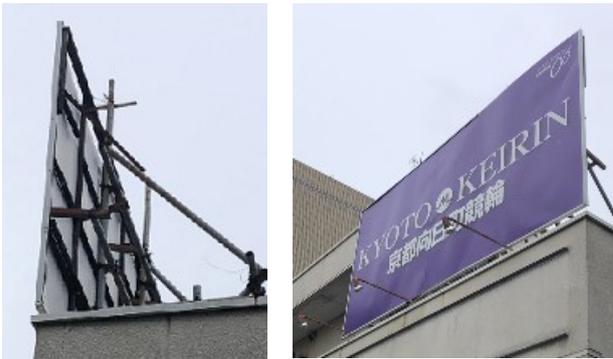
(2) 法定点検の結果

向日町競輪場の敷地を含むその他の建築物の法定点検の結果、要是正とされた項目は、以下のとおりである。

施設	項目	番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等
その他	建築物の敷地及び構造	1(1)	地盤沈下などによる不陸、傾斜等の状況	地面亀裂段差	補修
		1(2)	敷地内の排水状況	地面から湧水	原因究明の上対策

施設	項目	番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等
		1(7)	塀の劣化損傷の状況	地面バンクフェンス市中基礎割れ	補修
		2(2)	基礎の劣化及び損傷の状況	基礎壁にクラック(第1.2.5投票所)	補修
		2(11)	外壁モルタルの劣化損傷の状況	外壁モルタルにクラック(第2投票所)	補修
		3(7)	屋根の劣化及び損傷の状況	トタン屋根錆劣化、折板屋根錆劣化(第1.2.5投票所)	補修、塗装
		3(9)	工作物の支持部分等の劣化及び損傷の状況	看板の木枠劣化	定期点検を要す
		4(10)	室内に要する壁の劣化及び損傷の状況	壁にクラック(第5投票所)	補修
		4(23)	天井仕上げの維持保全の状況	天井材剥がれ(第5投票所)	補修
		4(24)	天井の劣化及び損傷の状況	天井材剥がれ(第5投票所)	補修
	5(38)	非常用の照明装置の設置の状況	非常照明非設置(既存不適格)	—	
換気設備	2(13)	機械関係設備の換気量	換気不足(第1.2.5投票所、向日町会館、売店、西入場門棟)	換気扇修理、フィルター清掃	

上記のうち、京都府自転車競技事務所において緊急性が高いと判断した項目は、以下のとおりである。

西入場門	<p>工作物の支持部分等の劣化及び損傷の状況</p> <p>看板木枠劣化</p>	 <p>看板を固定する木枠が腐食しており、看板落下の可能性がある。</p>
------	--	---

緊急性が高いとは判断されなかったが、監査人が視察した結果、以下の内容については留意すべきと判断した。

東入場門付近	<p>地盤沈下などによる不陸、傾斜等の状況</p> <p>地面亀裂 段差</p>	
--------	--	--

敷地内の 排水状況	地面から 湧水	場内各所のアスファルトには無数の亀裂と段差が生じており、東入場門近くの割れ目で湧水が指摘されている。水道管や給水管の異常であった場合、必要以上に水道料金を支出している可能性のほか、地盤沈下や破裂などの重大な事故につながる可能性もある。

上記の湧水については、JPFによって令和4年1月に原因調査され、2月に給水管の補修工事が実施された。

<その他の場内施設まとめ>

施設	現状	課題
向日町会館	地域の公民館的な運用。 自衛警備隊の詰所	耐震診断の対象外だが、築55年を経過しており、設備が古い。
売店	20ブース中14ブースに 営業許可。場外発売時は 3・4店のみ営業	来場者数の減少によって多く が閉店し寂れた印象。コアフ ァン以外は利用しにくい。
西入場門	—	看板木枠劣化への対応
休憩所	3箇所あり、平安賞以外 では一部を閉鎖	—
構内アスファルト	—	各所でひび割れ・段差が認め られ、割れ目からの湧水箇所 あり

4.2.5 修繕の計画

(1) 法定点検結果への対応

法定点検結果のうち、前述した緊急性が高いと考えられている項目については、以下のとおり、令和3年11月時点において京都府自転車競技事務所が年度内に対応予定である。

No	項目	対象施設	修繕費 見積額(円)	修繕時期 (予定)
1	屋上フェンス破損、 土台傾き	選手宿舎	862,950	令和3年12月
2	高架水槽パネル劣化	選手宿舎	49,500	令和3年12月
3	非常用照明 バッテリー不良	中央投票所、選手宿舎 、選手管理センター	1,938,750	令和3年度中
4	排煙窓開放不良	選手宿舎、 選手管理センター	165,000	令和3年12月

5	排煙口開放不良	第3投票所	388,300	令和3年度中
6	看板木枠劣化	西入場門棟	*見積書 徴取中	令和3年度中

緊急性が高いと判断された項目については、概ね迅速な対応がなされていると評価できる。

(2) その他の修繕計画

法定点検結果への対応を除けば、向日町競輪場では施設カルテ(建物の基本情報のほか、耐震・劣化度評価、過去の修繕履歴、今後の修繕予定等を記載しているものをいう。)によると、今後、以下のような修繕工事を計画している。

年度	部位	劣化度 評価	工事名	費用
令和3年度	電気	C	高圧ケーブル等改修工事	27,390,000円
令和3年度	その他	C	避雷針設置工事	806,000円
令和3年度	電気	C	受電室、電気設備改修工事	11,803,000円
令和4年度				
令和5年度				

・劣化度評価の基準

- A：機能上問題なし（概ね良好）
- B：劣化が始まっている（部分的に劣化が見られるが、安全上・機能上問題なし）
- C：劣化が進んでいる（広範囲に劣化が見られ、安全上・機能上低下の兆しが見られる）
- D：機能喪失している（劣化の程度が大きく、安全上・機能上に問題があり、早急に対応する必要）

しかし、これらの修繕項目は、緊急性を要すると認められるもののみであり、その他の修繕については、今後の競輪運営のあり方自体の検討が前提となることから、施設・設備の定期的更新に係る計画を策定していないとのことであった。競輪場は事業実施のために多額の固定資産が必要となる装置産業としての性質があり、施設・設備は投票者が快適に投票できる水準を維持していく必要がある。

【指摘事項2】計画的な修繕の管理

競輪場は装置産業としての性質があり、不特定多数の来場者を迎え入れる施設であるため、競輪場として法定点検以外でも定期的な点検などによ

り老朽化リスクを把握し、計画的な修繕を実施する必要がある。

そのため、修繕に要する費用の予算化が難しいとしても、修繕が必要な項目をリストアップしておき、優先順位の高いものから、毎年度の予算において計画的に修繕を実施していくべきである。

4.3 駐車場

(1) 駐車場一覧

向日町競輪場には来場者向けに第1・第3・第4駐車場(A)(C)(D)がある。それぞれの収容可能台数は以下のとおりで、合計で1,260台となっている。

駐車場名称	所有	面積(m ²)	駐車台数	備考
第1駐車場	競輪場	618	22	身体障害者用
第3駐車場		—	—	二輪車専用
第4駐車場(A)	京都府 住宅課	11,336	629	大型車可
第4駐車場(C)		6,803	377	
第4駐車場(D)①		3,065	232	
第4駐車場(D)②	競輪場	2,146		
合計		23,968	1,260	

※ 民間から賃借していた第2駐車場は、平成29年9月に廃止

上記以外に、向日町競輪場には以下の土地がある。

名称	所有	面積(m ²)	備考
向日消防署	競輪場	1,454	令和4年3月返還
第4駐車場(B)	京都府 総務調整課	2,672	
道路用地	競輪場	167	第4駐車場Dの隣接地

(2) 駐車場配置図



競輪場に隣接しているのは第1駐車場のみで、身体障害者用となっている。通常の来場者が実際に使う駐車場は第4駐車場(A)であるが、西入場門まで直線距離で150m以上の上り坂を歩く必要がある。

なお、他の全国の競輪場を視察した限り、入場門のすぐ近くに十分な駐車スペースがある場合がほとんどで、向日町競輪場のように、競輪場から離れたところに駐車場がある競輪場は見受けられなかった(立川も150mほど離れてはいるが、平坦な道であった)。

(3) 各駐車場の状況

① 第1駐車場

第1駐車場は競輪場入口横にあり、利便性も高いため非常に利用度が高いが、22台しか駐車できないため身体障害者向けの駐車場としている。南北に無料送迎バスが通る走路もあり、駐車可能台数が少なくなっている。

< 第1 駐車場 >



< 第3 駐車場(二輪車用) >



② 第4 駐車場(A)

第4 駐車場(A)は、競輪場の開場日は常時駐車場として利用されており、年間で最も利用される平安賞の開催期間中では、近年では最大 552 台（収容可能台数 629 台）の利用があった。

平安賞以外の時期に使用されているのは競輪場側に近い3分の1程度のエリアであり、通常時において他の部分は使用されていない。

< 第4 駐車場(A) >



(競輪場より離れた側)



(競輪場側)

中央部のエリアはグラウンドとしてのバックネットがあり、夜間照明設備も付設しており、夜間のみ貸出しをしているが、令和2年度は利用実績がなく、令和元年度は1件の利用があったのみである。

③ 第4 駐車場(C)

第4 駐車場(C)は平安賞期間中のみ駐車場として稼働し、近年での最大駐車台数は269台（収容可能台数377台）である。

平安賞以外の期間はスポーツ施設として(公財)向日市スポーツ文化協会を通じて貸出しを行っているが、ゲートボールにしか使用されておらず、利用は限定的である。雑草が茂っており整備も特には行われていないため、

他のスポーツに活用できる状況ではない。

< 第4駐車場(C) >



< 第4駐車場(B) >



④ 第4駐車場(B)

第4駐車場(B)は最も向日町競輪場から離れており、現在、向日町競輪場の駐車場としては利用されていない。京都府の所管課である総務調整課と会計課との調整により、現在は府所有車両を廃車するまでの仮置き場となっており、業者との契約により年に数度、当該駐車場から車両を撤去しているとのことである。

当該駐車場について、向日町競輪場は一切管理をしていない状況にあるため、競輪事業として利用していない現状に照らして、競輪場の駐車場としての位置付けから外すべきと考える。

⑤ 第4駐車場(D)①②

第4駐車場(D)①は駐車場として使用されておらず、雑草が成長し、立ち入りも困難な状況にある。

第4駐車場(D)②も駐車場として使用されておらず、古いバックネットが設置されているが、近隣住民の公園として使用されている状況にある。

< 第 4 駐車場 (D) ① >



< 第 4 駐車場 (D) ② >



(4) 駐車場の利用状況

利用状況の概略は(3)で言及したが、最も駐車台数が多い平安賞開催期間中の近年3年間の駐車台数は以下のとおりで、令和元年(2019年)度の4日目(日曜日)に最大868台が駐車されている。下表に記載した駐車場とは別に第1駐車場が常に満車状態であるため、第1駐車場の収容台数22台を足した890台が最大駐車台数であったことになる。

開催日					第4駐車場(収容台数)		第2駐車場		駐車 合計台数	参考	
					A (629)	C (377)	関係者	関係者		入場者数	特別観覧席
					最大利用台数						
2018年度	1日目	2018年9月22日	土	晴	320	10		38	368	1,735	閉鎖(地震被害)
	2日目	2018年9月23日	日	晴	451	29		38	518	1,980	閉鎖(地震被害)
	3日目	2018年9月24日	月祝	晴	519	81		34	634	2,584	閉鎖(地震被害)
	4日目	2018年9月25日	火	曇	452	29		35	516	2,169	閉鎖(地震被害)
2019年度	1日目	2019年9月26日	木	晴	341	50		30	421	1,647	46
	2日目	2019年9月27日	金	曇	354	61		28	443	1,403	46
	3日目	2019年9月28日	土	曇	418	136		31	585	1,829	72
	4日目	2019年9月29日	日	晴	552	269		47	868	2,604	106
2020年度	1日目	2020年9月3日	木	曇	295	50	32		377	1,218	53
	2日目	2020年9月4日	金	雨	295	48	30		373	1,011	48
	3日目	2020年9月5日	土	晴	434	52	35		521	1,744	118
	4日目	2020年9月6日	日	曇	501	82	32		615	2,167	124

※ 業務実施報告書(9月分)／平安賞駐車台数調べより

(5) その他

第1駐車場に隣接していた向日消防署は向日町競輪場の所有地を借りていたが、近隣の向日市民会館の解体跡地に移転が完了しており、(旧)向日消防署の建物は令和3年12月に解体され、今後、向日町競輪場にその土地が返還

される予定である。

当該土地は競輪場の入口に極めて近く、仮に駐車場として活用できるのであれば、来場者にとっての利便性は高い。1台当たり18㎡で単純換算すると、約80台の駐車スペースが確保できることになる。

この立地は向日市役所や建設中の市民会館にも近く、仮にそれらの利用者も駐車場として利用できるのであれば、駐車スペースの不足に悩む地元自治体への大きな貢献を果たすことができる。

駐車台数を更に増やすためには、既存の第1駐車場との併合(障害者向け駐車場の南側移設などが必要)、2階建て方式による新設駐車場の設置、無料送迎バスの走路見直しのほか、北東部を所有する地権者との調整など、様々な方策が考えられる。

なお、近隣に住宅や事業所がある広島競輪場などでは、無料駐車場に入出庫ゲートが設置されており、入出庫台数を把握できるほか、いつでも料金を徴収できる体制となっており、参考になると考えられる。

【指摘事項3】第4駐車場群の整理と向日消防署跡地の有効活用

向日町競輪場の第4駐車場群のうち(B)(D)は、来場者数が多かった時代には使用されたかもしれないが、現在では来場者数の減少に伴い使用する見込みがなくなっている。

また、第4駐車場(C)については、平安賞開催時には利用されているものの、一年のうち、4日間のみのために土地を保有しておくことは極めて非効率である。

現状の利用実態を踏まえ、競輪場として必要となる駐車場の台数を再度精査し、その上で、必要数を確保すべきである。

一方で、向日町競輪場に隣接する駐車場は身体障害者向けの第1駐車場のみであり、車で来場する人にとって非常に不便であるため、利便性の向上として、令和3年度内に返還される予定の向日消防署の跡地を向日町競輪場の専用駐車場として活用することを検討すべきである。

上記指摘に関連する提案として、向日消防署跡地を活用することで、第4駐車場(C)(D)を用途変更し、近隣住民のためのスポーツ施設(ゲートボールコート、テニスコート、フットサル等)を整備することも考えられるため、検討

願いたい。

第4駐車場(A)と向日消防署跡地だけでは平安賞開催時には収容台数が不足すると見込まれる点については、過去に実施していた近隣パチンコ店の駐車場を一時的に共同利用させてもらう方策の再開が考えられる。

府有資産の有効活用方法を幅広く検討されたい。

4.4 施設の外部貸出し

広い敷地と多くの施設を有する向日町競輪場は、自転車振興や地域交流のため、それらを外部に貸し出すことで競輪場の活性化に努めている。

(1) サイクルパーク

向日町競輪場のサイクルパークには、BMXフリースタイルの施設やキッズバイクエリアがあり、平成30年12月の開設以降は、小学生を中心に順調に利用者を増やしている。

本パークは、東京2020オリンピックに出場した中村輪夢選手が、自身の専用練習施設が完成するまでの間、練習拠点として利用しており、平成30年度からは「JapanCup BMXフリースタイル・パーク」が開催され、オリンピック選手である中村輪夢選手や大池水杜選手などが出場した。

<サイクルパーク利用状況>

令和元年度

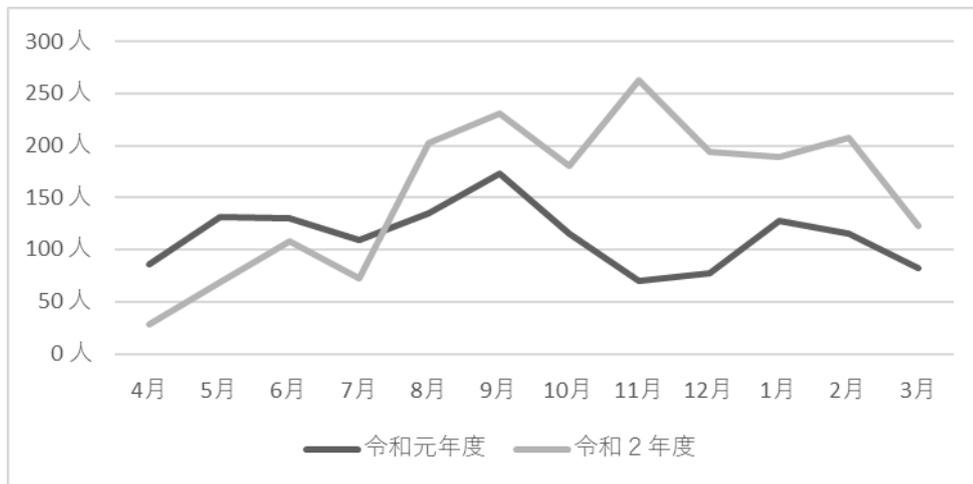
月	男性										女性				貸出		貸出 合計	合計 人数	利用料 合計金額			
	大人					高校	中学	小学	未就	サーボ ト ライダー	大人			高校	中学	小学				未就	BMX	スト ライ ダー
	50代	40代	30代	18↑	40代						30代	18↑										
4	1	4	6	1	2	0	32	23	7	0	0	0	2	0	0	6	2	21	0	21	86	30,300
5	0	8	11	2	0	2	56	30	3	0	0	0	0	0	9	10	26	4	30	131	46,900	
6	0	10	8	1	1	4	52	36	4	0	0	0	1	0	6	7	24	3	27	130	44,600	
7	0	2	7	0	1	3	48	24	6	0	0	0	0	0	12	7	24	5	29	110	38,100	
8	0	3	8	1	2	8	45	36	9	0	1	0	0	0	8	14	27	10	37	135	47,800	
9	0	6	14	3	1	13	81	22	5	0	0	0	0	0	13	15	30	4	34	173	57,600	
10	0	7	6	1	1	15	43	24	1	0	0	0	0	0	12	6	27	3	30	116	42,300	
11	0	2	6	0	3	6	26	15	4	0	0	0	0	0	6	2	11	2	13	70	22,400	
12	0	1	4	1	0	5	40	10	2	0	0	0	0	0	9	5	15	1	16	77	24,800	
1	0	4	12	7	0	9	58	23	3	1	0	0	0	0	4	7	23	1	24	128	44,200	
2	0	4	12	3	0	7	41	18	4	0	1	0	0	1	14	11	21	4	25	116	40,900	
3	0	3	8	2	0	5	27	15	7	0	0	0	2	0	9	5	11	1	12	83	25,300	
合計	1	54	102	22	11	77	549	276	55	1	2	0	5	1	108	91	260	38	298	1,355	465,200	

令和2年度

月	男性									女性						貸出		貸出 合計	合計 人数	利用料 合計金額		
	大人					高校	中学	小学	未就	サーボ ライダー	大人			高校	中学	小学	未就				BMX	スト ライ
	50代	40代	30代	18↑	40代						30代	18↑										
4	0	1	1	1	0	7	6	6	3	0	0	0	0	0	2	2	9	0	9	29	10,600	
5	0	3	9	2	0	10	14	9	4	3	0	0	0	0	13	2	15	0	15	69	25,600	
6	0	5	17	1	0	13	23	20	7	0	2	1	0	0	13	6	41	2	43	108	49,500	
7	0	1	8	0	0	5	30	10	3	0	0	0	0	0	11	5	14	0	14	73	23,700	
8	2	6	26	1	0	33	76	19	8	2	0	1	0	2	22	5	29	1	30	203	65,400	
9	7	4	16	5	1	32	81	22	13	0	0	1	0	3	32	14	43	1	44	231	75,600	
10	2	2	14	0	2	24	60	20	3	0	0	2	0	1	32	18	24	0	24	180	53,600	
11	5	3	12	3	5	25	109	28	11	0	0	3	0	3	40	16	33	1	34	263	75,300	
12	1	3	23	8	2	20	53	13	6	1	6	0	0	0	34	24	19	3	22	194	57,800	
1	1	4	23	6	2	21	54	12	10	2	5	0	0	0	27	22	15	5	20	189	56,300	
2	4	1	19	6	0	9	76	23	10	1	0	0	0	0	34	25	34	0	34	208	64,300	
3	1	2	8	1	0	5	54	15	9	0	1	0	0	1	17	9	16	0	16	123	33,500	
合計	23	35	176	34	12	204	636	197	87	9	14	8	0	10	277	148	292	13	305	1,870	591,200	

(サイクルパーク利用者数(BMX含む)から集計)

<サイクルパーク利用人数(合計)の月別推移>



コロナ禍の時期はサイクルパークの利用が低調であったが、東京オリンピックでの日本選手の活躍を目の当たりにすることで利用が急増していると思われる。利用料収入は決して多くはないが、オリンピック選手の輩出はメディアにも取り上げられ、自転車スポーツの活性化と競輪場のイメージ向上に大きく貢献していると思われる。

(2) 向日町会館

先に記述した向日町会館の外部への貸出しに関しては、向日市に管理を委任しており、向日市、長岡京市及び京都市西京区の住民のみが申請することで利用できる。

向日町会館には大会議室、小会議室及び和室があり、それぞれ地域のサークル活動や会議室として利用されている。利用状況は、以下のとおりである。

令和元年度 向日町会館利用状況(利用施設一覧表より集計) (利用回数)

部屋	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
大会議室計	26	24	26	25	13	13	19	34	17	15	17	9	238
小会議室計	17	12	10	17	9	6	9	29	6	5	7	4	131
和室計	0	0	0	1	0	1	0	20	0	0	0	0	22
合計	43	36	36	43	22	20	28	83	23	20	24	13	391
(日)													
使用日数	18	17	15	16	9	10	14	12	9	8	11	6	145

令和2年度 (利用回数)

部屋	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
大会議室計	11	12	3	13	12	18	12	12	18	5	5	15	136
小会議室計	5	5	0	6	6	5	6	7	9	5	1	8	63
和室	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	16	17	3	19	18	24	18	19	27	10	6	23	200
(日)													
使用日数	9	9	1	9	8	10	8	11	12	5	5	10	97

新型コロナウイルス感染症拡大の影響も見受けられるが、年間の延べ利用回数は、令和元年度で 391 回、令和2年度で 200 回と、一定程度の利用が認められる。

利用実績を踏まえると、地域の公民館としての役割を担っている印象があり、近隣の市民会館が新築される状況下では、向日町競輪場として今後も維持していく必要性が低下したと考えられる。

建物と設備は経年劣化が進んでいるため、向日町競輪場の施設更新時には当該状況を踏まえた見直しが必要と考える。

(3) その他スポーツ施設

その他スポーツ施設(テニスコート、Cグラウンド、卓球場、陸上トラック)の利用に関しても、向日市((公財)向日市スポーツ文化協会)に管理を委任しており、こちらは向日市在住・在勤の方のみが利用できる。

① 走路内施設

a. テニスコート

走路中央部分に2コートが設置されており、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で利用が減ったものの、令和元年度においては年

間 158 日、延べ回数 263 回の利用があった。

令和元年度	テニスコート利用状況(利用施設一覧表より集計)												(利用回数)
使用者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
TA	4	3	4	4	5	2	0	2	3	2	3	4	36
TB	4	6	3	5	4	1	0	1	2	2	2	0	30
TC	4	4	0	4	5	2	1	0	3	2	2	1	28
TD	4	5	3	4	4	2	2	1	1	1	0	0	27
TE	3	3	1	3	3	2	1	1	3	0	3	3	26
TF	2	3	1	3	2	2	0	1	0	0	4	2	20
TG	2	1	3	2	3	1	1	2	1	0	0	0	16
TH	2	1	0	2	1	1	1	1	2	1	2	2	16
TI	1	1	0	0	3	2	0	1	0	0	4	3	15
TJ	3	2	1	0	0	0	0	0	2	1	0	3	12
TK	2	1	1	2	0	2	0	1	0	1	0	2	12
TL	1	3	0	1	0	1	0	0	1	1	2	0	10
TM	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	7
TN	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	5
TO	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	3
合計	33	35	18	31	30	19	7	12	19	12	26	21	263

(日)

使用日数	21	18	13	21	20	10	3	6	12	7	12	15	158
------	----	----	----	----	----	----	---	---	----	---	----	----	-----

令和2年度	テニスコート利用状況(利用施設一覧表より集計)												(利用回数)
使用者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
TA	0	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	4	8
TB	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
TC	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
TE	0	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	4	8
TH	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
TJ	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
TP	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
TQ	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
TR	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	0	10	0	0	5	5	0	0	0	0	0	8	28

(日)

使用日数	0	6	0	0	4	3	0	0	0	0	0	5	18
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

b. 陸上トラック

コース表面が劣化剥落しており、監査において確認した平成 30 年度以降においては利用者がいない状況である。

走路内施設のうち、テニスコートは一定の利用があるが、無料であるこ

とから利用されている程度と見受けられる。利用が急減した令和2年度以後の回復状況に留意する必要があるが、走路内に施設を設置する必要性は高くないと考えられ、施設更新時には撤去することを検討すべきと思われる（第4駐車場の利用の見直しによる代替コートが望ましい）。

② 走路外場内施設

a. 卓球場

令和元年度は年間274日・延べ回数636回の利用であり、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により6月から8月までの利用がなかったものの、年間208日・延べ回数443回の利用があった。

無料で利用できることから利用水準が高いと考えられるが、利用者の数も多いため、地域の交流や健康増進に貢献していると思われる。

令和元年度	卓球場利用状況(利用施設一覧表より集計)												(利用回数)
使用者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
PA	4	5	4	5	4	2	4	4	2	4	4	5	47
PB	4	5	4	5	4	2	3	3	4	4	4	4	46
PC	4	5	4	5	4	2	4	2	3	4	4	4	45
PD	5	3	4	4	5	2	4	4	3	3	3	4	44
PE	4	4	5	5	2	2	3	3	4	3	4	4	43
PF	4	4	3	3	3	2	3	5	4	4	3	4	42
PG	4	4	4	4	4	2	4	3	3	4	3	3	42
PH	4	4	4	3	4	2	3	3	2	3	3	5	40
PI	3	4	4	5	4	2	3	3	2	2	3	4	39
PJ	4	4	3	4	3	2	2	4	2	4	3	3	38
PK	2	4	4	4	3	2	3	3	3	2	3	4	37
PL	4	4	3	4	3	2	2	3	2	2	4	4	37
PM	4	3	2	4	2	2	1	1	2	2	4	5	32
PN	2	3	1	4	2	2	5	4	0	3	3	3	32
PO	4	3	3	4	1	2	2	2	1	2	3	3	30
PP	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	23
PQ	2	2	2	1	1	0	1	1	2	0	0	2	14
PR	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	1	0	5
合計	60	63	57	68	52	32	49	50	41	48	53	63	636
	(日)												
使用日数	28	29	25	21	26	14	22	22	17	20	23	27	274

令和2年度

(利用回数)

使用者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
PA	3	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	9
PB	5	4	0	0	2	5	4	4	4	4	4	5	41
PC	4	4	0	0	3	4	3	5	3	3	3	4	36
PD	4	3	0	0	0	0	3	4	4	3	4	5	30
PE	3	3	0	0	0	1	3	3	4	0	0	1	18
PF	4	5	0	0	2	4	4	4	4	3	4	4	38
PG	5	2	0	0	2	3	3	4	4	2	3	3	31
PH	4	3	0	0	1	5	3	4	4	1	4	4	33
PI	3	3	0	0	3	3	3	5	3	1	4	4	32
PK	4	4	0	0	2	5	4	5	4	2	3	5	38
PL	3	5	0	0	2	2	3	5	2	3	4	4	33
PM	3	5	0	0	2	2	3	5	3	3	4	4	34
PN	5	3	0	0	0	3	3	4	0	0	0	4	22
PO	3	2	0	0	2	2	4	5	3	0	3	4	28
PP	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
PQ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
PR	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4
PS	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
PT	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3
PU	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	62	57	0	0	21	39	43	58	42	25	42	54	443

(日)

使用日数	26	23	0	0	0	21	22	30	22	15	23	26	208
------	----	----	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	-----

③ グラウンド（場外駐車場）

第4駐車場(A)と(C)はグラウンドとして貸し出しているが、(A)は前述の向日市（(公財)向日市スポーツ文化協会）のホームページでは予約できず、実際の利用受付予約は、向日市に一任しているとのことである。

グラウンド(A)については、令和元年度は5回程度、令和2年度は3回程度、近隣教育機関の行事に関連してバス駐車場としての貸出実績があるのみである。

グラウンド(C)については、(A)と類似する駐車場の貸出実績が令和元年度に約40回、令和2年度に約50回であることに加え、ゲートボール場としての利用が令和元年度に94回、令和2年度に78回という状況である。

令和元年度

グラウンドC利用状況(利用施設一覧表より集計)

(利用回数)

使用者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
GA	8	8	8	9	8	8	7	7	6	7	9	9	94

令和2年度

(利用回数)

使用者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
GA	9	9	0	0	4	9	9	8	7	6	8	9	78

スポーツ施設としては、ゲートボール場としての限られた利用のみに留まり、有効に活用されているとは言えない。

【指摘事項 4】 駐車場グラウンドの積極的な貸出し

第4駐車場(A)は、向日町競輪場が建設交通部住宅課から借用しているものであるが、常時駐車場として利用されている東側の3分の1程度以外は、ほとんど利用されていない状況である。平安賞が開催される4日間は満車となるため、向日町競輪場にとって当該駐車場は必須と考えるが、平安賞の開催時期以外は、グラウンドとしてもっと地域住民に有効利用される方法を追求すべきである。

現状の貸出方法は機能していないと言わざるを得ず、グラウンドの予約方法として、京都府・市町村共同の公共施設予約システムに掲載するなどして、多くの府民が利用できるような取組をすべきである。

なお、地域住民に積極的にグラウンドを利用してもらうためには、小石除去など最低限の整備が必要であることを申し添えておく。

5 運営管理の状況と課題

5.1 資金の管理

競輪場内では日々高額の現金を扱うため、一般的に現金の過不足が発生するリスクが高く、生じた場合の損害が多額になる可能性が否定できない。

現金での入金や支払が適切に行われているかについて、証票類に適切な確認印があること、証票類に記載された金額がトータリゼータシステム上の金額と一致しているかどうかという観点から検証を行った。

(1) 選手への賞金の支給について

選手への賞金支給の流れは、以下のとおりである。

- ・ 京都府収益事業特別会計から競輪場の資金前渡用の口座に振り込まれる。
- ・ 資金前渡用の口座から必要な額を引き出し、競技終了後に選手へ支払われる。
- ・ 選手からは領収書を入手している。
- ・ この間の現金の管理は J P F、賞金の計算は J K A が行う。

選手への賞金支給について、以下のとおり確認した。

- ・ 令和3年9月28～30日開催の WINTICKET 杯(本場 F II 京都府営競輪2節)に係る領収書を閲覧し、全ての領収書に選手の押印があることを確かめた。
- ・ 領収書に記載された合計金額が、トータリゼータシステムから出力された賞金集計表の合計金額と一致することを確認した。

上記の結果、問題となる事項は発見されなかった。

なお、競輪選手に対する賞金・参加旅費等は、従来から変わらず現金支給の慣習となっているが、選手の中にも現金支給の継続と振込支給への移行を望む声の両方があった。

京都府としては、現金保管の安全性等から口座振替へ移行されることを望んでいるが、全輪協と日競選との間で口座振替等への移行検討はされていないようである。

向日町競輪場が単独で決められることではないが、高額な賞金を現金により支給することは、紛失や不正の機会を与えてしまうリスクがあることを留

意いただきたい。

(2) 売上金の入金について

① 本場開催の場合

本場開催の場合の開催資金及び売上金の流れは、以下のとおりである。

- ・ 本場開催の場合、初日に開催資金(2億円)が銀行から運び込まれ、発売所及び券売機に設置される。
- ・ 業務終了後は、毎日、全ての現金が発売所から現管統括室に回収される。
- ・ 集計した金額とトータリゼータシステムの数値と一致していることを確認する。
- ・ 現金輸送車が到着するまでの保管と到着後の引渡しを行う。
- ・ 引渡しの際に引渡し金額が記載された「送付書兼競輪報告書」を銀行に提出し、その控えが競輪場に保管される。
- ・ 銀行で入金処理が行われた後、銀行から「受領書」が競輪場へ、収納通知書が京都府庁に送付され、向日町競輪場は受領書により入金金額に誤りがなかったかを確認する。

本場開催の場合の売上金の入金について以下のとおり確認した。

- ・ 入金金額を記載した「送付書兼競輪報告書(控)」には、向日町競輪場の職員(府職員)の押印がされていることを確かめた。当該職員は現管統括室にて、JPFが行う現金集計作業に立ち会っている職員である。
- ・ 令和3年3月1～3日開催の京若竹賞(令和2年度第12回府営向日町競輪場)について、「送付書兼競輪報告書(府控)」を確認し、3日間共に収入金額がトータリゼータシステムと一致していること、銀行から返送された受領書を確認し、金額が一致していることや、「収納済通知書」を確認し、同額が銀行へ入金されていることを確かめた。

なお、以上の売上金の入金業務については、JPFに委託されているが、京都府との契約により、出納員は競輪施行者である京都府とされている。そのため、出納員として、「送付書兼競輪報告書(控)」には京都府職員が押印しており、契約に準拠した役割が果たされている。

上記の結果、問題となる事項は発見されなかった。

参考：向日町競輪場開催業務委託に関する令和2年度年次契約書

別紙 令和2年度京都府営競輪場開催業務等包括委託業務説明書(詳細)抜粋

No	業務名	業務概要	業務区分		備考
			受託者	施行者	
2	現管統括室業務	各投票所への資金配分を管理し、各投票所からの売上金・資金残金等の引受とその後の現金保管及び現金輸送車への引き渡しを行う。 (中略)	◎	○	金融機関へ現金を納付する出納員は施行者

令和2年度の本場開催レースの1日当たりの平均売上高合計(場外発売等を含む。)は289百万円であり、1日の配当の支払には217百万円(売上高の75%)が必要という計算になる。

しかし、コロナ禍で来場者が減少した令和2年度において、本場売上高は全体の約2%しかなく、コロナ禍以前の令和元年度においても3.2%に留まっており、本場で支払が必要となる1日の配当額の平均値は、数百万円となる。

最大の売上となる平安賞においては。令和元年度及び令和2年度で1日当たりの最高売上高は1,480百万円に上るが、この場合でも本場売上高は37百万円しかなく、本場で支払が必要となる1日の配当額は約28百万円(37百万円×75%)と推定される。各レースの売上金を配当金に回して構わないため、準備が必要な金額は更に少額で良いことになる。

前述した令和2年度FII京若竹賞では、3日間の開催で1日当たり本場売上が6.3百万円であり、詳細資料のある平成26年度のFII1日当たり本場売上9.4百万円と比べて約3分の2に減少しているため、平成26年度に2億円の準備資金で足りていた場合、令和2年度では準備資金1.4億円で十分に足りた計算となる。

(令和2年度京若竹賞開催時は受託場外[他場FI+FIナイト]が併売されており[3~4.6百万円]、詳細検討時は本場併売の状況も考慮する必要がある)

② 場外開催の場合

場外開催における開催資金及び売上金の流れは、以下のとおりである。

- ・場外開催の場合も、初日に開催資金(令和2年度第12回後節広島市営競輪の場合1億円)が銀行から運び込まれ、発売所及び券売機に設置される。
- ・業務終了後には、毎日、全ての現金が発売所から現管統括室に回収され、集計した金額とトータリゼータシステムの数値と一致していることを確認する。
- ・収入金額から未払金額(払戻金の未払分であり後日に向日町競輪場が当選者へ支払う可能性が高い金額)を差引いた額を、本場へ送金する。
- ・送金は出納員である京都府職員とJPF職員の体制で、最寄りの支店に持ち込み、送金処理を行う。

場外開催の場合の売上金の入金(本場への支払)について以下のとおり確認した。

- ・令和3年3月1日～3日開催の広島競輪場(F1)古田泰久記念杯(令和2年度第12回後節広島市営競輪)について、「売上金等送金明細書(現金引継書)」を確認し、現金集計結果と照合した証跡が残されていることを確かめた。
- ・「売上金等送金明細書(現金引継書)」を確認し、3日間合計の収入金額及び未払金額がトータリゼータシステムと一致していることを確かめた。

上記の結果、問題となる事項は発見されなかった。

入金処理については、本場開催時と同様に現金輸送車によることがより安全であると考えられるが、入金場所が近隣であること、また、必ず出納員である京都府職員とJPF職員の体制で持ち込んでいることから、安全性について特に問題はないものと考えられる。

受託場外発売の準備資金についても少し過大であるように思われる。例えば、詳細記録が入手可能な平成30年度では、FIのみの場合8～11百万円、FI+FIの場合で10～13百万円の日別売上であったが、令和2年度では、FIのみの場合4～9百万円、FI+FIの場合で7～9百万円に減少している。平成30年度において準備資金1億円で賄えていれば、令和2年度実績

では少なくとも2割少ない現金で足りた計算であり、過去の実績を遡れば更に少ない準備資金で足りる可能性がある。

【意見7】現金準備額の見直しについて

本場開催・受託場外発売の際には、配当に備えるために開催資金として毎日高額な現金が競輪場へ運び込まれているが、発売実績に対し過大であると考えられる。

万車券が偏って続出するなどした場合には開催資金を上回る可能性はあるが、過去の払戻実績や本場売上額・受託場外発売額が減少した現状を踏まえると、その可能性は限りなく低いと考えられる。

現金の移動については、盗難や紛失等のリスクも伴うため、過去からの本場売上・受託場外発売額の推移を踏まえ、券売機ごとの平均的な入出金状況に応じた資金投入も行うことで、円滑な運営に支障のない範囲で準備資金を圧縮することを検討されたい。

(3) 支払の手続について

- ・ 決裁は全て統合財務システムにより電子決裁で行われる。
- ・ 競輪場においては、全て所長の決裁を経るよう設定されており、支出を伴う場合は京都府会計課に回付されるが、30 百万円以上の場合は、会計課長の決裁が必要となる。

支払手続の確認として、以下の手続を実施した。

- ・ 令和2年度「各種伝票一覧歳出」から25件の取引を抽出し、必要な決裁を経ていること、証票との突合を行い金額及び、科目の適切性を確かめた。

その結果、問題となる事項は発見されなかった。

5.2 備品の管理

(1) 備品の状況

「備品登録表」に登録されている備品は、以下のとおりである。

種類	数量	備考
車輛	2	軽トラ、軽自動車各1台
テーブル	1	選手宿舍食堂
コインロッカー	2	第3投票所 コインロッカー
戸棚・金庫・整理箱	5	
PC	8	
プリンタ(印刷機)・FAX・シュレッダー	9	
トータリゼータ	2	投票券発券機含む
自動両替機	11	
紙幣計算機	37	
硬貨計算機	26	
入場券自動発売機	14	
コンプレッサー・ポンプ	2	
草刈機	2	
エアコン・給湯器・空気清浄機	25	
湯茶接待機・ガス蒸し器・炊飯器・冷蔵庫等	10	
マッサージチェア	1	
アンプ	2	
テレビ	33	
無停電装置他	4	
周回板	1	バンク内
自転車練習台(3本ローラー等)	8	
灰皿	5	
公印	7	
プレハブ	3	コーヒー売店
(借用)自動湯茶接待機	4	
(借用)FAX	1	
合計	225	

(2) 備品の取得

備品取得の流れは、以下のとおりである。

- ・ 備品等の購入は、原則、入札課で購入手続を行い、競輪場には現物と納品書が送られてくる。
- ・ 競輪場において検品した後に、入札課により支払が行われる。
- ・ 10万円以上の物品が、備品としてシステム等に登録される。

備品の取得状況について、以下の手続により確認した。

- ・ 台帳を元に、直近に取得された以下の備品について、取得時の資料と突合し、承認状況を確認した。

備品コード	異動日	品名	金額	所在地	物品出納通知書	証票	承認
19101 82559	2019. 07.16	印刷機	518,400	中央投票所 2階	R1.7.16	納品書	所長

上記の結果、問題となる事項は発見されなかった。

なお、京都府自転車競技事務所の備品等登録表の台帳を確認したところ、直近期(令和2年度)において、取得された物品はなかった。これは、ほとんど全ての物品を委託先のJPFが調達するためであるとのことであった。

(3) 備品の現物確認

① サンプル抽出

「備品登録表」から、以下の備品をサンプル抽出し、現物確認を行った。

備品コード	異動日	品名	金額	所在地	備考
04100 63198	2005. 03.18	軽乗用自動車	704,550	中央投票所	京都 580 あ 7928
19101 82559	2019. 07.16	印刷機	518,400	中央投票所 2 階	デジタル印刷機 (輪転機)
01100 10622	2001. 11.27	その他の事務用機器	537,600	現金管理統括室	紙幣計算機
95000 01403	1995. 05.22	刈払機	150,380	管理事務所	ホンダ HRC216

上記の結果、問題となる事項は発見されなかった。

なお、上記の備品には、備品コードが記載された管理ラベルが貼り付けられており、適切に管理されていた。

<管理ラベル>



② 数量に疑義のある備品

備品登録表に登録されているテレビについて、場内の設置状況から疑問を感じたため数量確認を行った。

テレビ台数実査結果

備品等登録表		実査結果	コメント
設置場所	台数		
第1投票所(東側)	2	2	
〃 (南側)	3	5	
〃 (北側)	3	5	

〃 内	3	7	
第2投票所	1	1	液晶
〃 (西側)	3	9	実際台数には南側含む
〃 内	3	4	
第3投票所(特別観覧)	3	実施せず	
〃 1階(西側)	3		
〃 1階内	3		
〃 2階内	3		
中央投票所前テント内	3	8	ほか多数(テント内)
総計	33		

※ 向日町競輪事業概要に記載されているテレビ台数(実況/オッズ用)は144台となっており、備品登録表の台数とは大きな差がある。

実査の結果、備品登録表に記載された数を大きく上回るテレビが設置されていたことが判明し、これは、包括民間委託先のJPFが独自に設置しているテレビが多くあるためであった。

そのため、向日町競輪場が所有するテレビを特定することができない箇所が多く、また、貨幣計算機や硬貨計算機についても同様の状況にあるとの説明であった。

③ 取得日に疑義のある備品

備品登録表にはパソコンが8台登録されているが、購入から17~19年経過しているため、通常は使用に耐えうるものではない。

この点について、京都府自転車競技事務所に確認したところ、京都府所有のパソコンは全て定期的に入替えが行われており、それらは本庁一括で備品登録しているとのことで、これらのパソコンは使用されていない。

つまり、当該事務所において物理的な廃棄処理を行っておらず、場内のいずれかの場所に山積み状態となっていることから、古い資産の除却処理と更新資産の備品登録が行われていないのが実態である。

備品コード	異動日	品名	金額	所在地	備考
02100 11867~68	2002. 12.16	その他の情報処理機器	180,600 ×2台	中央投票所2階 (集計)	パソコン
04100 01888~93	2004. 05.20	その他の情報処理機器	135,555 ×6台	中央投票所2階 (知事)	パーソナル コンピューター

④ 更新が必要な備品

無停電装置については購入から 16 年を経過しているが、現在も継続使用されている。バッテリー交換などメンテナンスを行いつつ使用を続けているものと思われるが、経過期間を考えると本体の寿命も勘案し、装置自体を交換する時期について検討する必要がある。

備品コード	異動日	品名	金額	所在地	備考
05100 08531	2005. 09.13	その他の通信器具	390,600	庶務棟(庶務室)	無停電電源装置 (庶務室の隣)
05100 08532	2005. 09.13	その他の通信器具	470,400	第3投票所1階	無停電電源装置

以下の自転車練習台(3本ローラー)も購入してから約 23 年を経過しているものの、日々適切にメンテナンスされており、現在も使用されている。

備品コード	異動日	品名	金額	所在地	備考
97000 26854~59	1998. 03.16	その他運動器具	101,850 ×6台	ローラー練習室	自転車練習台 3本ローラー(練習室)

競輪選手の生命線とも言えるトレーニング設備については、この6台と24年前に購入した2台(後輪固定式、デジタルメーター付)の合計8台が登録されているほか、現実には10万円未満で取得したローラーが数台設置されている。

最近ではローラーを長時間回す練習よりも、爆発的な走力を鍛える練習の方が重視されつつあるため、プロ選手のトレーニング頻度を考慮すれば、負荷調整機能のある新しい設備へ定期的に更新することも必要であろう。

【指摘事項5】適切な備品管理

向日町競輪場においては、今後使用することのない不要品が廃棄されずに保管されており、また、備品の新規購入や廃棄に伴う資産の現状が適時に備品登録表へ反映されていないため、備品登録表が向日町競輪場で使用している物品を表していない。現物確認では、向日町競輪場と包括民間委託の事業者のどちらが所有しているのか不明な備品が多数見受けられた。

当該状況では、包括民間委託の事業者が交代する時に向日町競輪場の備品が誤って撤去される可能性があり、包括民間委託の応募時に新規事業者が用意すべき備品の数量等を判断できず二の足を踏む可能性もある。

包括民間委託の事業者を公募し、及び選定する立場の運営として不適切な状況であるため、備品の所有者を明確に区分するためにも、適時に不要

品を廃棄し、備品登録表を更新するなどして、適切な備品管理を行うべきである。

不要品の処分は、まとめて行う方が効率的という考え方もあるだろうが、不要品が積み上げられた環境下で活動することは、衛生的、精神的にも望ましくない。適切な備品管理を行うことで、資産の紛失等に気付くことができたり、人事異動で新たに赴任した引継者が競輪場内の備品の状況を正しく把握できたりする。

向日町競輪場と包括民間委託の事業者のどちらが備品を所有しているかを明確にする方法として、両社協議の上で、委託先が設置した全ての備品は委託終了時に京都府へ所有権が移る旨を基本契約書に明記する対応なども考えられる。

5.3 契約の管理

契約とは、一定の法律効果の発生を目的として、互いに対立する複数の意思表示の合致（合意）によって成立する法律行為をいい、地方公共団体が締結する契約は、以下の基本理念に基づいて行われる必要がある。

（契約に関する基本理念（「会計事務の手引き」より））

- ① 公正性：契約の手續が法令等に基づいており、契約の相手方の決定に当たって不公平がないこと。
- ② 経済性：できるだけ経済的で、かつ、有利な条件で契約すること。
- ③ 履行の確実性：契約の履行が確実に行われること。
- ④ 透明性：府民に対する説明責任。

また、契約の方法に関して地方自治法は、地方公共団体の売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札を原則とし、例外として政令で定める場合に該当するときに限り、指名競争入札・随意契約によることができると定めている（法第 234 条第 1 項、第 2 項）。これは、地方公共団体の行う契約は、公正性と経済性の確保、手續の透明性の観点から一般競争入札が原則的方式となっているが、履行の確実性が担保されない等、契約の性質によっては一般競争入札に適さないものもあることから、一般競争入札以外の方法による契約締結が例外的に認められているものである。

向日町競輪場では上記の一般競争入札や随意契約に加え、包括民間委託の契約が締結されている。

5.3.1 包括民間委託

(1) 包括民間委託制度の導入

全国的に厳しい経営環境の中、売上や集客を伸ばすとともに、業務の効率化によって収益改善を図ることが重要な課題となっている。

これまで、行政が主体となって広報宣伝やファンサービスの企画内容を決定していたが、今後、売上や集客を伸ばすためには、競輪という特殊な業務を熟知した上で、従来にはない斬新で柔軟な発想の広報宣伝やファンサービスの企画が必要であるため、民間事業者からの企画提案に基づいて実施内容を決定した方がより優れた成果が期待できることから、向日町競輪場事業の運営業務全般について、競輪事業を熟知した民間事業者への包括民間委託により実施することとし、委託先の選定に当たっては、プロポーザル方式を採用することとしている。

包括民間委託制度とは、受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託することをいい、平成 23 年の向日町競輪事業検討委員会において包括民間委託の導入について検討されているが、当時は導入が見送られている。

しかし、その後、京都府直営による従業員削減、場間場外発売箇所数の増加等による取組を進める中において、単年度収支が黒字に好転してきた状況を踏まえ、更なるコスト削減が見込めるとの理由から、平成 29 年度から包括民間委託を導入することとなった。

具体的には、民間活力の導入により、売上の向上と競輪場開催業務の効率化を図るため、競輪場開催業務を包括的に委託することとし、その受託事業者を募集し、民間事業者の視点からの創意工夫を活かした斬新な提案を求め、公募型プロポーザル方式により、平成 28 年度（平成 29 年度からの 3 箇年）と令和元年度（令和 2 年度からの 5 箇年）の 2 回、向日町競輪場の開催業務委託の募集を行い、民間ノウハウを活かした効率的な運営を行うため、競輪場の運営業務全般を包括的に委託している。

(2) 公募型プロポーザル方式による業者選定プロセスの検証

業者選定に当たっては、随意契約の一種である公募型プロポーザル方式により募集を行っている。当該方式は、複数の事業者から企画提案を募り、提案内容を審査し、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約の候補者として選定する方式であり、企画立案の内容及び価格を総合的に評価される場合に認められる。地方自治法では、契約は一般競争入札によることを原則としているが、契約の性質や目的が競争入札に適さないときは、随意契約によることができるとしている。その中でも、公募型プロポーザル方式については、競争入札によることが適さない業務であって、価格だけでなく、当該業務を履行する上での企画力、技術力、遂行能力等も踏まえて契約の相手方の候補者を選定する必要がある業務が対象となる。

今回、平成 28 年度と令和元年度に実施した業者選定プロセスが適切なものであったかの検証を行ったところ、公募型プロポーザル方式における主な業務の流れは、以下のとおりである。

(公募型プロポーザル方式における主な業務の流れ)

- ① 各契約担当所属において、競争入札の実施を検討し、競争入札になじまないと判断した場合に限り公募型プロポーザル方式の導入の検討を行う。
- ② 各所属において公募型プロポーザル方式採用協議書を作成
- ③ 公募型プロポーザル運用委員会（会計課・入札課）で採用の可否について審議
- ④ 各所属で経費支出伺いを行い、会計課に協議
- ⑤ 公募を実施（必要に応じ説明会開催）
- ⑥ 外部有識者の意見聴取（必要に応じてプレゼンテーション、ヒアリングを開催）
- ⑦ 部局の選定会議で候補者を選定
- ⑧ 選定結果等の公表
- ⑨ 見積書徴取、採用決定、契約締結（随意契約として公表）

(3) 平成 28 年度に実施された募集について

平成 28 年度の公募の結果、応募があったのは、以下の 3 者であった。

- ・種子島・ティーエムイーエス株式会社
- ・日本写真判定株式会社（現 J P F）
- ・日本トーター株式会社

上記 3 者によるプレゼンテーション及び外部有識者によるヒアリングが実施され、あらかじめ設定された評価基準に基づいて採点が行われており、外部有識者による採点結果に基づき、総務部公募型プロポーザル方式選定会議

により適切に選定されていることを確認した。

また、採択結果が適切に公表されていることや見積書及び契約書についても確認したところ、その内容に問題は認められなかった。

(4) 企画提案内容の概要

採択された日本写真判定株式会社（現 J P F）の企画提案内容の概要は、以下のとおりであった。

1. 収益についての対応方針

(1) 売上と来場者（本場開催）

競輪場やレースの魅力が伝えられるのは本場開催です。ここで新規のファン獲得のため、効果的なイベントを実施します。

他方、本場開催時（特に F I ・ F II 開催）は来場者数よりも協力場外の設置数を増やすことが売上向上につながります。

ハイコストな本場開催の収益を補う為の様々な施策の検討を支援します。（ナイターやミッドナイト開催など）

■電話投票

関東方面へ積極的に WEB 広告を展開していくと同時に、エンターテインメント性の高い企画レースなどを実施します。（企画レースは協力場外場の売上にも好影響を及ぼします。）

- ・新聞広告の適正化と WEB 広告拡大
- ・ホームページと SNS の活用
- ・チャリロトプラザの設置
- ・ムッチーポイントのサービス継続
- ・レース番組とイベントの連動

(2) 売上と来場者（場外開催）

場外開催は、特に来場者数が重要です。車券購入に役立つ予想会や未確定車券抽選会などのイベントを定期的の実施することや発売時間の拡大（早朝発売、ナイター発売など）を検討することで来場者の促進を図ります。また、VIP ルームを新設することで高額取引者の誘引を図ります。

収益確保の為、窓口数やスタッフ配置などを見直し、ローコストな運営をします。

2. 施設やイメージの対応方針

(1) 施設

特別観覧席は利用者が少ないことから開放する日程を縮小し、空いた日程を市民が利用できる施設として開放することを検討します。場内テレビについては設置台数を見直し、必要に応じて更新します。また、選手宿舎は市民が利用できる宿泊施設としても活用します。高校、大学自転車競技部の合宿施設としても活用可能です。

(2) 競輪のイメージ

場内関係者のサービスマインドを醸成し、ホスピタリティの向上をします。また、周辺地域の配慮として警備や清掃活動などを行うのはもちろんですが、選手を含めた関係者がお祭りやイベントに積極的に協力します。

(3) 将来性について

サイクリングイベント（関西トラックフェスタ等）が盛んに行われている自転車文化と競輪事業との連携を強化します。「強くて知名度のある選手が多数所属している」こと「市民に開かれた競輪場」であるという京都向日町競輪場の強みを最大限に活用します。

【意見 8】 包括民間委託の結果評価

向日町競輪場開催業務を受託している包括民間委託の事業者は、契約に基づき本場開催業務に係る計画書、実施報告書及び年次報告書を提出している。

しかし、平成 29 年度から 3 年間の契約において事業者が実施した業務に関し、当初の企画提案内容に対する結果（提案内容について実施できたもの、取組途中のもの、実施できなかったもの等）については、現在の契約書等において明文化されたルールは定められていないことから、事業者自身での評価は報告されておらず、京都府としても評価していないとのことである。

次回公募時の課題及び改善点を把握し、評価基準の選定に活かすという観点から、次回の包括民間委託の公募開始までに、企画提案内容の進捗結果について評価するプロセスの導入を検討されたい。

(5) 令和元年度に実施された募集について

令和元年度に実施された公募型プロポーザルにおける業者選定プロセスにおいても同様の確認をしたところ、同年度の公募に関して応募があったのは、初回の包括民間委託で契約していた日本写真判定株式会社（現 J P F）の 1 者のみであった。

応募参加者が 1 者のみの場合において、そのまま手続を進められるかどうかに関して、「京都府公募型プロポーザル方式事務マニュアル」においては、「なお、参加者が 1 者の場合には、運用委員会において手続を継続するのか又は参加資格等を見直して再公告するのかを決定するので、参加表明書の提出末日中に運用委員会事務局（入札課）まで連絡し、運用委員会小委員会委

員全員から手続続行について承認を得ること。」とされている。

この点、「公募型プロポーザル方式参加申請者1者整理票」においては、日程及び参加要件ともに適切だったとして、要件等の見直しは行わず、公募型プロポーザル方式の手続を続行することとしたいとされており、監査人において、当時の運用委員会小委員会委員とのやりとりを確認したところ、手続の続行について同委員会の全ての委員から承認が得られており、適切な手続がとられていることを確認した。

【意見9】公募型プロポーザルにおける参加者の確保

公募型プロポーザル方式による契約の公募において参加が1者のみの場合は、運用委員会小委員会の全ての委員の承認を得ることで手続を継続することは可能であるものの、参加者が1者のみの場合は、競争原理が働かず、契約の基本である経済性が担保されなくなる可能性がある。特に、包括民間委託契約の場合は、既に契約している業者が事業の実態を最も把握しており、一方で自治体においては民間に業務を包括的に委託することで運営のノウハウがなくなり、直営に戻せないという実情がある。

応募参加者を増やすための方策として、向日町競輪場は、向日町競輪場HPに入札・プロポーザル情報HPへのリンクを貼ることに加え、前回の公募時に説明会へ参加していた事業者やその後に関合せのあった事業者など、参加可能性のある事業者に対して公募を実施していることをPRしていたとのことである。

しかし、結果的には1者のみの参加となってしまっており、また、全国で包括民間委託業務を受託できる企業は限られていることから、応募や関合せのあった事業者だけでなく、受託できる可能性のある全ての事業者に公募情報を個別に伝えて参加を促すなど、応募参加者を増やすための更なる取組が求められる。

1者のみの参加が継続する場合には、競争原理が働かない中で運営のノウハウもなくなっていることで、受託事業者の希望する条件で契約せざるを得ない可能性も否定できない。公募型プロポーザル方式の実施に当たっては、複数の事業者から応募されるように、より積極的な働きかけをしていくことが非常に重要である。

なお、京都府によると、最近の情勢では、本年度にプロポーザルを実施し

ている5競輪場（大宮、西武園、奈良、小松島、広島）においては、既存事業者の他にも応募があり、1者だけの応募となった事例はなく、次回の公募の際には複数の事業者からの応募が期待されるとのことであった。

(6) 再委託

向日町競輪場においては、開催業務の運営全般を包括的に委託業者に委託しているが、委託業者においては、京都府による直営時に外部委託していた業務（送迎バス、警備、清掃、システム保守等）、臨時従業員が行う業務、非常用発電設備定期点検業務等については、再委託を行っている。

京都府は再委託に関し原則禁止とした上で、京都府が承諾した場合にのみ認められるものとしている。この点、適切な手続がとられているかどうかを確認するため、監査人において平成30年度から令和2年度までの再委託申請書を閲覧したところ、適切な手続がとられていることを確認した。

5.3.2 その他の委託

(1) 一般競争入札

一般競争入札による契約とは、公告によって不特定多数の者の参加を募り、入札の方法により競争を行わせ、その申込みのうち最も有利な条件をもって申込みをした者と契約を締結する方式をいう。

一般競争入札は、以下のような特性がある。

- ・ 手続の客観性が高いことから発注者の裁量の余地が少なく、公平性を確保できること。
- ・ 潜在的な入札参加者の数が多いため競争性が高く、より有利な条件で契約できる可能性が見込めること。
- ・ 手続の透明性が高く、第三者による監視が容易であること。

一方で、以下のような問題点も存在する。

- ・ 不良や不適格な業者の排除が困難なため、履行の確実性に問題が生じる場合があること。
- ・ 入札や契約に係る事務量や経費が増大すること。
- ・ 特定の者への受注の偏りや過大受注のおそれがあること。

地方自治体においては、一般競争入札を原則的な契約方法としながら、一定の要件を満たした場合にのみ指名競争入札や随意契約による契約が認められている。

この点、向日町競輪場においては、平成 29 年度から、開催業務の運営全般について包括民間委託契約をしており、それ以外は J K A や民間ポータル等の特定の業者との契約が必要な業務となっており、随意契約による契約がほとんどとなっている。

過去 3 年間に於いて、一般競争入札が行われたのは 1 件のみであり、また、指名競争入札は行われていない。そのため、監査人において、唯一の事例である 1 件について、所定の流れに基づいて入札が行われているかどうかを確認した。

(一般競争入札の流れ)

- | |
|--------------------------|
| ①支出伺い |
| ②入札公告（入札参加資格・入札の方法等）（HP） |
| ③入札参加資格者の申請 |
| ④入札参加資格者の確認・確認通知 |
| ⑤入札会の実施 |
| ⑥開札 |
| ⑦落札・落札通知 |
| ⑧落札者等の公表（HP） |
| ⑨契約 |

NO	予定価格	契約価格	応募者数	契約内容
1	27,451,600	27,390,000	3	京都向日町競輪場競走路改修工事

令和 2 年度に実施された向日町競輪場の競走路改修工事につき、①～⑨の流れに基づき、適切に処理されているかどうかを確認したところ、全て適切に処理されており、問題点は認められなかった。

(2) 指名競争入札

過去 3 年間で実績なし

(3) 随意契約

① 随意契約の概要

随意契約とは、競争入札の方法によらないで、任意に相手方を選定して契約を締結する方法をいい、手続が簡略であり、経費負担も少ないという長所がある反面、競争原理が働きにくく、公平性及び透明性が担保されにくいという短所がある。

随意契約は競争入札により難しい場合の例外的な契約方法であり、以下の場合に限って、随意契約によることができる（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2、京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号）第 161 条の 2）。

（随意契約が認められる場合）

- ① 予定価格が一定額を超えないとき。
 - (a) 工事又は製造の請負で 250 万円を超えないとき。
 - (b) 財産の買入れで 160 万円を超えないとき。
 - (c) 物件の借入れ予定賃借料の年額又は総額が 80 万円を超えないとき。
 - (d) 財産の売払いで 50 万円を超えないとき。
 - (e) 物件の貸付け予定賃貸料の年額又は総額が 30 万円を超えないとき。
 - (f) 上記以外の契約で 100 万円を超えないとき。
- ② その性質又は目的が競争入札に適しないとき。
- ③ 障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約、及び役務の提供を受ける契約、シルバー人材センター、母子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約。
- ④ 知事の認定を受けた者が新商品として生産する物品の買入れ。
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ⑦ 時価に比し著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのあるとき。
- ⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- ⑨ 落札者が契約を締結しないとき。

随意契約の原則的な流れとしては、以下のとおりである。

- ・ 起案
- ・ 必要に応じて出納機関と協議
- ・ 契約候補者の指名
- ・ 予定価格調書の作成
- ・ 見積書の徴取
- ・ 見積り合わせ
- ・ 府税滞納の有無の確認
- ・ 契約の締結

- ・業務の履行
- ・履行確認検査
- ・請求に基づく代金支払

随意契約による場合には、京都府会計規則第 163 条の規定により、契約の相手方が特定人に限定されるときなどを除いて、なるべく 2 者以上から見積書を徴さなければならない。そのため、通常、随意契約は入札の代わりに複数の相手方から見積書を徴して価格を競争させ、入札手続に準じて価格面で最も有利な価格を提示した者と契約することとなる。

なお、2 者以上から見積書を徴取せずに、単独随意契約を締結する場合には、その理由が適切かどうかの検証も必要である。

(京都府会計規則)

第 163 条	随意契約によろうとするときは、契約内容その他見積りに必要な事項を示して、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、特定人からの見積りによることができる。
(1)	2 人以上の者から見積りを徴しても同一金額の見積りがなされると予想されるとき。
(2)	特定人から見積りを徴することが有利と認められるとき。
(3)	契約の相手方が特定人に限定されるとき。

監査人において、以下のとおり令和 2 年度の随意契約の中から任意で 9 件を抽出し、随意契約ガイドライン等の所定の手続に基づいて契約事務が実施されているかどうかの確認を行ったところ、全て契約の相手方が特定人に限定されるために単独随意契約で行われていた。

(サンプルとして抽出した取引一覧)

NO	相手先	予定価格	契約金額	契約日	内容	契約形態
1	JKA	22,440,000	22,440,000	令和2年4月1日	令和2年度向日町競輪場Next-VISシステム利用契約	単独随意
2	JKA	180,067,597	180,067,597	令和2年4月16日	競輪の審判等の協議関係事務及び場内整理サービス関係事務に係る競輪実施事務	単独随意
3	和歌山競輪場	省略	※1	令和2年4月1日	第3回競輪に係る和歌山競輪場場外車券発売業務委託契約	単独随意
4	株式会社 チャリ・ロト	省略	※1	令和2年4月1日	令和2年度競輪オンライン投票システム業務委託契約	単独随意
5	JPF	218,400,000	218,400,000	令和2年9月30日	京都向日町競輪場ナイター照明設備貸借契約の締結について	単独随意
6	オッズパーク	272,220,000	※1	令和2年4月1日	場外車券発売に関する業務	単独随意
7	Winticket	65,961,000	※1	令和2年4月1日	場外車券発売に関する業務	単独随意
8	JPF	20,694,960	20,694,960	令和2年6月10日	ミッドナイト競輪開催業務委託（上半期）	単独随意
9	松阪市	省略	※1	令和2年8月10日	ミッドナイト競輪施設賃借料	単独随意

※1 金額ではなく一定の料率に基づく契約であるため、金額の記載は省略している。

上記9件の取引に関して、起案資料を入手した上で、以下の点について確認したところ、後述する問題を除いて、手続が適切に行われていることを確認した。

- ・ 単独随意契約としている理由が適切であるかどうか
- ・ 予定価格調書が適切に作成されているかどうか
- ・ 見積書は徴取されているかどうか
- ・ 府税滞納の有無の確認がなされているかどうか
- ・ 適切な承認プロセスを経ているかどうか
- ・ 契約事務が適切であるかどうか
- ・ 開示が必要なものについて適切な開示がなされているかどうか

② No.6 オッズパーク及びNo.7Winticket との場外車券発売に関する契約

これらの契約では場外車券発売に関する業務を委託しているが、予定価格調書において、本来、税抜の見積積算金額に1.1を乗じて税込金額を記入すべきところ、誤って税抜金額である見積積算金額を更に1.1で割った金額が記入されていたため、契約金額が予定価格調書よりも高くなっていた。

【意見10】 予定価格調書への不適切な記入と形骸化

No.6 オッズパーク及びNo.7Winticket との契約により、場外車券発売に関する業務を委託しているが、予定価格調書の記入方法が不適切であった。

予定価格調書の金額は、通常、税込金額で記入するため、予定価格調書では税抜の見積積算金額に1.1を乗じて税込金額を記入する必要があるところ、税抜金額である見積積算金額を更に1.1で割った金額が記入されていた。そのため、契約金額が予定価格調書よりも高くなってしまいう結果となっていた。

契約金額が予定価格を上回る状態で契約が締結されており、単独随意契約ということもあり、予定価格調書が形骸化している可能性がある。単独随意契約であっても適切な価格で契約することが必要であるため、予定価格は税込金額とすべきことを徹底し、契約金額が予定価格を上回っていないことを確認した上で、契約を締結する必要がある。

(予定価格と契約金額、本来あるべき予定価格)

(単位：円)

NO	相手先	予定価格(※1)	契約金額(税抜)	本来あるべき 予定価格(税込)
6	オッズパーク	272,220,000	299,442,000	329,386,200
7	Winticket	65,961,000	72,557,100	79,812,810

※1 本来予定価格は税込金額で記入するべきであるが、税抜金額の見積積算金額を1.1で割った金額となっていた。

③ No.4 株式会社チャリ・ロトとの令和2年度競輪オンライン投票システム
業務委託契約

上記業務委託契約について、予定価格調書及び見積書を確認したところ、京都府会計規則第162条第1号、第163条第2項により、予定価格調書の作成及び見積書の徴取が省略されていた。

この点について確認したところ、オンライン投票システム業務の委託者は(株)チャリ・ロトではあるが、チャリロト KEIRIN 発売に関する基本協定として、京都府と静岡県伊東市と(株)チャリ・ロトとの三者で契約をしているため、当該契約は官公署との契約であるとして、従来から予定価格調書及び見積書の徴取を省略しているとのことであった。

(京都府会計規則)

(随意契約の予定価格)

第162条 随意契約によろうとするときは、第145条及び第146条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 官公署その他公的団体と契約しようとするとき。
- (2) 法令により価格が定められているとき。
- (3) 価格が表示され、かつ、一定しているとき。
- (4) 前3号に掲げる場合を除くほか、予定価格が50万円未満の契約をしようとする場合で、契約担当者が省略して支障がないと認めるとき。

(見積書)

第163条 随意契約によろうとするときは、契約内容その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書(見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、特定人からの見積りによることができる。

- (1) 2人以上の者から見積りを徴しても同一金額の見積りがなされると予想されるとき。
 - (2) 特定人から見積りを徴することが有利と認められるとき。
 - (3) 契約の相手方が特定人に限定されるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。
- 3 電磁的記録により見積書を徴する方法については、会計管理者が別に定める。

再度確認したところ、民間ポータルサイトとの車券発売に係る業務委託については、全国の競輪場で各社ごとに契約を行うための事務量削減のため、全輪協がサイト事業者と契約率を交渉（調整）した後、各競輪場において会計処理に必要な個別契約を行ってきているとのことであり、そのため、本契約は、実態として、全輪協で決められた契約率でしか契約できない案件であることから、京都府会計規則第 162 条第 3 号に該当し、予定価格調書及び見積書の徴取を省略しているとのことであった。

仮に、京都府会計規則第 162 条第 3 号に該当するというのであれば、予定価格調書及び見積書の徴取の省略理由は、「官公署その他公的団体と契約しようとするとき。」ではなく、「価格が表示され、かつ、一定しているとき。」として、起案に明記しておく必要があったと考えられる。同様の事例につき、今後は留意されたい。

④ No. 5 J P F との向日町競輪場ナイター照明設備賃貸借契約の締結

平成 30 年度から他の競輪場を借り上げて開催しているミッドナイト競輪については、自場で開催できるようナイター設備を整備することにより、更なる収支改善を図るため、令和 2 年度から令和 6 年度までのナイター照明設備の賃貸借契約を締結している。

ナイター照明設備業務の実施に当たっては、競輪選手会・J K A・経済産業局など関係機関との調整が多岐にわたるとともに、設計業務や工事期間中に多数来場する利用者等の安全確保を図りながら工程管理を行い、その後の賃借期間における運用を行うことが求められていたとのことである。

当該賃貸借契約は、J P F との単独随意契約を締結しており、その理由として、電気工事も受注でき、現場の監理・監督が可能な職員が常駐している J P F が受注することにより、他の事業者が実施するより、相当安価

で速やかに完成できる見込みであったことから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）として契約されている。

また、開催日程の都合として、向日町競輪場における令和 3 年度のミッドナイト競輪の開催が決まっていた中、一般競争入札を行うとスケジュールが間に合わないという理由もあったとのことである。

上記理由により J P F との単独随意契約によりスムーズに進めることとなり、また、単年度の支出を最小限に抑えるため、賃貸借契約とし、契約が複数年にまたがる債務負担行為に基づく契約として、議会の承認を得ることとなった。

(地方自治法)

(債務負担行為)

第 214 条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

【意見 11】単独随意契約とすることの検討について

向日町競輪場ナイター照明設備賃貸借契約は、安全確保を図りながら工程管理を行い、その後の賃借期間の運用を行えるのは包括民間委託業者である J P F のみであることや、令和 3 年度に実施が決まっていたミッドナイト競輪の開催日程を踏まえて、J P F と単独随意契約を締結している。

当該契約締結の起案においては、単独随意契約とする理由として、当該事業を行えるのは J P F のみとされているものの、実態を確認すると、限定的唯一性ではなく、電気工事も受注でき、現場の監理・監督が可能な職員が常駐している J P F が受注することにより、他の事業者が実施するよりも安価で速やかに完成できる見込みであるという有利さからの唯一性であるとのことであった。

単独随意契約は例外的な手続であることを踏まえ、契約締結の起案においては、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとする理由を具体的かつ正確に記載することが求められる。

(4) その他の契約

① 長期単独随意契約

過去3期間以上、同一契約先との長期単独随意契約が継続されている契約について確認したところ、JKA、JPF、委託場外、民間ポータル等相手方が特定人に限定されるもののみであり、問題点は認められなかった。

② 施設使用料契約

向日町会館、スポーツ施設及びバンク利用に関する収入について、短期使用は、ほとんどが自転車競技の普及及び発展のため開催される競技大会や練習会、向日市等主催の地域振興イベント等に使用許可しているものであり、それらは使用料を免除して許可している。この点、向日町競輪場設置並びに管理条例(昭和25年京都府条例第38号)第11条第2項においては、知事は、公益上その他特別の理由により必要があると認めるときは、使用料を減免することができる」とされているところ、その承認プロセスが適切に実施されているかどうかを確認した。

具体的には、「2019年向日市まつり」の会場として向日町競輪場を使用した際の使用料の免除の承認について確認したところ、向日市まつり実行委員会から京都府へ免除申請が提出されており、これに対し、使用の許可及び使用料の免除について自転車競技事務所長の決裁により承認されていることから、その手続に問題点は認められなかった。

③ 売店との契約

向日町競輪場には売店ブースが19あり、現在は14店に使用許可を出した上で、許可に基づく使用料を徴収している。向日町競輪場設置並びに管理条例に基づく使用料は、以下のとおりである。

(向日町競輪場設置並びに管理条例)

第11条第1項 使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び当該額に京都府税条例第42条の23に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を加えた額を前納しなければならない(一部省略)。

(売店の使用料収入)

- ・店舗通常使用料：1店舗につき1月 381円
- 店舗加算使用料：1店舗につき1日 2,191円

備考：加算使用料は各種競技催物等を開催する日数に応じ、通常使用料に加算して納付するものとする。

【意見 12】 場外開催時の店舗加算使用料

売店の使用料収入は、店舗通常使用料と店舗加算使用料から構成される。このうち、店舗加算使用料は向日町競輪場設置並びに管理条例別表(料金表)の備考欄に「各種競技催物等を開催する日数に応じ、通常使用料に加算して納付するものとする」と規定されており、現状は本場開催日のみが徴収対象となっており、場外開催日は売店の営業はしているものの、店舗加算使用料を徴収していない。

従前から、場外発売は主催場の催物（例えば岸和田競輪場が本場で、向日町競輪場で場外発売する場合は、岸和田市の事業）であり、向日町競輪場の催物ではないと整理されてきたことなどから、加算使用料を徴収してこなかったが、実態として売店の営業が行われていることから、場外発売開催日における店舗加算使用料の徴収の適否についても、今後、向日町競輪場のあり方検討の中で、協議されたい。

特に、施設がリニューアルされた後には、店舗の入替えや入場者数の増加が見込まれることから、場外開催日の店舗加算使用料について、再度検討を行われたい。

5.4 その他

(1) 法定交付金の還元

3.3(3)①に記した競輪振興法人への交付金を下記に再掲する。

(単位:千円)

項目 年度	J K A			
	1号交付金	2号交付金	3号交付金	計
20	230,717	205,198	43,338	479,253
21	210,246	184,434	38,611	433,292
22	168,945	145,655	32,233	346,833
23	163,726	140,760	31,549	336,035
24	87,965	70,493	29,149	187,607
25	100,161	81,919	32,078	214,157
26	104,500	84,379	32,459	221,338
27	134,150	111,540	40,807	286,497
28	100,344	80,920	31,893	213,157
29	92,225	75,494	30,190	197,909
30	95,779	73,274	30,479	199,532
元	108,127	83,018	34,433	225,577
2	117,040	87,485	34,701	239,227

上記の1号及び2号交付金は、競輪振興法人において自転車競技法の定める目的に従い、それぞれの目的に適合する補助事業に費やされる。補助金として京都府内の公益施設・団体に還元された割合は、以下のとおりである。

(単位:千円)

補助区分	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	直近5年合計
J K A 1号交付金 (京都府からの支払)		100,344	92,225	95,779	108,127	117,040	513,515
J K A 補助[翌年度] 機械工業振興事業(京都府分)		72,484	59,861	74,852	79,792	103,401	390,390
1号交付金還元割合		72.2%	64.9%	78.2%	73.8%	88.3%	76.0%
J K A 2号交付金 (京都府からの支払)		80,920	75,494	73,274	83,018	87,485	400,192
J K A 補助[翌年度] 体育事業その他公益増進目的 事業(京都府分)		104,813	36,933	8,834	10,281	81,545	242,406
2号交付金還元割合		129.5%	48.9%	12.1%	12.4%	93.2%	60.6%

1号交付金については、直近5年平均では4分の3程度が京都府内に還元されていることが分かる。2号交付金については、検診車の購入補助が3～4年に一度実施されているため、年度によって還元割合に差が出ているもの

の、概ね高い水準で還元されており、競輪事業の収益は地域貢献に役立てられていることが分かる。

① 機械振興補助実績（京都府分）

（単位：千円）

補助先	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
京都府	30,000	31,968	30,000	29,418	29,993
(地独)京都市産業技術研究所	21,600	12,384	20,952	29,333	29,920
(公財)関西文化学術研究都市推進機構	3,800	3,975	3,900	3,650	3,500
同志社大学理工学部 機械工学専攻 平田勝哉	3,337				
京都工芸繊維大学 機械工学系 西田耕介	3,747				
京都大学大学院工学研究科 横川隆司	10,000				
京都工芸繊維大学 機械工学系 山川勝史		9,561	10,000		10,000
京都大学大学院情報学研究科 星野健太		1,973			
京都大学大学院工学研究科 中西弘明			5,000		
同志社大学理工学部 電気工学科 小山大介			5,000		
(福)京都ライフサポート協会				7,391	
京都大学大学院工学研究科 四竈泰一				5,000	
同志社大学理工学部 電気工学科 松川真美				5,000	
京都大学 永木愛一郎					9,988
京都工芸繊維大学 機械工学系 北川石英					10,000
京都大学大学院工学研究科 菅瀬謙治					10,000
合計	72,484	59,861	74,852	79,792	103,401

機械工業振興の補助は、平均すれば京都府と(地独)京都市産業技術研究所とに全体の3分の2が交付されている。京都府の申請事由は「公設工業試験研究所等における機械設備拡充補助事業」であり、京都府中小企業技術センターを通じて府内の中小企業の技術水準の向上に資する設備が導入されている。

その他では、大学や大学院での研究資金として交付されている。

② 公益事業振興補助実績（京都府分）

（単位：千円）

補助先		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自転車・ モーターサイクル	(N)TOJ京都	10,000	9,008	8,834	8,931	
	(公財)京都健康管理研究会	21,500				
医療・ 公衆衛生	(一財)京都労働災害被災者援護財団	21,500				
	(一財)京都工場保健会		25,000			
	(一社)京都微生物研究所					21,450
	(一財)京都労働災害被災者援護財団					21,500
	(一財)京都予防医学センター					25,000
社会福祉の 増進	(福)大照学園	47,838				
	(福)仙人福祉事業会	2,250				
	(福)同胞会	1,725				
	(福)丹後大宮福祉会		2,925			
	(福)丹和会				1,350	
	(公社)認知症の人と家族の会					7,370
	(福)あらぐさ福祉会					2,250
	(福)菊鉦会					1,725
	(福)綾部福祉会					2,250
合計		104,813	36,933	8,834	10,281	81,545

当該補助金は検診車や福祉車両の購入に充てられることが多い。上表一番上の(N)TOJ 京都へは、自転車競技ツアー・オブ・ジャパンの京都ステージの開催関連費用（コロナ禍では中止）が補助された。

これら補助金のうち、機械振興補助が京都府・市の公設工業試験研究所にやや偏っているものの、交付先は競輪振興法人 J K A が決定するものである。

包括外部監査においては、そうした補助制度があることを広く世間に知ってもらうため、補助事業へのリンクを向日町競輪のホームページに掲載すべきである旨を意見する。現状は J K A の KEIRIN Marche（けいりんマルシェ）のページへリンクするバナーを貼っているのみであり、向日町競輪場として更なる補助制度の広報が求められる。

6 他の競輪場の状況

6.1 近隣の競輪場

日本全国では 43 の競輪場があり、近畿エリアでは向日町競輪場以外に 4 つの競輪場があるが、いずれも競合する関係にはなく、むしろ場外発売などで協力し合う関係にある。競輪ファンへのサービスを通じて全国的に競輪を繁栄させることが、各競輪場の売上に繋がると考えられる。

以下は監査人が独自に視察した際の状況を記したもので、個人の主観が含まれている点を了承されたい。

①岸和田競輪場



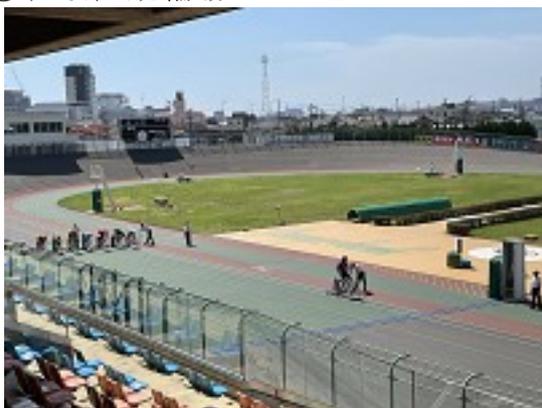
近畿エリアで唯一専用場外売場を有し、最大の開催収入がある。鉄道の最寄り駅から徒歩 6 分程度とアクセスが良く、来場者も多い。現在リニューアル第 1 期工事が完了。

②奈良競輪場



京都府と同様の県営。平成 24 年度からあり方検討委員会を設置して存廃を議論してきたが、今年度存続の方向が示された。老朽化した不要建物を順次除却している。

③和歌山競輪場



京都府と同様の県営で和歌山市駅から徒歩 8 分。コンパクトな施設で確定板とトイレ以外は老朽化を余り感じない。岸和田競輪場の工事中の期間は、代替開催を担った。

④福井競輪場



バンクの老朽化が目立つが、投票所はリニューアル済みである。スター選手が在籍し、来場者は岸和田に次いで多かった。福井駅などから無料バスが発着している。

しかし、特別競輪の誘致や売上に有利な開催日程の確保という点では、他の競輪場と若干の競争関係にはあり、特別競輪の誘致はグレードレース以外での売上実績や競輪ファン拡大に資する施設更新状況など、様々な貢献度が考慮されて全国的に決定されるものである。

6.2 他競輪場のリニューアル状況

全国各地で競輪場が設立された時期が近似しているため、施設の老朽化や来場者数の減少による過剰施設の存在は、全国の競輪場で共通の課題となっている。このため、全国の競輪場ではリニューアル工事が多く実施されており、比較検討の対象とした事例をいくつか紹介する（玉野、豊橋、岸和田、立川、広島、小松島、千葉）。

6.2.1 玉野競輪場

(1) 背景と工事時期

施設の耐震性に問題があり、来場者数の減少が顕著であった。顧客の安全確保、点在する投票窓口の集約、観戦ゾーンの完全分煙化、防災拠点の整備の4項目を優先する結果、まずはメイン観戦ゾーンとエントランスゾーンの再整備を行うこととされた(令和2年1月～令和4年3月)⁵。

(2) 配置イメージ



⁵ 玉野競輪場施設整備基本計画(玉野市：平成30年3月)P13～

(3) 工事概要

競輪開催経費の効率化のため、施設のコンパクト化を図っており、具体的には、メインスタンドと第1～4スタンド、トイレ、休憩所、食堂、電光掲示板を解体し、メインスタンド棟を新築整備するものである。また、競輪場用地内の空き地に民間収益施設を整備することとなっており、運営も含めた包括受託事業者の㈱チャリ・ロトがホテルを建設中である。

このほか、バンクの表層改修及び一部地盤改良、メッシュフェンス設置、LED照明の整備等が行われている。

(4) 予算及び財源

<p><予算>総額 20 億円</p> <p>a. 解体撤去費：3 億円 メインスタンド：1 億円 正門事務所等：1 億円 第1、第2、第3コーナースタンド：1 億円</p> <p>b. 整備事業費：17 億円 メインスタンド建設：14 億円 エントランス・コーナー観戦ゾーン面整備：3 億円</p>	<p><財源></p> <p>施設整備基金：13 億円 起債：7 億円（償還は1 億円/年）</p> 
--	--

6.2.2 豊橋競輪場

(1) 背景と工事時期

- ・バンクは昭和62年の改修から約30年経過⁶
- ・バックスタンド及び管理棟は老朽化に伴う再整備が必要で、また競輪事務所等はメインスタンド側にあると利便性が高いため、移転が望ましかった。
- ・北門エリアに十分なスペースがなく混雑していた。
- ・正門エリアは施設が老朽化していた。
- ・投票用業務機器、情報機器、メインスタンド内の空調設備や管理設備には耐用年数が経過しているものがあった。

⁶ 豊橋競輪場施設等整備計画(豊橋市：平成28年3月)P30～

第1期工事は平成28年度～平成30年度。第2期工事は令和元年度～令和4年度の予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、整備内容及びスケジュールを再検討することとされた。令和3年度に設計を委託し、年度内に設計が完了する見込みであり、予算が確保されれば令和4年度から工事に着手される。

(2) 工事概要

＜第1期工事＞

- ・バンク全面改修
- ・メインスタンド内の整備（来賓席の整備、競輪事務所と受託事業者事務所の移転、控室の整備）
- ・新管理棟の整備

＜第2期工事＞

- ・新設発売所の整備
- ・北発売所及び正門付近のリニューアル
- ・南側エリアの整備
- ・設備の更新、小規模修繕

(3) 予算及び財源

<p>＜実績＋予算＞総額 21.2 億円</p> <p>＜第1期工事实績＞ 1,242,456 千円</p> <p>競走路改修： 475,534 千円</p> <p>競技管理棟改修： 511,618 千円</p> <p>競走路照明設備整備： 190,487 千円</p> <p>メインスタンド改修： 64,817 千円</p> <p>＜第2期工事予算＞ 880,000 千円</p> <p>新設発売所の建設： 550,000 千円</p> <p>北発売所リニューアル： 60,000 千円</p> <p>北側エリアの施設解体・リニューアル： 60,000 千円</p> <p>北駐車場の整備： 50,000 千円</p> <p>メインスタンド空調更新： 100,000 千円</p> <p>南側エリアの整備： 60,000 千円</p>	<p>＜財源＞</p> <p>全て豊橋市が負担</p> <p>豊橋市競輪事業施設等整備基金を活用</p> 
--	---

第1期工事の当初予算は817,000千円であったが、実績は1,242,456千円に膨らんだ。

6.2.3 岸和田競輪場

(1) 背景と工事時期

- ・バンクは平成3年の大規模改修から26年が経過していたため、耐用年数の10年を大幅に経過しており、応急的な表層舗装改修では亀裂等を改善でき

ず、競走の安全性を確保できていなかった⁷。

- ・選手管理棟は昭和 37 年建築の鉄骨造であり、新耐震基準を満たしておらず、選手等関係者の安全が確保できていなかった。また、耐震補強による改修では耐震ブレースの設置等により施設の利用が制限され、本来の機能を確保できなかった。他にも、空調やトイレ等の設備が古く頻繁に修繕が必要な状況であった。
- ・サイドスタンドは昭和 42 年建築の鉄筋コンクリート及び鉄骨造で、コンクリート劣化による耐震強度不足の可能性が高く、観客の安全性が確保できていなかった。また、構造上、バンクと密接に関係しており、バンクの大規模改修と併せて整備が必要であった。
- ・メインスタンドの急な段差の解消や女性や家族連れ等、様々な顧客のニーズにあった空間形成と衛生面での改修が必要とされていた。
- ・競輪場用地は都市計画公園に指定されており、余剰スペースを公園として整備し、市民貢献に努めることで、集客力を高める狙いがあった。

第 1 期工事は平成 30 年度～令和 3 年度。第 2 期工事は令和 4 年度以降、財政状況等を勘案して決定される。

⁷ 岸和田競輪場施設整備計画(岸和田市：平成 30 年 6 月)P1～

(3) 工事概要

<第1期工事>

- ・選手管理棟新築、南門・早期前売り棟新築、BMXスペース整備、緑道整備
- ・解体撤去工事
- ・バンク大規模改修
- ・公園外構新設
- ・サイドスタンドA・C耐震補強工事

<第2期工事>

- ・BMX競技場の解体
- ・BMX競技場の新設
- ・選手宿舎等の新築

(4) 予算及び財源

<第1期工事> 3,660,680 千円 選手管理棟等新築ほか：2,811,600 千円 バンク改修：579,700 千円 耐震補強等：269,380 千円	<第1期工事財源> 起債（240,000 千円/年、15年で償還） 3,387,800 千円 基金取崩し：253,080 千円 耐震化にかかる国補助金：19,800 千円
---	---

市債の償還原資は競輪事業収益と基金であり、一般会計に大きな影響を及ぼさないと見込まれている。なお、第2期工事は予算・財源ともに不明である。

6.2.4 立川競輪場

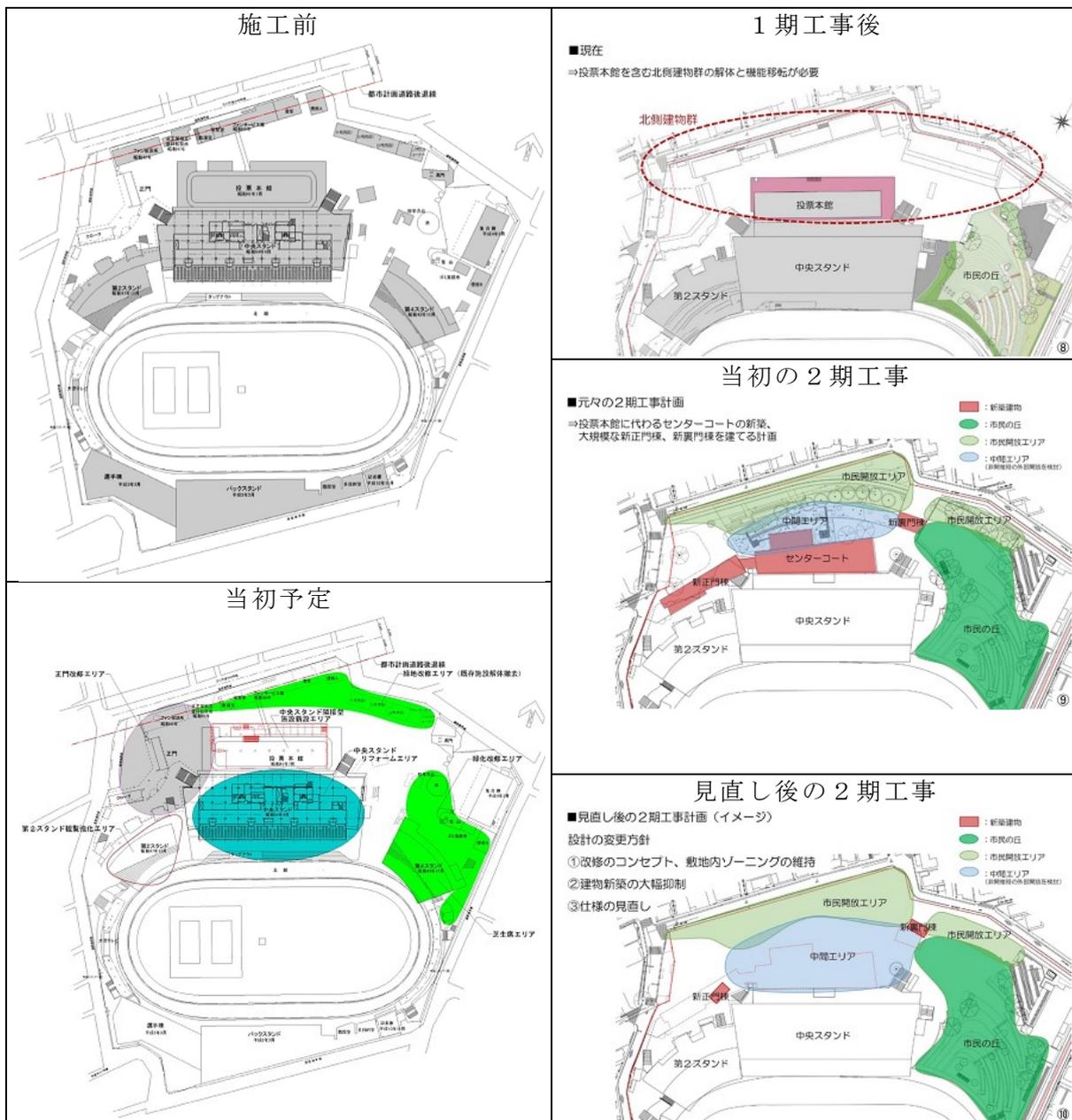
(1) 背景と工事時期

- ・入場者数が減少しており、施設規模が過大であった⁸。
- ・投票本館は昭和41年、中央スタンドは昭和54年、バックスタンドは平成3年に建設され、老朽化していることから、維持管理上の問題が頻繁に起きていた。
- ・バンクは表面に部分的なひび割れが生じており、競走安全性が確保できていなかった。
- ・電気設備、衛生設備、空調設備、配管設備についても、老朽化や耐用年数の経過が見られるものが多かった。
- ・トイレの洋式化率が35%であること、空調設備が旧式であること等、ユニバーサルデザインの導入や環境への配慮がされていなかった。

⁸ 立川競輪場施設改修基本計画（立川市：平成24年2月）P1～

第1期工事は平成24年度～平成28年度。第2期工事は令和3年度～令和6年度を予定されている。

(2) 工事図面



(3) 工事概要

当初の工事予定は、以下のとおりである。

投票本館	取壊し、跡地には投票所、食堂、事務所等を有した施設を建設
中央スタンド	耐震補強、4階フロアの改修、喫煙室設置、トイレ洋式化、空調更新
第2スタンド	耐震補強、観覧しやすいよう改修

第4スタンド	取り壊し、跡地を公園化
正門・裏門	明るいイメージに改修
バンク	安全性と市民利用を考慮し全面改修
その他	警備棟と売店を解体

しかし、東京オリンピック・パラリンピックの影響による建設単価上昇により、予算範囲内で当初設計どおりの工事を行うことが困難になり、安全面に問題のある箇所を優先し、投票本館の跡地への施設（投票所、食堂、事務所等）建設を取りやめるほか、建物の規模縮小と仕様見直しが行われることとなった。

(4) 予算及び財源

投票本館 16.7 億円、中央スタンド 14.5 億円、第2スタンド 1.4 億円
 第4スタンド 1.3 億円、正門・裏門 2.2 億円、バンク 3.5 億円
 その他 0.4 億円 計 40 億円～45.1 億円（財源は不明）

6.2.5 広島競輪場

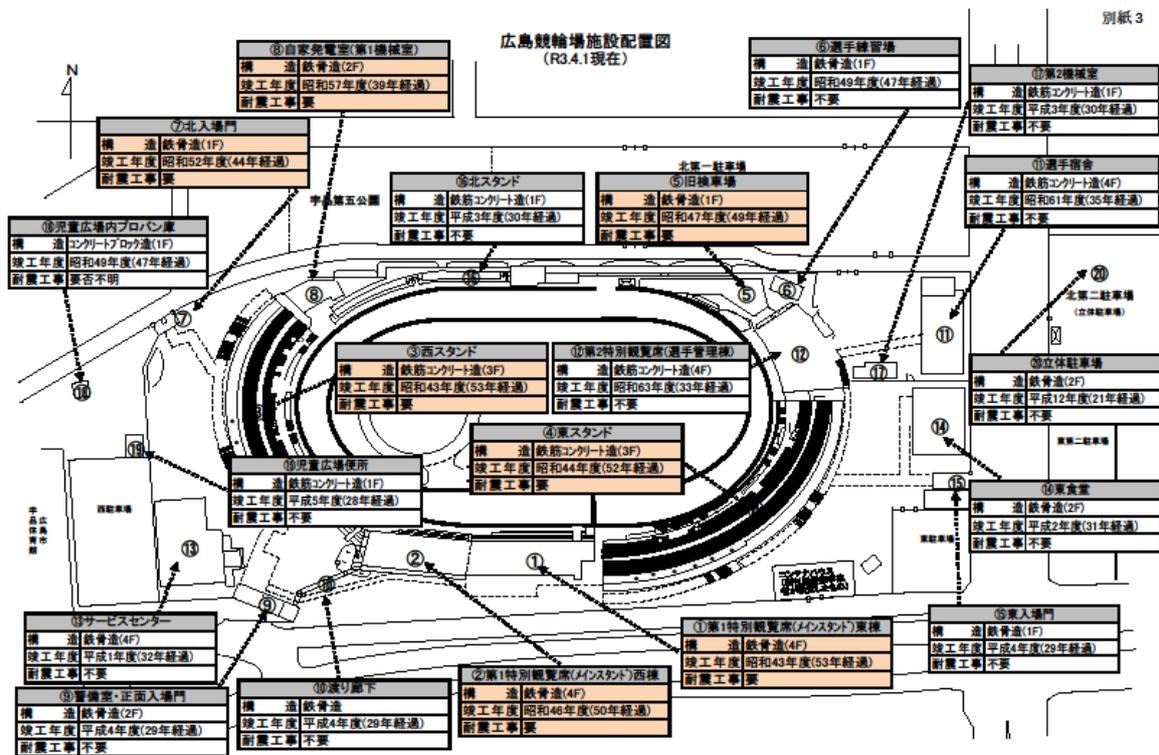
(1) 背景と工事時期

- ・メインスタンド、東スタンド、西スタンドは耐震強度が不足しており、耐震改修には多額の費用がかかる⁹。
- ・入場者数に比して施設規模が過大であり、投票所が分散配置されていて管理しにくかった。
- ・休憩所や投票所の多くは屋外であり、顧客に快適な観戦環境を提供できていなかった。

工期は令和4年度～令和7年度を予定

⁹ 広島競輪場の課題（広島市競輪運営委員会：令和3年9月）

(2) 工事図面



(3) 工事概要

上図で耐震工事を要するとされている施設については、全て解体除却の上で再整備され、再整備に当たっては、BMX走行コース等、自転車を活用したスポーツ、レジャー等が楽しめ、収益確保に資する複合施設を整備する。

(4) 予算及び財源

再整備に関する費用は事業実施者負担とし、解体除却費用のみ市が負担する。負担上限額は1,624百万円。財源は競輪事業基金13億など

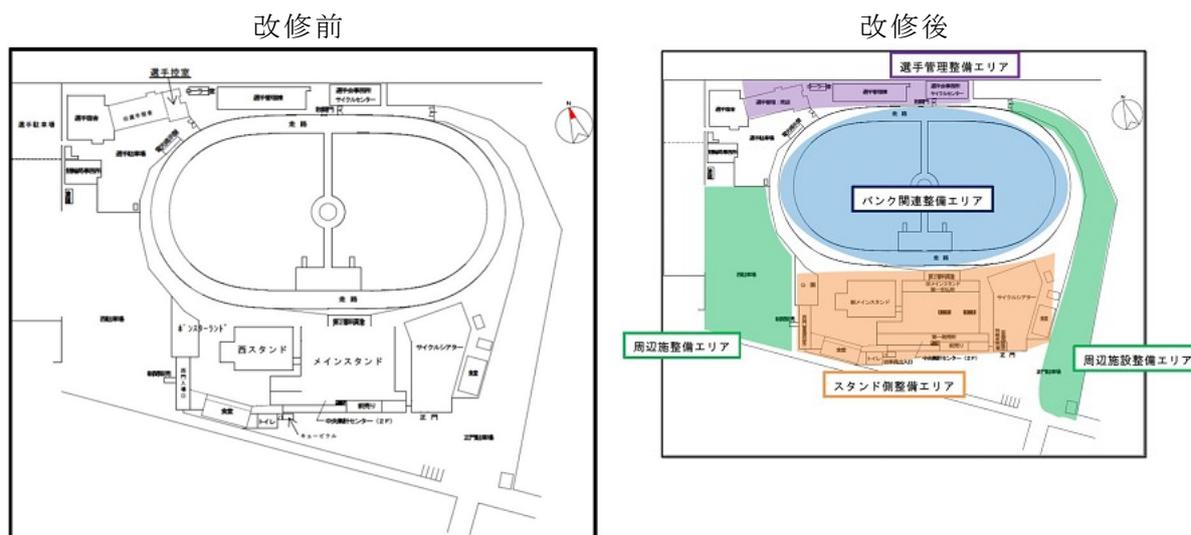
6.2.6 小松島競輪場

(1) 背景と工事時期

- ・ 経済環境の変化やレジャーの多様化、発売形態の多様化の影響により入場者数が減少し、施設規模が過大になっている¹⁰。
- ・ メインスタンドや旧選手宿舍の老朽化、耐震強度に不安があった。
- ・ バンク表面に部分的なひび割れが生じており、平成 30 年 7 月の小松島記念競輪で大量の落車が発生した。競走安全性が確保できないおそれがある。
- ・ 電気設備、衛生設備、空調設備、配管設備についても、老朽化や耐用年数の経過が見られるものが多かった。

工期は令和元年度～令和 3 年度において実施中である。

(2) 工事図面



(3) 工事概要

- ・ メインスタンド、食堂等、キュービクル、ポンスターランドの建替え
- ・ 西スタンド、西トイレ、西門入場口の解体
- ・ サイクルシアターの改修
- ・ トータリゼータシステムの移設
- ・ 新たな入場口の新設
- ・ 駐車場改修
- ・ 電光掲示板、決勝ゴールポストの撤去

¹⁰ 小松島競輪場施設整備計画(小松島市：平成 31 年 3 月)P4～

- ・選手宿舎の建て替え（女子選手対応）
- ・選手控室、ローラー室の新築 等

(4) 予算及び財源

予算上限 25 億円。財源は競輪関連基金 14 億円ほか

6.2.7 千葉競輪場

(1) 背景と工事時期

千葉市では車券売上及び来場者数が減少を続けていた競輪事業の収支が、平成 30 年には赤字となる見込みであったため、平成 29 年度末をもって廃止する方針であった¹¹。

しかし、委託先であった(株)日本写真判定（現 J P F）から同社負担のもと、国際ルールに基づく 250 競輪へと方針を転換することが提案された。これを受けて、平成 29 年に千葉市は自転車競技の国際規格走路を有する多目的施設の整備と、国際ルールでの新たな競輪による事業継続の方針を表明した。

工期は平成 30 年度～令和 3 年度であり、10 月から 250 競輪(PIST6)が開始した。

(2) 工事図面

全面解体と新築のため省略

(3) 工事概要

既存施設を全て解体し、ドーム型の多目的スポーツ施設を整備する。具体的には自転車競技のほか、フットサルや卓球等の屋内競技、e スポーツ大会やドローンレース、音楽ライブ、各種展示会の開催等が想定されている。

(4) 予算及び財源

旧施設の解体・撤去費用の上限は 15 億 2300 万円(税抜)で市が負担
多目的スポーツ施設の建設費用(約 70 億円)は受託業者 J P F が負担
財源の詳細は、競輪関連基金 9.3 億円以外は不明

¹¹ 千葉競輪場の再整備と競輪事業の継続等について(千葉市：平成 29 年 7 月)

6.3 リニューアル工事費の試算

(1) 各競輪場の工事費用集計

各競輪場で実施されているリニューアル工事の実績例及び予定を一覧にすると下表のとおりとなる。

競輪場	着工	竣工 (予定)	主な工事内容【敷地面積】※向日町56,535.89㎡	負担金額	バンク改修 の有無	デフレター (※)	デフレター 調整後	備考【収容定員】 ※向日町20,000人
玉野	2021	2022	メイン観戦ゾーンとエントランスゾーンの改修、スタンド改修、ホテル併設 【43,718.63㎡】	20億円	×	-	20.0億円	ホテル部分は事業実施者が負担【収容定員15,000人→10,000人】
豊橋	2016	2018 (第1期)	<第1期工事> ・バンク全面改修 ・メインスタンド内の整備（来賓席の整備、競輪事務所と受託事業者事務所の移転、控室の整備） ・新管理棟の整備 <第2期工事> ・新設発売所の整備 ・北発売所及び正門付近のリニューアル ・南側エリアの整備 ・設備の更新、小規模修繕 【42,701.06㎡】	第1期 12.4億円 第2期 8.8億円	○	107.6%	22.8億円	第1期は当初8.1億円の予算であった。
岸和田	2018	2021 (第1期)	<第1期工事> ・バンク全面改修 ・メインスタンド、選手管理棟リニューアル ・サイドスタンド耐震補強 <第2期工事> ・BMX競技場の移設 ・選手宿泊棟の建設 【47,739㎡】	第1期 36.6億円 第2期 不明	○	102.2%	37.4億円	
立川	2015	2016 (第1期)	バンク全面改修、投票本館の取り壊し、中央スタンドの耐震補強および改修、第2スタンドの耐震補強および改修、第4スタンドの取り壊しと跡地公園化、正門・裏門の改修、警備棟と売店の解体 【44,502㎡】	40億円	○	107.9%	43.2億円	工事費上昇により1期・2期とも仕様変更【収容定員30,600人→15,000～20,000人】
広島	2022	2026	全面解体し、複合施設を再整備 【67,371.72㎡】	解体 16.2億円	×	-	16.2億円	解体撤去費用のみ市が負担し、再整備は事業実施者が負担する。
小松島	2020	2021	・メインスタンド・ボンスターランド建て替え等 ・バンク表層改修及び一部地盤改良、電光掲示板撤去等 ・選手宿舍・選手控室建て替え等 【37,822㎡】	25億円	△	-	25.0億円	【整備前収容定員5,000人】
千葉	2018	2021	全面解体し、ドーム型多目的施設を再整備 【44,316.18㎡】	解体 15.2億円	○	102.2%	15.5億円	解体撤去費用のみ市が負担し、再整備は事業実施者が負担する。 【整備前収容定員35,000人】

※ 建設工事費デフレターは年度単位での最新データ（令和2年度暫定）の「建設総合」の指標を着工年度の指標で割り戻した数値である。

現時点で同じ内容の工事を実施しようとしても、近年、建設工事にかかる

費用は増加傾向であるため、各事例と同水準で実施することは難しい。

このため、同様のリニューアル工事を現時点で行った場合の工事費は、国土交通省の公表している建設工事費デフレーターを用いて簡易的に時点修正計算を行って試算した。

豊橋競輪場については第1期工事が完了しており、予算8.1億円に対して実績が12.4億円と、予実比が153%になっている。表中の第2期工事予算8.8億円は第1期予算と同時期に計上されたものであるため、この153%を乗じた13.5億円程度と見積もるのが現実的と言える。

したがって、現時点で同等の工事を実施した場合の総工事費用は12.4億円+13.5億円に建設工事費デフレーターの107.6%を調整した27.8億円と推定する。

立川競輪場については、工事単価が相当に上昇していたため、当初の計画どおりに工事を実施することができなかった。立川市は予算を増やすのではなく、当初予定していた工事の規模を縮小することでこれに対応している。このため、本来の総工事費用は40億円を上回る。

(2) 向日町競輪場でのリニューアル費用の想定

仮に向日町競輪場でリニューアル工事を実施すると仮定した場合に、どの程度の工事費用が必要となるかを早い段階から把握しておくことは、競輪場の存廃判断や資金調達計画の事前準備の観点から有意義であると考えられる。

向日町競輪場のリニューアル工事を行う場合は、①既存施設の解体②バンクの全面改修③メインスタンド（現在の中央投票所及び中央スタンドのことをいい、場合によっては、第3投票所及び特別観覧席との統合もあり得る。）の建設が主になると想定される。これらに要する金額を見込むため、他の競輪場の予算又は実績から工事金額の目安を算出する。

① 解体費

工事に占める解体費の金額が明示されている競輪場は少なく、その金額も3億円（玉野）～16.2億円（広島）と幅が大きい。広島競輪場と同じく、ほぼ全面解体を行った千葉競輪場も15億円である。

複合施設を整備しようとする広島競輪場や従来とは異なるドームを建設

する千葉競輪場は、完全な更地化まで実施する必要がある、それにより費用が高額となっているものと推測される。玉野競輪場は敷地面積が向日町競輪場よりも狭く、居住地域から離れているため、参考程度に留めるべきであろう。

以上を踏まえると、解体費は 10～15 億円を見込むべきと思われる。

② バンク全面改修

バンク全面改修に要する費用が明示されているのは豊橋競輪場、岸和田競輪場及び小松島競輪場であり、このうち小松島競輪場については全面改修ではなく、表層改修及び一部地盤改良である。豊橋競輪場及び岸和田競輪場では工事費を 4.8～5.8 億円と見込んでおり、バンク全面改修に要する費用は 5～6 億円を見込むべきであろう。

③ メイン施設の建替え

競輪場の主たる建物であるメインスタンド施設の建設については、玉野競輪場の 14 億円と小松島競輪場の 15 億円が参考になろう。ただし、小松島競輪場は、旧施設の解体費用が幾分この中に含まれている。これも踏まえた上で、15 億円程度と想定する。

④ その他

各競輪場とも、リニューアルの際には正門や選手管理棟、選手宿舎、周辺公園施設等、多様な工事を併せて行っている。向日町競輪場の選手管理センターや選手宿舎は、他の施設と比べると比較的建設してから年数が経過していないため、工事を行う時期ではないと思われる。どのような工事を実施するかは競輪施行者である京都府の判断になるが、京都府としては、事業者、選手会及び府民の声を聞いた上で将来プランを企画することが求められる。

以上により、向日町競輪場のリニューアル工事を行うに当たっては、①～③の合計である 30～36 億円と、④の追加で実施する工事費用の合計を見込んでおく必要があると思われる。

7 将来収支シミュレーション

7.1 今後の収支見通し

(1) 収支見通しの前提条件

向日町競輪場の今後の存廃の判断や施設リニューアルの検討においては、今後の収支がどのように推移するかが最も重要である。

そこで、監査人において、直近の向日町競輪場の収支状況を踏まえ、令和3年度の上期実績に基づく通期見込数値を初年度のベースとした上で、以下のとおり、シミュレーションを行った。

まず、競輪最高会議において策定された中期基本方針では、令和7年度までの全国ベースでの車券売上目標が以下のとおり設定されている。

年度	目標額	増収率 (対前年比)
令和2年度	7,500 億円	<実績値>
令和3年度	8,000 億円	106.7%
令和4年度	8,500 億円	106.3%
令和5年度	9,000 億円	105.9%
令和6年度	9,500 億円	105.6%
令和7年度	1 兆円	105.3%

競輪最高会議の中期経営方針では、令和7年度での車券売上収入1兆円達成を目標とし、令和2年度の実績から毎年500億円を上積みする計画となっている。通常、このような右肩上がりの計画は楽観的な計画であるとされ、目標としての意味を考慮して実現不能度合を減ずることが一般的である。

しかし、令和3年度の上期6ヶ月が経過した途中時点では、全国競輪は既に4,475億円の売上を達成している。下期の売上を保守的に4,471億円と見積もっても、年間売上は8,946億円と令和5年度の目標9,000億円に迫り、計画を2年前倒しで達成しかねない勢いである。

このため、本監査報告書における将来収支シミュレーションでは、向日町競輪場の令和3年度の上期実績に基づく年間収支見込みを計算のベースに置いた上で、将来収入は競輪最高会議の伸び率を乗じて算定することは、楽観的な増収見込みではなく、むしろ、現実的又は抑制的な増収見込みであると判断した（ケースⅠⅡ）。

なお、現在の売上増加の勢いが今後も多少続く可能性を考慮し、上振れ率

が続く場合もケースⅢとして試算した。

		ケースⅠ ＜向日町上期実績適用＋ 競輪最高会議増収率＞	ケースⅡ ＜全国上期実績適用＋ 競輪最高会議増収率＞	ケースⅢ ＜全国上期実績適用＋ 全国上振れ継続＞
車券売上 収入	令和3年度	上期は向日町競輪の実績であり、下期は向日町競輪の上期実績の1レース当たり平均値に開催予定レース数を乗じて算出	上期は向日町競輪の実績であり、下期は全国の上期実績の1レース当たり平均値に開催予定レース数を乗じて算出	同左
	令和4年度 及び 令和5年度	競輪最高会議作成の中期経営基本方針における令和7年度までの車券売上目標から算出した増収率(約+6%)を前年見込売上に乗じる。	同左	令和3年度通期見込額の当初目標額からの上振れ率が令和4年及び5年以降においても継続すると仮定した増収率を前年見込売上に乗じる。
その他収入		受託事業収入については受託場外売上の見込みに応じて変動するが、それ以外の収入については令和3年実績見込を据置き		
支出		人件費については令和3年度実績見込みを据置き。的中車券払戻金や法定交付金等の支出については、売上の変動と連動するものとみなし、売上に一定割合を乗じた金額で設定		

(2) 収支シミュレーション結果の概要

上記方針を前提とした今後3年間の収入、支出及び収支のシミュレーション結果の概要は、ケースⅠからケースⅢまでそれぞれ以下のとおりである。なお、令和3年度の一般会計繰出金は府議会の議決を経た当初予算額である。

(単位：百万円)

	ケースⅠ			ケースⅡ			ケースⅢ		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
車券売上収入	21,637	21,782	23,067	21,100	21,344	22,600	21,100	23,746	27,971
入場料・その他収入	444	560	591	444	560	591	444	560	591
収入計	22,081	22,342	23,658	21,544	21,904	23,191	21,544	24,305	28,562
前年度繰越金	1,106	1,047	1,675	1,106	1,036	1,659	1,106	1,023	1,815
歳入計	23,187	23,389	25,333	22,650	22,940	24,850	22,650	25,328	30,376
支出計	21,440	21,713	22,900	20,914	21,280	22,439	20,927	23,514	27,437
(うち公営競技納付金)	(44)	(138)	(142)	(44)	(134)	(139)	(44)	(134)	(158)
一般会計繰出金	700	0	0	700	0	0	700	0	0
歳出計	22,140	21,713	22,900	21,614	21,344	22,439	21,627	23,514	27,437
次年度繰越金	1,047	1,675	2,433	1,036	1,659	2,411	1,023	1,815	2,939
単年度純収支	641	628	758	630	624	752	617	791	1,125
公営競技納付金を除く収支	685	766	900	674	758	891	661	926	1,283

車券売上収入では、令和3年度に大阪・関西万博協賛競輪(FI)の枠外開催があり、1開催多くなったため、令和4年度以降の収入増加幅は小さくなる。

固定分解で記したとおり、支出の大半は変動費であるため、車券売上収入の増加に伴い支出も増加している。

基金への積立てなしに収支が増加すれば、少なくない公営競技納付金が発生し、翌年度に支出負担が生じることとなる(なお、大阪・関西万博への協賛金支出が令和4年度に約22百万円発生すると見込まれる)。

(3) 収支シミュレーション結果詳細

① ケースI <向日町上期実績適用+競輪最高会議増収率>

ケースIの今後3年間の収支見通し試算結果は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

項 目		年 度			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
開 催 日 数		60日	58日	58日	
入 場 者 数		23,721人	29,862人	29,862人	
歳 入	前 年 比	173.88%	100.67%	105.90%	
	車 券 売 上 収 入	21,637	21,782	23,067	
	入 場 料 収 入	2	2	2	
	そ の 他 収 入	442	558	589	
	計	22,081	22,342	23,658	
	前 年 度 繰 越 金	1,106	1,047	1,675	
	歳 入 計	23,187	23,389	25,333	
歳 出	総 務				
	人 件 費	57	57	57	
	開 催 経 費	的 中 払 戻 金	16,197	16,306	17,268
		法 定 交 付 金	935	960	986
		選 手 賞 金	602	598	598
		場 外 車 券 売 場 設 置 経 費	2,513	2,497	2,644
		そ の 他 開 催 経 費 (うち包括民営委託料)	1,135 (464)	1,295 (443)	1,346 (469)
		(うち公営競技納付金)	(44)	(138)	(142)
	計	21,440	21,713	22,900	
	一 般 会 計 繰 出 金	700	0	0	
歳 出 計	22,140	21,713	22,900		
次 年 度 繰 越 金	1,047	1,675	2,434		
単 年 度 純 収 支	641	628	758		
収 益 率	2.90%	2.81%	3.21%		
公 営 競 技 納 付 金 を 除 く 純 収 支	685	766	900		

今後の車券売上収入を予測するに当たり、ケースIでは令和3年度は向

日町競輪の上半期実績 12,279 百万円をベースに通期の収入を見積もり、令和 4 年度以降は競輪最高会議の増収率を用いて車券売上収入を試算した。

上記の考え方に基づいた令和 3 年度から令和 5 年度のグレード別の売上収入合計は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

グレード	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
平安賞	4,729	117.9%	5,112	108.1%	5,414	105.9%
F I	8,180	215.7%	7,073	86.5%	7,490	105.9%
F II	1,323	77.6%	1,406	106.3%	1,489	105.9%
ミッドナイト	7,405	248.9%	8,191	110.6%	8,675	105.9%
合計	21,637	173.9%	21,782	100.7%	23,067	105.9%

- ・ 令和 3 年度が無観客開催となった平安賞は、令和 4 年度以降に本場売上分を追加した。
- ・ 令和 3 年度は大阪・関西万博協賛競輪の特別開催が予定されており、車券売上収入が 1,550 百万円と見込まれている。この特別開催と、前年度の F I クラスは緊急事態宣言によって 6 開催予定が 2 開催中止であったため、令和 3 年度の車券売上収入は前年度比 215.7% の 8,180 百万円と試算された。
- ・ 収益性の高いミッドナイト競輪が令和 3 年度は 8 レース開催され（令和 2 年度は 4 レース）、車券売上収入が前年度比 248.9% の 7,405 百万円と試算された。
- ・ F II クラスは、令和 3 年度では 4 レースに減少する予定で（令和 2 年度は 5 レース）、車券売上収入は前年度比 77.6% の 1,323 百万円と試算された。

〔開催日数については、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で 3 開催が中止となったが、令和 3 年度は予定どおり開催され、開催日数が 17 日増加すると見込む。〕

上記の結果、令和 3 年度の車券売上収入は前年度比 173.9% の 21,637 百万円と試算された。令和 4 年度は、上記の大阪・関西万博協賛競輪の反動減で F I の売上が前年度比 86.5% に減少すると見込まれるが、その他は競輪最高会議の目標増収率を達成すると見込んだ。

その他収入に含まれる受託場外による収入額も上記増収率を見込んでいるが、受託場外発売は減少する可能性がある（R4 で 6 百万円、R5 で 12 百万円程度。シミュレーションに与える影響は小さい）。なお、受託場外発売に係る経費は受託場外による収入額と相殺していない状態である（ケース II・III においても同じ）。

3.3 支出や 3.5 収支の改善状況に記載のとおり、支出の大半は車券売上に

連動して変動する変動費である。

この結果、公営競技納付金支出前の純収支は 685 百万円→766 百万円→900 百万円で推移する見込みである。

② ケースⅡ＜全国上期実績適用＋競輪最高会議増収率＞

ケースⅡの今後3年間の損益見通し試算結果は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

項 目		年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		ケースⅠと同じ			
開 催 日 数					
入 場 者 数					
歳 入	前 年 比		169.56%	101.16%	105.88%
	車 券 売 上 収 入		21,100	21,344	22,600
	入 場 料 収 入		2	2	2
	そ の 他 収 入		442	558	589
	計		21,544	21,904	23,191
	前 年 度 繰 越 金		1,106	1,036	1,659
歳 入 計			22,650	22,940	24,850
歳 出	総 務	人 件 費	57	57	57
	開 催 経 費	的 中 払 戻 金	15,783	15,966	16,905
		法 定 交 付 金	912	942	966
		選 手 賞 金	588	586	586
		場 外 車 券 売 場 設 置 経 費	2,450	2,447	2,591
		そ の 他 開 催 経 費 (うち包括民営委託料)	1,124 (452)	1,283 (434)	1,334 (460)
		(うち公営競技納付金)	(44)	(134)	(139)
	計		20,914	21,280	22,439
	一 般 会 計 繰 出 金		700	0	0
	歳 出 計			21,614	21,280
次 年 度 繰 越 金			1,036	1,659	2,411
単 年 度 純 収 支			630	624	752
収 益 率			2.92%	2.85%	3.24%
公 営 競 技 納 付 金 を 除 く 純 収 支			674	758	891

ケースⅡでは、令和3年度上期の車券売上収入は向日町競輪場の実績に基づき、下期は全国の上期実績の1レース当たり平均値(下表参照。向日町よりもやや低い)に開催予定レース数を乗じて算出した。

(単位：百万円)

	令和2年度 下期実績 ①	令和3年度 上期実績 ②	令和2年度下期 令和3年度上期 の単純平均 ③=(①+②)/2	令和3年度上期 に令和2年度下 期からの増減率 を乗算 ④=②/①×③	令和3年度1節 当たり見積額 (①～④の平均)
F I (通常枠)	1,071	1,000	1,036	934	1,010
F II	366	404	385	447	401
ミッドナイト	895	925	910	956	922

※ 大阪・関西万博協賛競輪については個別に見積もり、上記には含まない

(単位：百万円)

グレード	車券売上収入 1レース平均	開催予定 レース数	下期見込み 車券売上収入
F I (通常枠)	1,010	3回	3,030
F I (大阪・関西万博協賛競輪)	1,303	1回	1,303
F II	401	2回	801
ミッドナイト	922	4回	3,686
合計		-	8,821

令和4年度及び令和5年度については、ケースIで用いた競輪最高会議の増収率を用いて算出した。

上記の考え方に基づいた令和3年度から令和5年度までのグレード別の売上収入は以下のとおりで、ケースIより抑制的な見込みとなった。

(単位：百万円)

グレード	令和3年度			令和4年度		令和5年度	
	上期実績	下期見込	通期	見込み	前年度比	見込み	前年度比
平安賞	4,749	-	4,749	5,131	108.0%	5,433	105.9%
F I	3,307	4,334	7,641	6,958	91.1%	7,368	105.9%
F II	663	801	1,464	1,556	106.3%	1,647	105.9%
ミッドナイト	3,561	3,686	7,246	7,699	106.3%	8,152	105.9%
合計	12,279	8,821	21,100	21,344	101.1%	22,600	105.9%

この結果、公営競技納付金支出前の純収支は、674百万円→758百万円→891百万円で推移する見込みである。

③ ケースIII <全国上期実績適用+全国上振れ継続>

最後に少し強気な見積りとして、ケースIIIの今後3年間の損益見通しの試算結果を以下のとおり記す。

(金額単位：百万円)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
開 催 日 数 (日)		ケース I と同じ			
入 場 者 数 (人)		ケース I と同じ			
歳 入	前 年 比	169.56%	112.54%	117.79%	
	車 券 売 上 収 入	21,100	23,746	27,971	
	入 場 料 収 入	2	2	2	
	そ の 他 収 入	442	558	589	
	計 (A)	21,544	24,305	28,562	
	前 年 度 繰 越 金	1,106	1,023	1,815	
繰 入 計 (B)	22,650	25,328	30,376		
歳 出	総 務	人 件 費	57	57	57
		的 中 車 券 払 戻 金	15,795	17,776	20,939
	開 催 経 費	法 定 交 付 金 等	912	1,041	1,187
		選 手 賞 金	588	586	725
		場 外 車 券 売 場 設 置 経 費	2,450	2,722	3,206
		そ の 他 開 催 経 費 (うち包括民間委託料)	1,124 (452)	1,331 (483)	1,462 (569)
		(うち公営競技納付金)	(44)	(134)	(158)
		計 (C)	20,927	23,514	27,437
	一 般 会 計 繰 出 金	700	0	0	
歳 出 計 (D)	21,627	23,514	27,437		
次 年 度 繰 越 金	1,023	1,815	2,939		
単 年 度 純 収 支	617	791	1,125		
収 益 率	2.86%	3.26%	3.94%		
公 営 競 技 納 付 金 を 除 く 純 収 支	661	926	1,283		

今後の車券売上収入の予測については、令和3年度はケースⅡと同様である。令和4年度及び令和5年度については、(i)令和3年度の全国競輪着地見込みの当初目標からの上振れ率を算出し、(ii)その上振れ率を令和4年及び令和5年の当初増収率に加味して見込み売上を算出した。

(i) 令和3年度の全国車券売上収入上振れ率

年度	当初目標額	前年比 ①	着地見込み	着地見込 前年比 ②	上振れ率 ②-①
令和3年度	8,000 億円	106.7%	8.900 億円	118.7%	11.9%

(ii) 令和4年及び5年の全国目標増収率に上振れ実績分を加味

年度	当初目標 増収率 ①	令和3年度 上振れ率 ②	上振れ分 加味後増収率 ①+②
令和4年度	106.3%	11.9%	118.2%
令和5年度	105.9%	11.9%	117.8%

上記の考え方に基づいた令和3年度から令和5年度までのグレード別の売上収入は以下のとおりである。

(金額単位：百万円)

グレード	令和3年度	令和4年度		令和5年度	
	通期	見込み	前年度比	見込み	前年度比
平安賞	4,749	5,708	120.2%	6,724	117.8%
F I	7,641	7,741	101.3%	9,119	117.8%
F II	1,464	1,730	118.2%	2,038	117.8%
ミッドナイト	7,246	8,565	118.2%	10,090	117.8%
合計	21,100	23,476	111.3%	27,971	117.8%

この結果、最も強気に見込んだ場合の公営競技納付金支出前の純収支は、661百万円→926百万円→1,283百万円で推移する見込みである。

(4) 各ケースの単年度純収支

シミュレーション結果における、各ケースの単年度純収支を以下に再掲する。

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケースⅠ	641	628	758
ケースⅡ	630	624	752
ケースⅢ	617	791	1,125

ケースⅠとケースⅡは売上予測が数億円異なるものの、向日町競輪場の変動費率が高いため、多少の売上増減では純収支にほとんど影響を与えない結果となった。

ケースⅢは現下の好調な増収傾向が今後も更に続くという、かなり強気の売上予測であるが、言い換えれば現下の増収傾向がいかに規格外に伸ばしたペースとなっているかを示しているものである。

7.2 リニューアル工事実施の収支シミュレーション

上記の収支シミュレーション結果のうち、もっとも低いケースⅡをベースに、6.3にて試算したリニューアル工事費の収支シミュレーションを実施する。

リニューアル工事費の総額は、①解体費＋②バンク全面改修＋③メイン施設の建替えの合計30～36億円と、④追加実施工事費用10億円の合計として、45億円を見込むこととした。

(単位：百万円)

<ケースⅡベース>		0期目	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	6期目	7期目	期間合計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
単年度純収支	630	624	752	752	752	752	752	752	752	5,888
一般会計繰出金	700	100	100	100	100	100	100	100	100	800
設備投資償還			650	650	650	650	650	650	650	4,550
次年度繰越金	1,036	1,560	1,562	1,564	1,566	1,568	1,570	1,572	1,574	
基金積立による 公営競技納付金軽減額		134	139	139	139	139	139	139	139	1,107
一般会計繰出追加額		100	100	100	100	100	100	100	100	800
改め次年度繰越金		1,594	1,635	1,676	1,717	1,758	1,799	1,840	1,881	

- ・ 収支シミュレーションの令和5年度の結果が将来にわたって維持されると仮定する。
- ・ 計画0期目でリニューアルの基本方針が決議され、計画1期目から設備投資の償還が始まると単純化して仮定する。
- ・ 毎年度、一般会計への繰出1億円を維持した場合、リニューアル資金45億円は、毎年度6.5億円の償還によって7年間で完了することとなる。

全国競輪の好調がどこまで維持されるかは誰も保証することはできないが、現下の活況を鑑みるに5年程度は好調を維持できるのではないかと考える。そして、その後に多少勢いが落ちたとしても、その後の5年程度は十分高い水準にあるものと推測される。

何より、多少売上が落ちたとしても、向日町競輪場は赤字になりにくい体質となっているため、償還計画に重大な危機をもたらす可能性は相当に低いと考えられる。

つまり、7年程度の償還計画であれば、向日町競輪場の勢いがある間に、償還を完了できる可能性が高いと判断する。

なお、仮に計画0期目で基金条例を制定して、設備投資の基金を積み立てた場合、公営競技納付金のほぼ全額が削減可能と見込まれる。削減できた公営競技納付金を原資に、一般会計繰出金を1億円追加して2億円とすることが可能と見込まれることを付言する。

8 競輪関係者の考え

競輪の関係者をグループ分けすると、ファン（潜在的ファン、将来的ファンを含む。）、競輪選手と運営者の3つに分けられる。ここでは、①平成30年度にJKAによって実施された『競輪場来場者』に対するアンケート調査－2019年度 競輪定点観測調査』をもとに既存競輪ファンの行動を分析し、②日競選京都支部に所属する選手へのインタビューを通じて選手の行動を分析し、③平成27年12月に日本写真判定(株)（現JPF）により京都府に提案された『向日町競輪場開催業務企画提案書』及び添付資料』（以下「提案書」という。）をもとに、事業者の行動を分析することとする。

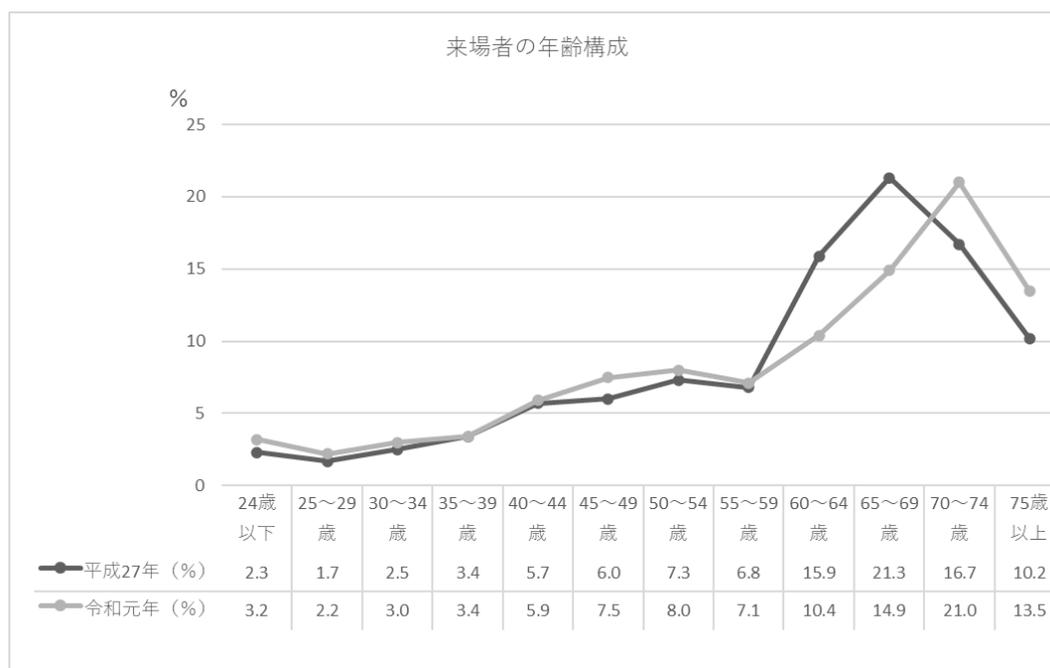
8.1 既存競輪ファン

平成30年度にJKAによって実施された『競輪場来場者』に対するアンケート調査－2019年度 競輪定点観測調査』は、令和元年11月から令和2年1月までにかけて全国18場で来場者2,800人に対して実施されたアンケート調査で行われた。

本調査は平成13年（2001年）、平成15年（2003年）、平成19年（2007年）、平成23年（2011年）、平成27年（2015年）に続いて実施された。

なお、当該調査の対象に向日町競輪場は含まれていない。

(1) 全国の来場者の属性



来場者の年齢構成は、60歳以上が全体の6割を占めているが、前回の平成27年（2015年）と今回の令和元年（2019年）調査を比較すると、60歳以上の中でも5歳程度の高齢化が進んでいることがわかる。これは、前回の調査から、年月の経過の分だけ高齢化が進んだと考えられる。

来場者の性別構成

	男性	女性	無回答
平成15年	90.9%	9.1%	0.0%
平成19年	90.7%	9.1%	0.2%
平成23年	90.6%	8.8%	0.6%
平成27年	89.2%	10.1%	0.7%
令和元年	86.8%	10.5%	2.7%

男女比では男性9割、女性1割の比率でやや女性が増加傾向にあるが、大きな変化はない。

来場者の職業構成（年度別平均）

	勤め人	自営・自由業	その他の職業	無職	無回答
平成27年	35.2%	16.5%	12.6%	35.4%	0.4%
令和元年	35.1%	15.2%	13.0%	34.1%	2.7%

来場者の職業構成（令和元年調査：競輪場別）

	勤め人	自営・自由業	その他の職業	無職	無回答
いわき平	51.0%	13.2%	9.3%	16.6%	9.9%
前橋	18.0%	18.0%	13.5%	45.5%	5.0%
宇都宮	20.8%	15.8%	9.4%	51.0%	3.0%
京王閣	43.2%	16.0%	18.4%	20.9%	1.5%
松戸	27.1%	18.6%	12.4%	41.1%	0.8%
川崎	35.1%	13.2%	9.8%	41.0%	1.0%
静岡	41.9%	13.3%	12.3%	31.6%	1.0%
名古屋	26.3%	16.5%	16.5%	36.8%	3.8%
富山	46.4%	15.0%	9.8%	23.5%	5.2%
四日市	50.6%	13.8%	15.0%	17.5%	3.1%
奈良	22.2%	19.6%	9.2%	45.8%	3.1%
和歌山	32.7%	12.7%	12.7%	40.0%	2.0%
広島	23.6%	10.0%	13.6%	51.8%	0.9%
高松	38.7%	20.8%	12.3%	25.5%	2.8%
松山	43.1%	13.7%	17.6%	24.8%	0.7%
小倉	39.5%	15.8%	16.7%	28.1%	0.0%
武雄	37.1%	14.4%	8.9%	37.9%	1.6%
別府	30.7%	14.2%	18.1%	33.9%	3.1%

来場者の職業をみると、無職、自営・自由業の割合が多いものの、勤め人も一定程度の割合を占めている。個別の競輪場を見ると、いわき平競輪場で51.0%、四日市競輪場で50.6%となっており、2場については「勤め人」の割合が過半数となっている。競輪場の立地や地域特性によって、来場ファン層に違いがあることがわかる。

(2) 新規ファン開拓とファン連鎖

競輪ファンが、競輪を始めるきっかけをまとめたものが下表である。

競輪をはじめたきっかけ(上位3つまでの複数回答)

	CMや広告を見て	TVのレース中継・新聞等の記事を見て	話題の選手がいた	友人・知人に誘われて	競輪場が近くにあった	子供のころ親と一緒に来ていた	自転車が好き	ギャンブルが好きだから	その他
平成27年	7.7%	16.6%	8.8%	45.7%	28.8%	6.7%	9.2%	19.1%	13.5%
令和元年	9.9%	14.3%	8.2%	44.9%	28.2%	6.6%	8.3%	17.2%	13.2%

「友人・知人に誘われて」が45%程度と最も高く、「競輪場が近くにあった」が28%程度と合計で73%となっている。TV、新聞又は雑誌といったメディア経由が24%程度であることを考えると、古典的なルートが入口となっていることがわかる。

競輪を始めた年齢については、50.2%が20代と回答していることから、若年層に対してアピールすることが最も有効であると考えられる。

次に、誰かを競輪に誘う場合の今のアピールポイントをまとめたものが下表である。

誰かを競輪に誘う場合の今のアピールポイント(5つまでの複数回答)

	競輪場施設がきれいな事	レース自体が面白い事	人間の脚力を使うスポーツ	オリンピック種目になっている事	推理の面白さ	高額配当が期待できる事	当たりやすい車券もある事	いつもどこかの場でやっている事	場内の雰囲気や解放感	従業員の接客態度がよい事	その他
平成27年	28.1%	48.6%	34.9%	17.3%	41.4%	24.5%	23.0%	15.9%	21.7%	6.6%	29.0%
令和元年	29.1%	47.8%	34.3%	18.3%	37.1%	21.3%	23.6%	16.0%	22.7%	18.3%	26.2%

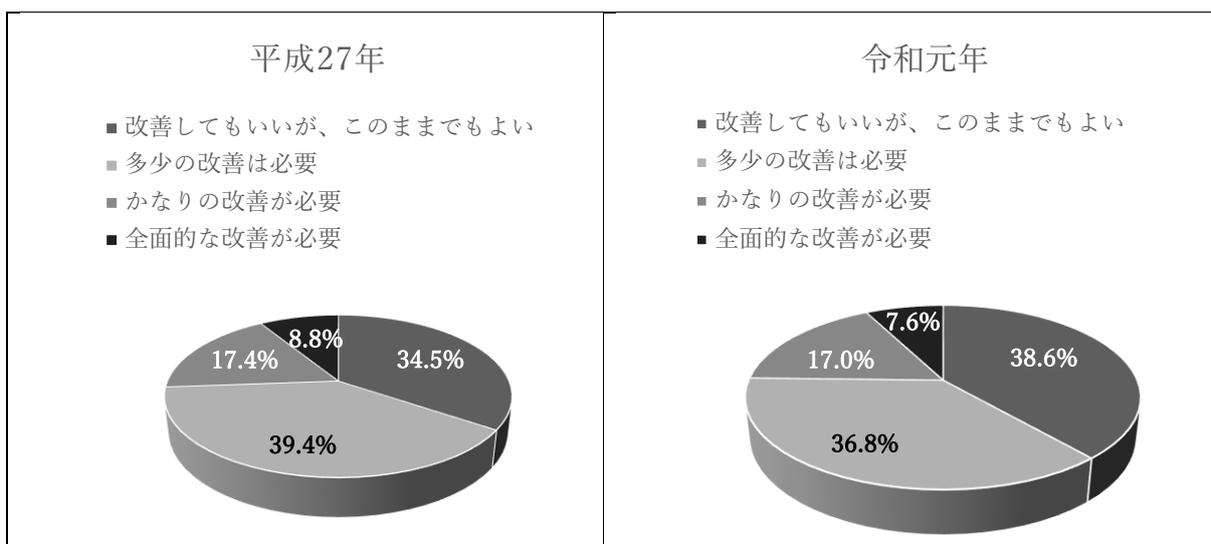
アピールポイントは「レース自体が面白い」「推理の面白さ」「人間の脚力を使うスポーツ」「オリンピック種目になっている」などが挙げられている。このことから、「スポーツ」「オリンピック」というキーワードが競輪ファンに一定程度認知されていることは、競輪施行者等の施策が功を奏したといえるのではないだろうか。

既にリニューアル工事が完了している、いわき平競輪場、前橋競輪場、武雄競輪場については、回答者の40%以上が「競輪場がきれいなこと」をアピールポイントに挙げていることも注目される。また、若年層の回答では、「いつもどこかの場でやっている」点をアピールポイントに挙げている割合が若干高くなっており、いつでも競輪を楽しめることを若年層にアピールすることが効果的であると考えられる。

(3) 新規ファン導入に必要な改善

2・3年前と比較した競輪場の運営及びサービスの向上度について、「非常によくなった」が18.4%、「多少良くなった」が38.0%と合計56.4%と過半数を超えている。

新規ファンを獲得するための改善の必要性について、まとめたものが下図である。



前回と今回を比較しても、大きな変動はなく「このままでもよい」「多少の改善は必要」で全体の75%を占めている。

設備面の改善点について、「満足している」が、全体では 17.8%であるが、改修工事が終わった競輪場については 20%～34%の水準となっており、施設のリニューアルは一定程度の改善効果があることがわかる。

運営面についての改善点について、「ビギナーへの配慮が十分でないこと」が 25.9%と最も高くなっており、若年層では 41.4%が改善点に挙げている。

8.2 競輪選手

日競選京都支部の支部長及び副支部長を含め、合計 3 名の競輪選手（以下「選手」という。）にインタビューを行った。インタビューにおいて、向日町競輪場は所属選手にとってどのような場所であるか、選手から見た競輪の魅力は何かという視点で、一問一答の形式ではあるが、忌憚なく様々な意見を伺えた。その内容は、以下のとおりである

1. 最近バンクが新しくなりましたが、この点は魅力だと思いますか？

＜回答＞選手としてもバンクの老朽化には限界を感じていました。向日町競輪場は一度廃止の方向が提示された競輪場であり、経営的にも厳しい中で、大規模な施設の改修を要望しづらい状況でした。バンクのリニューアルは、ナイター照明設備の新設とあわせて、施設の改修という意味よりも、廃止の議論によって一度立ち止まった競輪場から、将来に向けた一歩を踏み出す象徴的な出来事として捉えています。

2. 施設の老朽化が進んでいますが、この点の改善は必要と思いますか？

＜回答＞選手にとって所属の競輪場はホームで、文字とおり「自分の家」なんです。家は新しい方がいいし、きれいな方がいいですから、競輪場が清潔に新しくなることは率直に嬉しいです。ただ、経営健全化が先と踏まえています。経営が健全化し、増収となれば、改修にまわせるお金も増えると思っています。

3. 練習環境について、設備面の整備は十分だと思いますか？

4. 練習環境について、運営のサポート体制は十分だと思いますか？

＜回答＞設備面に関してはできる範囲での協力はしてもらっていると思っています。できるなら物置になっているスペースを練習施設へ変更してもらえると嬉しいです。改装工事が終わっている競輪場に行くと、トレーニングルームやトレーニングマシンが十分に用意されている場もあるので、正直に言えば羨ましいと思います。そうは言っても、一度廃止の方向が出された競輪場ですから、運営をしっかり軌道に乗せてもらうことで、私たちも安心して競技に集中できると思います。

5. 入場者数の減少が続いているが、この点の改善は必要と思いますか？

<p>6. 観客の高齢化が進んでいるが、この点の改善は必要と思いますか？</p> <p><回答>観客は多い方が嬉しいです。選手は観客の前でレースができてなんぼのところがありますから。若者へのアピールは重要です。ファン層を拡大して、多様な人たちが競輪場に足を運んでもらうことが必要ではないでしょうか。</p>
<p>7. ファンとの直接的な交流は盛んだと思いますか？</p> <p><回答>向日市まつりでの選手会ブースの出店や、月に1回の自転車走行会の開催、大文字駅伝での自転車による先導など多方面で交流を行っていることからすると、盛んだといえるのではないのでしょうか。昔は全く交流がなかったわけですから。</p>
<p>8. 観客の高齢化、減少が進んでも、民間ポータルサイト経由の観客(投票)が増加すれば、問題はないと思いますか？</p> <p><回答>民間ポータルサイト経由の観客は一過性の人もあります。売上が増えることは良いことだと思いますが、競輪場に気軽に来てくれる固定のファンの獲得も重要だと考えています。ファンの多様性の実現が必要だと思います。</p>
<p>9. 向日町競輪場の魅力(強み)と言えば何でしょうか？</p> <p><回答>京都は自転車競技の強豪県なんです。自転車競技の強い高校も多くあり、向日町競輪場は高校や大学の自転車部の練習場になっています。ここで練習して全国大会で活躍する選手は多いです。教育現場との連携がしっかりしている点は魅力だと思います。あと、京都市に近い点も強みだと思います。</p>
<p>10. 逆に向日町競輪場の弱み(改善点)はありますか？</p> <p><回答>「スター選手」の発掘ですかね。歴史的に向日町競輪場には数多くの「スター選手」がいました。競輪選手には求められる要素が多く、高校等の自転車競技で優秀な成績の選手が必ずしも競輪でスター選手になれるとは限りません。</p> <p>また、向日町競輪場の施行者は、市町村ではなく、都道府県なので、選手の要望や有事における判断に時間がかかるような印象があります。市町村が施行者の競輪場だと、選手との距離も近いのでスピード感があるように感じます。</p>
<p>11. レースに「人間ドラマ」や「駆け引き」があるといわれますが、この点は魅力だと思いますか？</p> <p><回答>選手としては「人間ドラマ」や「駆け引き」を理解して欲しいし、推理する楽しさを感じてほしいです。選手にも「思い描くレース像」があります。ただ、最近は「分かり易さ」がクローズアップされているように思います。9車立→7車立への変更はその一例だと思います。観客が望むものを提供する＝分かり易さの提供と感じるので、この部分は犠牲になっても仕方がないかもしれません。</p> <p>最近始まった「PIST6」はオリンピックの「KEIRIN」と同様に他の選手との連携は禁止されていて、若い選手の中には気楽さを感じて歓迎する声もあります。</p>

<p>12. 観客の目の前でレースが開催される点は魅力だと思いますか？</p> <p>＜回答＞競輪場は野球場と同じだと思っています。目の前で選手が走ることでファンの定着や、次世代の子供や若者にとっては、「憧れ」「夢」を提供する場所である必要があります。観客の前でレースをすることは、単に選手のモチベーションだけでなく、ファン層の裾野を広げる意味でも重要なことだと思っています。</p>
<p>13. 賞金等が現金で支給されますが、現金支給はレースに向かうモチベーションの向上につながっていますか？</p> <p>＜回答＞確かに現金でもらうと自分自身の成果がダイレクトに結果につながるわけですから、嬉しい気持ちはあります。一方で振込方式でも、お金が入金されるのであれば、それでも十分モチベーションにつながります。選手個人の性格によるところが大きいのではないのでしょうか。</p>
<p>14. ミッドナイトレースやコロナ禍で無観客のレースが増えています。観客がいる場合と比べて、モチベーションに変化はありますか？</p> <p>＜回答＞無観客となった当初は違和感が強かったですけど、レースを重ねるうちに無観客のレースに慣れてきた感じがします。でも、観客の前で、いい野次でも悪い野次でも声援を受けてレースをする方が俄然やる気は出ます。ファンとの一体感を味わうことができますから。</p>
<p>15. 競輪は今後どのファン層を増やすべきだと思いますか？</p> <p>＜回答＞親子、女性、若者から高齢者まで全ての層にファンを増やすことが必要だと思います。ポータルサイト経由でのファンの獲得は競輪ファンの裾野を広げる意味では重要で、ライトファンや女性ファンの獲得に有効だと思いますが、それだけでは足りないと思います。あらゆる層の人が競輪場を訪れ、それぞれがそれぞれの楽しみ方で有意義な時間を過ごすことができるというのが理想です。</p>

総じて京都支部の選手からは、競輪界全体を見据えた謙虚な意見が聞けた。施設や運営側への不満や要求よりも、現状の僅かな変化に感謝し、選手自らが向日町競輪場を盛り上げていかなければならないという姿勢が印象的であった。

向日町競輪場の廃止の議論という苦難を経た選手は、向日町競輪場が中長期的に発展していくため、施設・運営側と競技者とが一体となって協力すべきという視点に立っていると感じられた。

8.3 運営受託者

(1) 現状分析

提案書にある運営受託者(J P F)による向日町競輪場における現状分析(SWOT分析)は、下図のとおりである。

	プラス要因	マイナス要因
内部要因	強み (Strength) <ul style="list-style-type: none"> ・京都府民の高い認知度とイメージ ・全国平均を上回る来場者数 ・上位ランク選手多数 (京都支部) 	弱み (Weakness) <ul style="list-style-type: none"> ・モーニングやナイター開催への制限 ・近隣の競合 (京都競馬場) ・施設の老朽化
外部要因	機会 (Opportunity) <ul style="list-style-type: none"> ・自転車普及率全国1位 ・地域企業との連携 ・インバウンド取り込みの可能性 ・オリンピック誘致によるスポーツ振興 	脅威 (Threat) <ul style="list-style-type: none"> ・様々なレジャーの台頭 ・商圏人口の減少と高齢化

上記は平成 27 年時点での分析であるため、現時点での分析とは相違点があると考えられる。具体的には、向日町競輪場においてはナイター設備やバンクをリニューアルしたことで、「弱み」から「強み」に変化していると考えられる。インバウンドの取込みは当面見込めなくなっているが、「京都ブランド」は確立しており、これを利用した集客は十分に可能である。現下の状況を鑑みて再度分析すると、下図のようになると考える。

	プラス要因	マイナス要因
内部要因	強み (Strength) <ul style="list-style-type: none"> ・京都府民の高い認知度とイメージ ・全国平均を上回る来場者数 ・上位ランク選手多数 (京都支部) ・バンク改修、ナイター設備の設置 	弱み (Weakness) <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の競合 (京都競馬場) ・施設の老朽化
外部要因	機会 (Opportunity) <ul style="list-style-type: none"> ・自転車普及率全国1位 ・地域企業との連携 ・京都ブランドを生かした集客 ・オリンピックによるスポーツ振興 	脅威 (Threat) <ul style="list-style-type: none"> ・様々なレジャーの台頭 ・商圏人口の減少と高齢化

いずれの場合も結論としては、全国的にも向日町競輪場での「新しい層のファンの来場促進」と「場内車券売上の増加」が共通課題であり、向日町競輪場は京都府民からの認知度が高く、ポジティブなイメージもあり、京都府

の「全国屈指の自転車普及率」を生かすことで、売上及び入場者数を伸ばすポテンシャルが十分あると考えられる。

京都府は、他府県に比べレースやサイクリングイベントが盛んに行われており、高校及び大学の自転車競技部の活動も盛んで、トラック競技においても全国大会で活躍する選手が多数いる。向日町競輪場のバンクは自転車競技部の練習場として部員に開放されているが、十分とは言えず、一般の自転車愛好家や競技者からも競輪場での練習を希望する声は増えてきている。

(2) 競輪の位置付け

包括運営受託事業者である J P F では、競輪をスポーツ産業として捉えている。スポーツ産業の発展には「理念」のもと三つの要素「勝利」「資金」「普及」の好循環が必要とする考えがある（早稲田大学平田竹男教授が提唱するスポーツのトリプルミッション）。

提案書の中で、J P F は、競輪をスポーツ産業としてとらえる一方で、競輪の現状として、「競輪業界は三つの要素とも満たしているにもかかわらず『理念』が欠如しているために、三つの要素が好循環しておらず、ギャンブルとして扱われ、スポーツとして活用されていないために衰退してしまっているものと思われる」と分析している。

今後は、「『競輪＝スポーツ』という『理念』の下に三つの要素を好循環させることで、将来の競輪ファンの増加及び売上の増加を実現する取組を行っていく必要がある」とも分析している。

8.4 競輪最高会議

平成 28 年 6 月に策定した「競輪事業の持続的発展に向けた中期基本方針」が令和 2 年度に最終年度となることから、令和 3 年 3 月に競輪最高会議は「中期基本方針」を決定した。これは、令和 3 年度から 5 年間の方針をまとめたものであり、今後の競輪業界の方向性を示したものである。

その中では、デジタル化社会の進展により、顧客ニーズがより一層多様化、複雑化することが想定され、これまで以上に将来の競輪市場の不確実性が高まっていると指摘し、今後は社会還元の最大化という目的の下に競輪の存在感をより強固なものとして行くためには、売上の伸び幅の大きい公営競技（競

馬や競艇等)にならって顧客ニーズを更に分析しつつ、9車立を好むこれまでの顧客を維持しながら新たな顧客層を対象とした施策の拡充や新規施策へのチャレンジを積極的に展開する必要があるとされている。

中期基本方針の目標は、競輪の目的が社会還元の最大化であることを鑑み、売上（機械振興、公益増進）と施行者収益（地方財政の健全化）とし、社会還元の最大化と社会受容性の向上を目指すとともに、競輪の裾野の拡大を図り、競輪の安定的な成長を図るものとする。

令和7年度の売上目標は1兆円、施行者収益を230億円に設定しており、これを実現するために取り組むべき施策を示している。

基本的な考え方として取り組むべき施策を「構造的課題への対応」と「新たな日常の先取りによる戦略」の2つに大別した上で「競輪関係者、最高会議等の位置付け」、「競輪事業の社会的還元の浸透」、「デジタル戦略」、「魅力的な競輪の考察（商品開発）」、「新規価値の創出（価値・価格の向上）」、「販売チャネルのインフラ整備（販路拡大）」、「顧客との競輪の接点拡大（販売促進）」の7つに分類している。

「魅力的な競輪の考察」の中では「250競走の実施」、「開催日数の増加」のほか、選手関係では、競輪選手が自転車競技の世界選手権等でも活躍し、オリンピックの自転車競技日本代表選手に多くの競輪選手が選出されていることを鑑みると、競輪のスポーツ性の訴求及び国際舞台での活躍及び実現に向けて、更なる魅力の向上と競輪がプロスポーツとしての確固たる地位を確立するために、競輪場と競輪選手をリンクさせた地域密着のファン層の拡大が必要としている。

この点は「競輪場の位置付け、地域密着型選手の育成」として、プロ野球パシフィックリーグ等の取組を参考に、競輪最高会議などにおいて指針を作成し、競輪場を核とした地域密着型の新しいマーケティングを行う。競輪施行者は、当該指針に基づき、地域住民の憩いの場（公園）、イベント実施の場、自転車競技の場など、地域特性に合わせて競輪場ごとの戦略を策定し、合わせて地域密着型選手の育成を行うなど、地域・競輪・選手を一体的に活用し、地域に根差した競輪を目指すこととなる。

8.5 小括

これまで、競輪業界に関係するプレーヤーとして、ファン、選手、事業者、

競輪全体を統括する競輪最高会議のそれぞれの基本的な考えや今後の方向性を検討してきた。民間ポータルサイト経由のファン層の行動原理や今後の方向性についての検討はできていないものの、ファン層の拡大と競輪売上は一定の比例関係が存在するものと考えられる。「中期基本方針」の中では、民間ポータルサイト等が保有する顧客データや施行者の収益情報について、施行者や全輪協の協力のもと、競輪振興法人(JKA)に一元化し、購買動向や施行者ごとの詳細分析を行うとともに、効果的な車券発売体制の構築、新規顧客獲得のための分析及び効果的なプロモーションを実施するために必要なデジタル戦略を策定するとしている。このため、民間ポータルサイト経由のファンについては、長期的な観点から、デジタル戦略の中で検討することが有用と考えて、ここでは検討対象から除外することとする。

ファン、選手、事業者のそれぞれのプレイヤーの検討結果をまとめたものが下表である。

	ファン	選手	事業者	備考
施設関係	施設の老朽化は感じている。座席や食堂などの改善が必要。	老朽化した施設をリニューアルする必要がある。しかし、経営の健全化が優先	必要なリニューアル工事はしなければいけない	三者とも、ほぼ同じ意見
新規ファンの獲得	新規ファン獲得のために改善してもいいが、このままでもよい。もしくは多少改善が必要。	ファンの多様性が重要。高齢化やファンの減少には対策が必要。	様々な施策を打ち出す必要がある	ファンにとっては、新規ファンの獲得の優先度は他者と比較して低い。
競輪の魅力	・推理する楽しみ、人間ドラマがある。 ・目の前でスピード感のあるレースが見れる。	・「推理」や「人間ドラマ」理解もらえればうれしい。 ・一方で観客には「分かりやすさ」が求められていると感じる。	・「競輪＝ギャングブル」から「競輪＝スポーツ」への変革	選手が考えている以上に既存ファンは現状に満足して、レースの推理を楽しんでいる。
競輪場の魅力	<競輪をはじめたきっかけとして> ・近くにあった。 ・知人友人と一緒に訪れた。	・積極的にイベントを行い、ファンとの交流をする場所 ・若者や子供に対して、夢や憧れを提供する場所	・地域住民、自転車愛好家、競輪ファンが一緒に集う場所	三者とも、ほぼ同じ意見

立場によって多少の濃淡はあるものの、競輪業界に関係する人の方向性は同じ方向を向いているのではないだろうか。

【指摘事項6】 来場者アンケートの実施とインターネット投票者の取込み

「中期基本方針」の中で競輪売上1兆円、施行者収益230億円の達成を目指す施策として、「競輪場を核とした地域密着型の新しいマーケティングを行う」ことと、「デジタル戦略の策定」が提言されている。

これまで、向日町競輪場として来場者アンケート調査の実績はないとのことであるが、地域密着型の新しいマーケティングを行うためには、核となる競輪施行者自らが主体的及び積極的に、競輪場に集まる来場者、潜在的な来場者となりうる近隣住民、自転車競技者等の声を収集する必要がある。この実施時期については、向日町競輪場の今後のあり方検討の流れに含めることが効果的である。

民間ポータルからのインターネット投票者が一過性のブームで終わらないよう、全国組織(JKA)、選手会、運営委託先、民間ポータル運営先を巻き込んだ競輪活性化の動きに向日町競輪場としても積極的に参加していく姿勢が求められる。

なお、その方法の一つとして、向日町競輪場のWEBページや公式SNSも有効に活用し、地域に根差した新しいコンテンツの発信と双方向メディアの創出によって、適時に必要な意見を集約する体制を構築し、マーケティング活動に生かすことが考えられる。

9 総括・提言

9.1 検討委員会報告への考え方

(1) 検討委員会報告当時の状況

前述 2.7(2)のとおり、京都府においては平成 23 年 2 月に提出された「向日町競輪事業検討委員会報告書」において最後に言及された文言「廃止もやむを得ないものとする」が重く受け止められ、平成 23 年 12 月の京都府議会本会議で当時の知事が「検討委員会報告を受け、中長期的な観点から見れば、競輪事業の存続は非常に難しい」と答弁されて、今日に至っているのが実情である。

検討委員会当時の向日町競輪場と全国競輪の状況は、以下のとおりである。

<当時の向日町競輪場の状況> (単位：百万円、千人)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
車券売上収入	15,533	13,961	11,567
本場入場者数	165	144	120
受託場外入場者数	445	470	418
単年度純収支	476	▲31	▲62
一般会計繰出金	0	800	0

※ 車券売上は、平成 24 年度の 10,471 百万円がバブル期以降の最低額

<当時の全国競輪場の状況> (単位：億円、万人)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
車券売上	7,913	7,275	6,349
入場者数	694	647	535

※ 車券売上は、平成 25 年度の 6,063 億円がバブル期以降の最低額

電話投票が徐々に増加していたものの、本場売上と場外売上の減少が極めて大きく、京都府が包括民間委託やナイター導入を否定的に捉えていた状況では、強気の将来予測を可能とする材料はほとんどなく、悲観的な収支となる可能性が高いと判断されたことは、客観的かつ合理的な判断であったと考える。

(2) 検討委員会報告の検討

今回の包括外部監査において、平成 23 年 2 月の向日町競輪検討委員会の考え方を確認することが重要と考え、向日町競輪事業検討委員会報告書を確認

し、必要に応じて上記検討委員会の関係者にもヒアリングを行った。

当時の状況を確認したところ、向日町競輪場を巡る問題としては、収支赤字のほか、ギャンブル常習性や地域への負担、雇用の維持、選手の行き先、自転車振興への対応など様々な問題があった。

その中で、検討委員会としては、最重要の論点が「地方財政への貢献という競輪事業の目的が果たせるかどうか」であり、向日町競輪場の存廃判断基準は将来にわたって京都府財政への繰出しが可能かどうかであると判断されたと考えられる。

＜検討委員会報告のポイント＞

検討委員会報告において、収益事業である向日町競輪場の存廃を判断する最も重要な基準は、京都府財政への繰出しが可能かどうかであると判断されたと考えられる。

(3) 現時点への当てはめ

＜現在の向日町競輪場の状況＞

(単位：百万円、千人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
車券売上収入	10,941	12,352	12,444	23,633
本場入場者数	43	43	27	
受託場外入場者数	310	251	251	
一般会計繰出金	350	250	100	200
単年度純収支	268	214	313	956

※ H28～包括民間委託開始、平成30年度は大阪北部地震で2開催休止、令和2年度は緊急事態宣言で3開催休止での実績、令和3年度は2月補正後予算

＜現在の全国競輪場の状況＞

(単位：億円、万人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
車券売上	6,541	6,605	7,499	8,900 (見込み)
入場者数	250	219	125	

※ 令和2年度は各地で緊急事態宣言による無観客開催あり

【指摘事項 7】向日町競輪事業存廃の再検証の必要性

平成 23 年の向日町競輪事業検討委員会において、向日町競輪場の廃止もやむなしと判断した基準は、向日町競輪場が地方財政への貢献という競輪事業の目的を果たせるかどうかであった。当時の状況では将来の悲観的な収支予測しか描けず、将来にわたって京都府財政への繰出しを見込める状況にはなかったため、廃止やむなしとの結論に至ったものである。

その後、向日町競輪場は様々な経費削減を実施し、包括民間委託の実施によって大きく収支を改善させることに成功した。

さらに、向日町競輪場は、競輪界全体における民間の力を活用したインターネット投票やミッドナイト競輪での成功例を自場に積極的に導入して、減少傾向であった車券売上を近年急激に増加させて、令和 3 年度当初予算ベースでは 7 億円もの一般会計への繰出しを可能としている。

このような状況を踏まえ、京都府は検討委員会報告における地方財政への貢献という判断基準を再確認し、新たな第三者委員会による向日町競輪事業の存続に関する再検討を早急に行うべきである。

競輪場存廃に関する具体的な判断は京都府の政策の範疇であり、監査人は存廃の判断を下す立場にはないことは承知の上であるが、包括外部監査制度が導入された趣旨を鑑み、外部の第三者として敢えて指摘事項に加えて意見を述べることにする。

【意見 13】競輪場存廃の方向性について

向日町競輪事業検討委員会の報告書において、競輪場の存廃を判断する最も重要な基準は、京都府財政への繰出しが可能か否かであった。

現在、向日町競輪場は安定した収支黒字を計上しながら一般会計への繰出しを継続的に果たしており、今後はこれまで以上の収支黒字も見込まれている。また、施設の老朽化の課題についても、将来収支シミュレーションの結果を踏まえると、施設の建替えに必要と見込まれる資金を中期的に償還することが可能と試算されたことから、現在の状況から客観的に判断すれば、競輪場を廃止すべきと考える要素は消失しており、向日町競輪場は存続させるべきと考える。

京都府と類似の状況にあった千葉市や奈良県は、過去に廃止相当とした検討委員会報告や首長判断を近年臨機応変に見直している。それぞれの自治体

における個別の事情はあるが、京都府においても参考にされたい。

9.2 施設のリニューアルの必要性

仮に、第三者委員会において向日町競輪場を存続させることが妥当と判断された場合は、老朽化している施設を更新すべき時期を迎えているため、早期に施設のリニューアルの検討を行う必要がある。

施設のリニューアルの内容に関しては、6.2 他競輪場のリニューアル状況が参考になるが、向日町競輪場としてどのような方向性を備えた施設とするのか、京都府としての方針が重要となる。

6.3 リニューアル工事費の試算や7.3 リニューアル工事实施の収支シミュレーションにおいては必須の更新内容のみに言及し、将来見込むべき向日町競輪場としての方向性については詳しくは言及していなかった。

ここでは、他の競輪場を視察した客観的第三者である監査人として、以下のとおり、向日町競輪場において検討すべきと考える工事等を列挙する。

場内土木工事	向日町競輪場ほど場内の傾斜が急な競輪場はなく、場内のアスファルトが劣化し、段差等が生じている状況では、舗装を含む土地改良の土木工事を検討する必要がある。
場外車券売場 (時間外)	来場者を増やそうとする前提と矛盾するかもしれないが、競輪場が開場していない時間帯や本場開催が行われない日において、通常の本場車券売場とは別に場外車券売場(いわゆる「外向発売所」)を設置している複数の競輪場が見受けられた。このような方法により、当直人員や光熱費を削減することができ、また、本場開催が行われていない日は、投票者以外の周遊ゾーンが広がるため、施設の有効活用が図れる。
電光掲示板	確定板や電光掲示板がなくても競輪を十分実施できるが、来場者が減少し、インターネット投票が増加すると、競輪競技の迫力が伝わりにくく、選手のモチベーションも劣化していく。プロ野球のボールパークのような場内の一体感を醸成するには電光掲示板が有効で、選手紹介映像など工夫を凝らすことで、インターネット投票者が会場と繋がるなど、次世代の来場ファンを増やすデジタル戦略を実施できる。
門前駐車場	東入場門近くに可能な限り多くの駐車場を用意するべきである。向日消防署跡地は暫定的な駐車場利用が適当だが、第1駐車場と一体化させ、2階建ての駐車場にすることで

	最大限多くの駐車台数を確保できる。
トレーニング設備	選手控室棟奥の粗大ごみとプレハブ物置は撤去すべきで、代わりにドーム内施設にも負けないトレーニング設備を建設できれば、京都支部所属選手のモチベーションが向上する。
BMXパーク	本年度に Japan-Cup が開催されるなど、向日町競輪場の特色としてアピールできる施設であるため、競輪場の改修と合わせて拡充することも検討の余地がある。
緑地	他の競輪場と比べて敷地面積が広いいため、余剰スペースを広く公園施設として整備することが可能である。家族連れでバーベキューを楽しめるような緑地等を設けることで来場者の幅が広がり、地域住民に歓迎される施設となりうる。

施設のリニューアルに際しては、包括民間委託先の J P F が数多く事例を手掛けており、千葉競輪場等では施設の建設資金までを J P F が拠出する積極的な姿勢を見せているため、参考となる意見を聞くことが期待できる。

また、施設のリニューアルには巨額の資金が必要となるため、財源の確保に関して、可能な限り早くから長期的計画の下で準備していくことが望まれる。

9.3 向日町競輪場の将来について

第三者として、客観的な立場で向日町競輪事業を見れば、存続すべきと考える旨の判断は先に述べたとおりである。売上 200 億円で利益を 6 億円獲得するような事業は上場企業と比べてもそんな色なく、必要な設備投資を行って事業を継続させる判断が当然であろう。

もちろん、事業自体に社会的な問題がある場合は別であるが、競輪の場合は過度に射幸心を煽らない配慮や、依存症対策、スポーツ振興、地域貢献など適切な施策が講じられており、そのような批判は当たらないであろう。

本事案を取り上げるまで監査人の競輪に対する認識はゼロに等しかった。競馬やパチンコは多少経験があっても、競艇や競輪の世界に足を踏み入れるのはためらう、という人が世間一般には多いのではないだろうか。

一般に悪いニュースは広まりやすく払拭しにくいいため、向日町競輪場についても、昭和時代の風評がいつまでも残っていると思われる。収支が悪化し

たニュースは駆け巡るものの、収支が良くなったニュースや地域に貢献しているといった情報はなかなか広まらない。

そうした一つの要因は、向日町競輪場としての直接的な地域貢献が、サイクルクラブや向日市まつりなどの、限られた地域での交流にどうしても留まってしまったためであろう。桂川以東の京都市域や山城地域にとって、そうした取組は距離的要素もあって関心を持ちにくい。

より巨額となる資金的貢献では、京都府への一般会計繰出しや向日市への交付金は、府庁や市役所が行う事業の財源になるだけであり、JKA交付金を通じての機械工業振興や公益増進事業への補助は、全国競輪の資金力がリスクとされるだけの効果しかもたらさないように思える。

向日町競輪場が京都府民に存在を認めてもらうためには、向日町競輪場が直接実施する広範な地域貢献が必要ではないだろうか。例えば、京都府一般会計を経由せずに、京都府民が購入する電動アシスト自転車への補助金制度を向日町競輪場で実施する施策などが考えられる（近隣では滋賀県守山市、兵庫県赤穂市、奈良県橿原市・大和郡山市が実施している）。

もちろん地道な方策も両輪として重要であり、向日町競輪場が既に行っているサイクルクラブやバンク走行体験、ロードバイク試乗会、向日市まつり、選手による駅伝先導などによる貢献があつて初めて、向日町競輪場の存在が評価されうると考える。

現在の京都府自転車競技事務所、運営委託先、選手会、全国競輪の協力体制の下では、向日町競輪場の将来を考えれば考えるほど、監査人には明るい未来しか見えてこない。それは無条件の成功ということではなく、まだまだ改善の余地が多い向日町競輪場において、この協力体制が様々な改善を果たしつつ、収益性と地域貢献とを確保した、より活気のある新しい向日町競輪場を成し遂げられるのではないかという期待である。

インターネット投票者が増加する中、いかにして本場の活気を取り戻せるかなど、難しい課題は厳然と存在している。向日町競輪場がそうした難問を克服し、真に地域に歓迎される存在となることを願って、本報告の筆を置く。

<参考文献>

「競輪 60 年史」(JKA 平成 21 年)

「競輪 20 年史」(日本自転車振興会 昭和 46 年)

「競輪という世界」(轡田隆史ほか 令和 2 年文芸新書)

「競輪文化『働く者のスポーツ』の社会史」(古川岳志 平成 30 年青弓社)

「これで競輪のすべてがわかる」(阿部道 平成 29 年三恵書房)

<指摘事項・意見一覧>

指摘事項		意見
3.2.2入場料収入		1 入場料の見直し
3.2.3その他収入		2 将来的な場外発売減少への対応
3.4(1)一般会計繰出金	1 公営競技納付金の削減及び一般会計繰出金の合理化を目的とした基金の設置	
3.5収支の改善状況(4)小括		3 将来的な変動費率の低減
4.2.1競走路関連		4 バンクの改修について
		5 走路内施設について
4.2.2投票所及び観戦スタンド		6 第 4 投票所棟、第 5 投票所棟の取壊しについて
4.2.5修繕の計画	2 計画的な修繕の管理	
4.3駐車場	3 第 4 駐車場群の整理と向日消防署跡地の有効活用	
4.4施設の外部貸出し	4 駐車場グラウンドの積極的な貸出し	
5.1資金の管理		7 現金準備額の見直しについて
5.2備品の管理	5 適切な備品管理	
5.3.1包括運営委託		8 包括民間委託の結果評価
		9 公募型プロポーザルにおける参加者の確保
5.3.2(3)随意契約		10 予定価格調書への不適切な記入と形骸化
		11 単独随意契約とすることの検討について
5.3.2(4)その他の契約		12 場外開催時の店舗加算使用料
8.5競輪関係者の考え一小括	6 来場者アンケートの実施とインターネット投票者の取込み	
9.1検討委員会報告への考え方	7 向日町競輪事業存廃の再検証の必要性	13 競輪場存廃の方向性について
7		13

以上